

介護の改革の必要性

- 介護はすでに医療以上のスピードで費用が増加しているが、団塊世代が85歳以上となる「10年後」には介護費用が激増することが確実。一方で、介護費用を支える保険料・公費負担の上昇、介護サービスを支える人材確保には限界がある。
- この中で、①ICT機器の活用による人員配置の効率化、②協働化・大規模化による多様な人員配置、③給付の効率化（介護報酬改定、利用者負担、給付範囲の見直し）を3年に1度の制度見直しにおいて、毎回、着実に進める必要。

◆介護費用の推移

	2000年		2022年
介護保険	3.6兆円	約4倍	13.3兆円
医療保険	30.1兆円	約1.6倍	46.7兆円

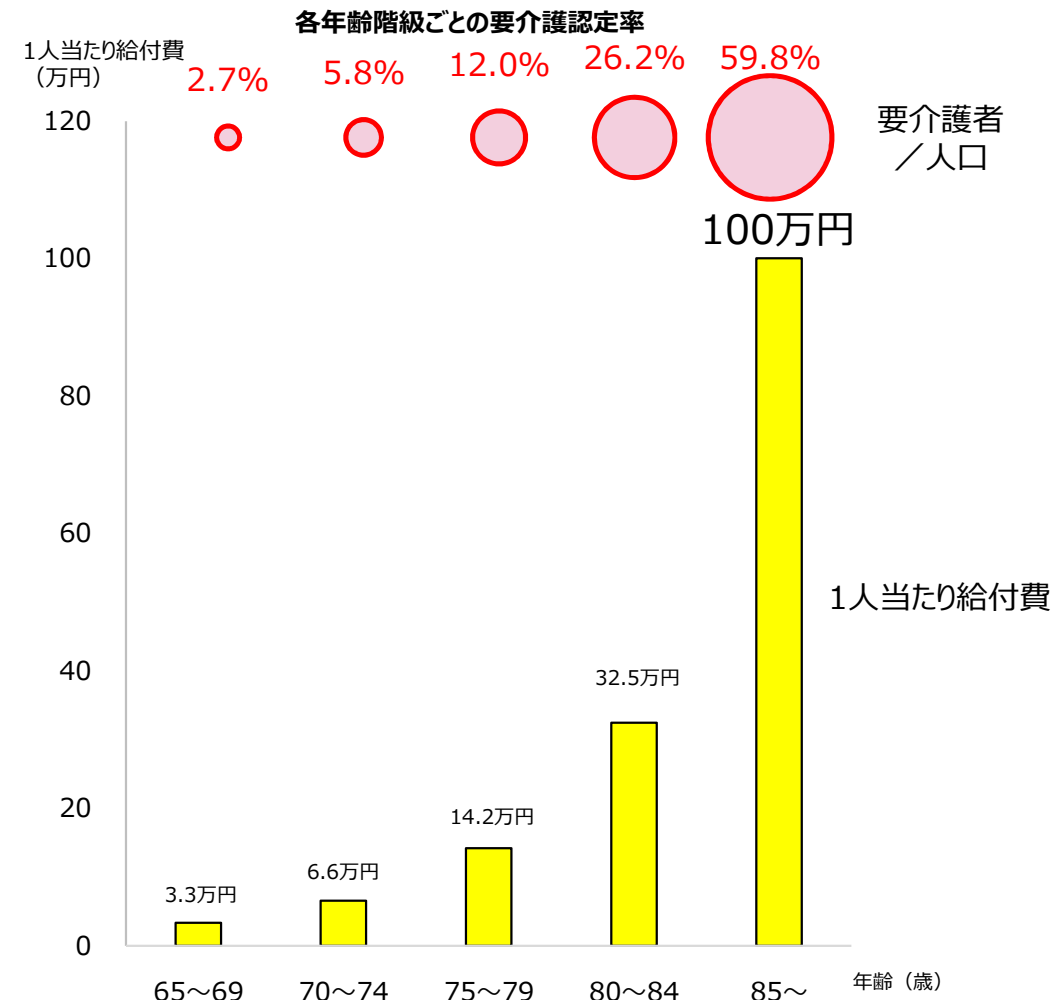
◆介護保険料（月額）の推移

	2000年		2022年
1号保険料	2,911円	約2.1倍	6,014円
2号保険料	2,647円 ^{注1}	約2.1倍	5,669円 ^{注2}
医療保険 (協会けんぽ)	8.5%	約1.2倍	10.0%

(注1) 2001年の確定納付金額。

(注2) 2020年の確定納付金額。

◆年齢別一人当たり給付費と要介護認定率

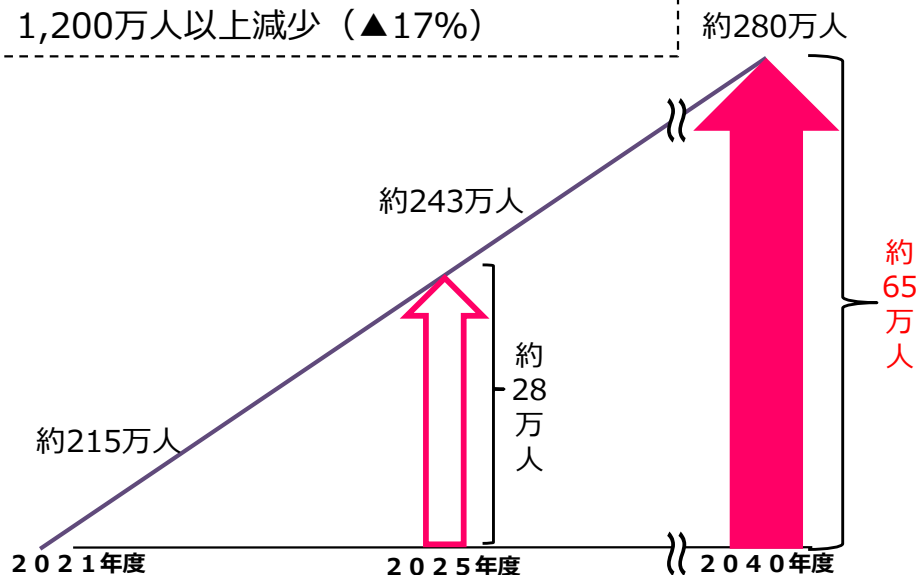


(出所) 要介護認定率：厚生労働省「介護保険事業状況報告（令和2年度）」、総務省「人口推計」
介護給付費：厚生労働省「介護給付費等実態統計（令和2年度）」、総務省「人口推計」

- 今後、超高齢化、要介護者の急増が予想される中で、介護人材の必要数も増大。労働人口に限りがある中で、必要な介護サービスを確保するには、ICT機器の活用を通じた、業務負担の軽減や、データに基づいた介護サービスの質の向上（自立支援・重度化防止）を図るとともに、介護施設・通所介護等における人員配置の効率化が不可欠。

◆介護人材の必要数の見込み

2021年から2040年にかけて生産年齢人口は1,200万人以上減少（▲17%）



(出所) 厚生労働省「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」
 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査（令和3年度）」
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」

2021年度介護報酬改定における人員配置の効率化

特別養護老人ホームにおいて見守り機器やインカム（コミュニケーション機器）等のICTを導入する場合、夜間の人員配置基準を緩和。

(要件)

- ・施設内の全床に見守り機器を導入していること
- ・夜勤職員全員がインカム等のICTを使用していること
- ・安全体制を確保していること

◆主なICT機器の例



眠りスキャン（見守り）



D Free（排泄予測）



ハナスト（連絡・記録）

◆ICT機器を活用した生産性向上の事例

- ✓ 複数のICT機器の情報を集約し、介護職員が効率的かつ効果的に介護ロボットを使用できる機器の導入



(出所) 社会福祉法人善光会「アウトカムをベースとした科学的介護の推進」

夜間業務 **37%効率化**

- ✓ 音声でメモを作成し、それを記録システムと連携することで、介護を行いながら記録の作成が可能となる機器の導入。



(出所) 株式会社ケアコネクトジャパンHP

記録作業等 **40分削減**

介護事業の収益の推移

- 介護事業者は、直近のコロナ禍で、業態間の多少の異同はあるものの、安定した収益をあげている。
- 産業界全体、とりわけ中小企業や中小サービス業がコロナ前から年ごとに収益が変動する一方、介護事業の収益は安定した伸びを示している。

◆介護事業者の収支差率

	給付費 (兆円)	経営実態（概況）調査			経営実態（概況）調査 (特損を除く)		
		2019	2020	2021	2019	2020	2021
介護サービス 全体	10.7	2.4%	3.9%	3.0%	3.9%	5.5%	4.7%
特養＋老健	3.3	2.0%	2.3%	1.7%	2.3%	2.6%	1.9%
通所＋訪問	2.4	3.0%	4.9%	6.9%	4.9%	7.2%	5.1%

(注1) 給付費は2021年度の介護給付の実績。介護予防サービス、地域支援事業等は含まない。

(注2) 厚生労働省の経営実態（概況）調査は、事業所から本部への繰入を特別損失（特損）として計上する一方、本部から事業所への繰入は計上されていない。そのため、事業所ごとの経営状況を確認する観点からは、特損を除いた収支で分析することが適当。（独）福祉医療機構の経営分析参考指標においても事業収益に着目した分析を行っており、特損は含んでいない。

(参考) 法人企業統計

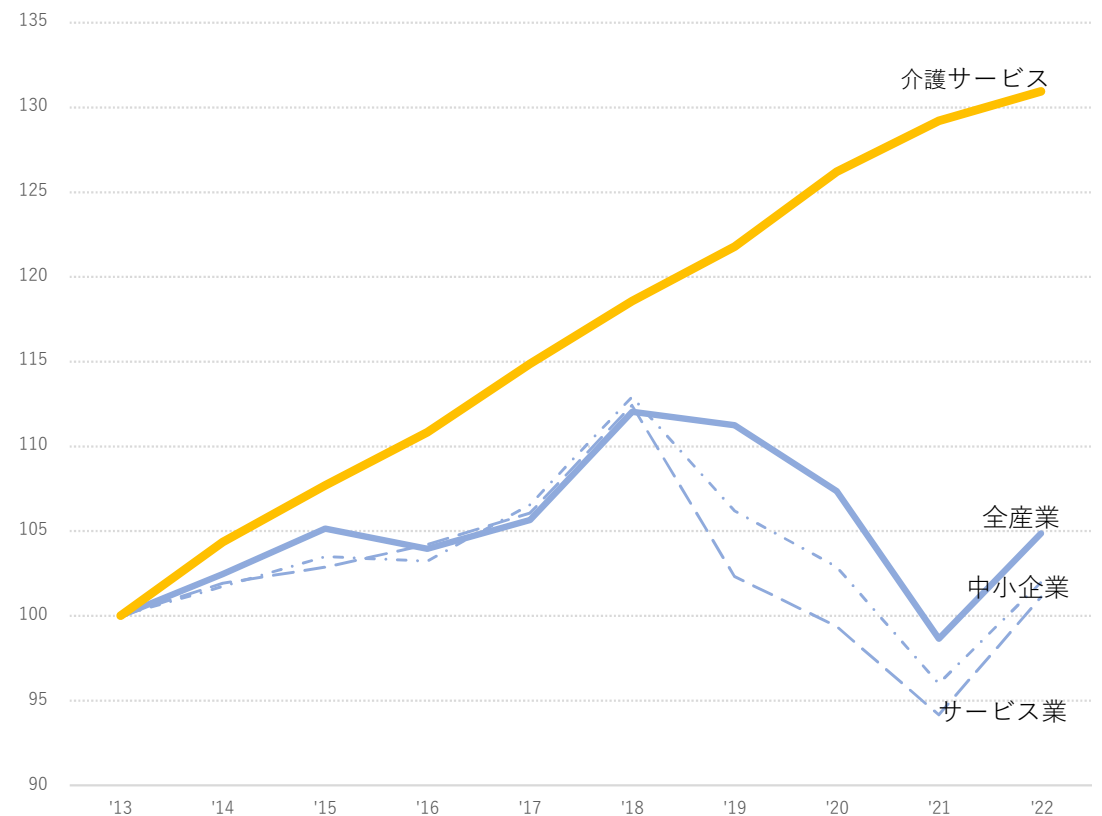
	2019	2020	2021
全産業	4.5%	4.2%	5.4%
中小企業	2.9%	2.6%	3.3%
中小サービス産業	2.5%	2.1%	2.8%

(参考) 経営分析参考指標

	2019	2020	2021
介護サービス全体	3.8%	5.2%	3.7%

(出所) 厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査」、財務省「法人企業統計」、(独)福祉医療機構「経営分析参考指標」等を基に算出

◆介護事業の収益額の推移（2013年を100とした場合）

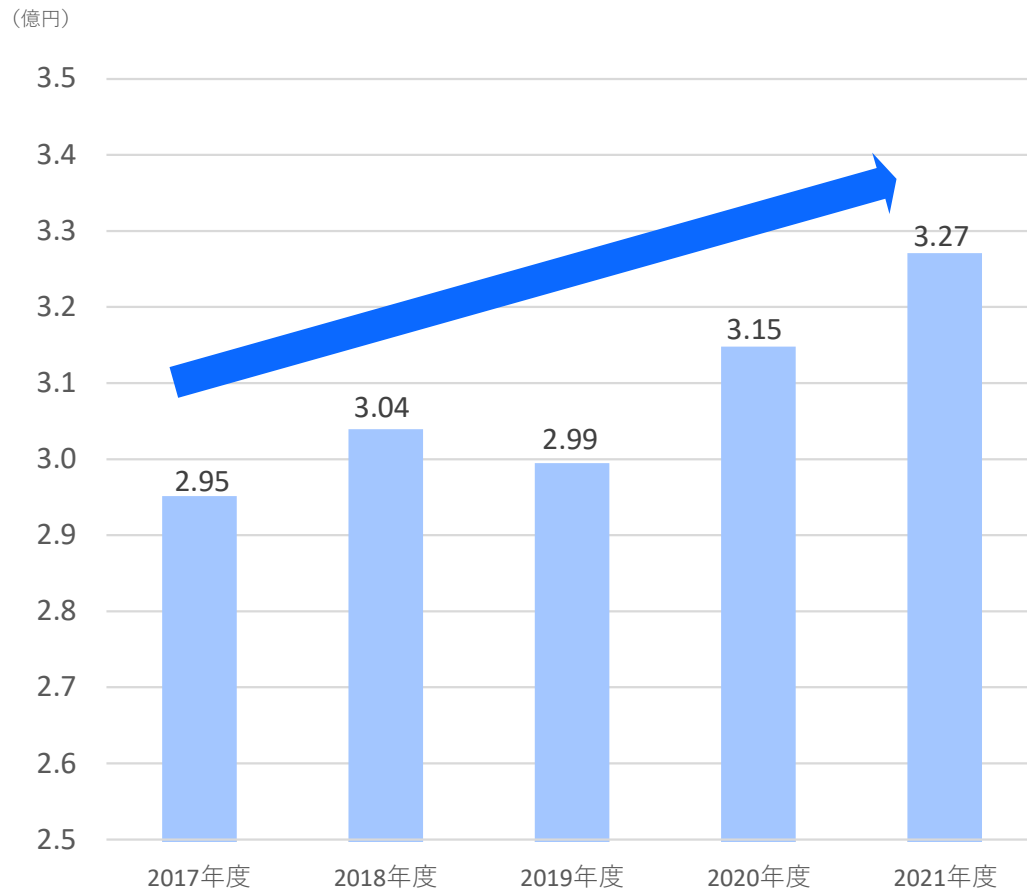


(出所) 厚生労働省「介護給付費等実態統計」、財務省「法人企業統計」

(注) 介護サービスは介護給付費等実態統計の費用額（暦年）、その他産業は法人企業統計の売上額（年度）

- 主に介護事業を運営する社会福祉法人においては、平均して費用の6か月分前後の現預金・積立金等を保有しており、直近まで毎年、現預金・積立金等の額も増加している。

◆社会福祉法人の1法人当たりの現預金・積立金等の推移



◆現預金・積立金等と年間費用の割合（主に介護保険事業を行っている社会福祉法人）（2021年度）

(単位 百万円)

事業規模 (収益額)	現預金・積立金等	年間費用	現預金・積立金等が費用の何か月相当か
全法人平均	444	822	6.5か月
～1億	55	71	9.4か月
1億～5億円	191	314	7.3か月
5億～10億円	409	699	7.0か月
10億円～	1,005	2,014	6.0か月

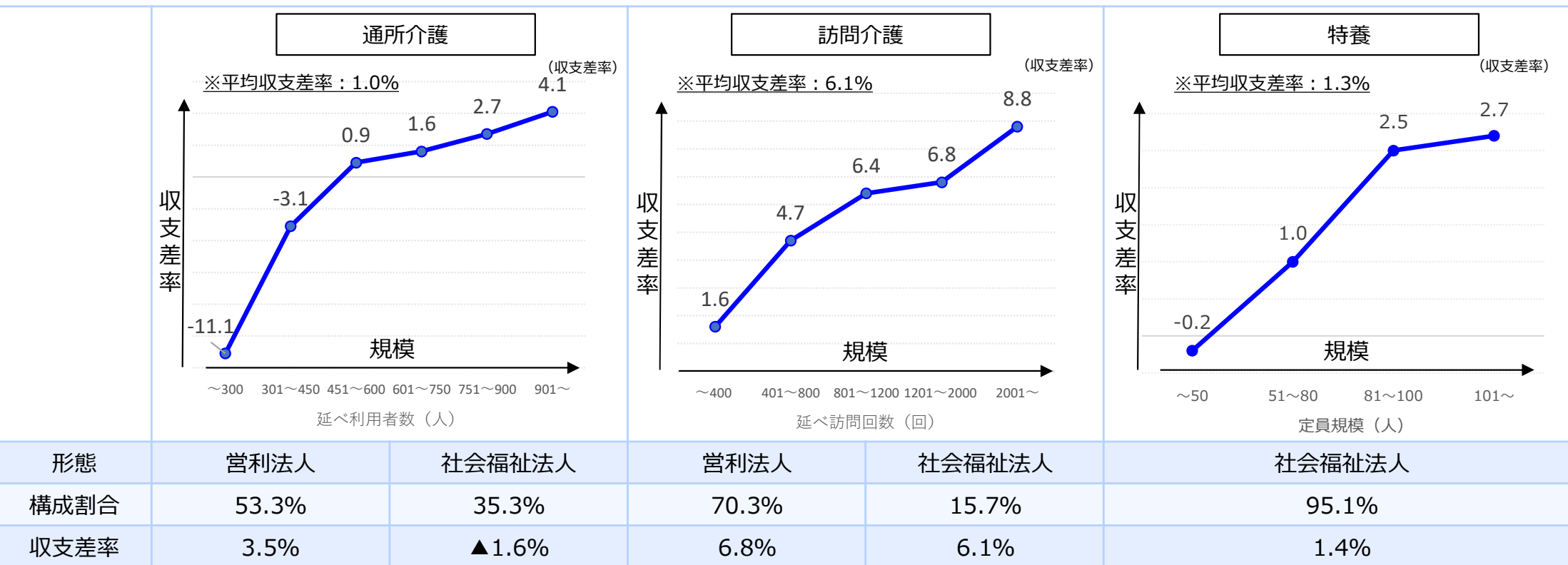
(出所) (独) 福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を基に分析

(注) 厚生労働省が第7回公的価格評価検討委員会に提出した資料（「社会福祉法人の計算書類等について」）では、社会福祉法人が保有する一般的に流動性が高いと考えられる資産として「現預金+積立金」を分析。本資料では、現預金・積立金に有価証券を追加している。

業務の効率化と経営の協働化・大規模化①

- 限られた介護人材のリソースを有効に活用し、生産性を上げていくため、経営の協働化・大規模化は重要な取組。
- 在宅・施設とも、規模が大きいほど収支差率が上昇。
- この中で、営利法人と社会福祉法人を比較すると、営利法人の方が収支差率が良好。大手民間企業では100か所以上の事業所で通所・訪問介護を運営している例もあり、こうした取組が効率的な運営につながっていると考えられる。

◆規模別の収支状況（通所介護、訪問介護、特養）



(出所) 厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査」、厚生労働省「令和3年介護サービス施設・事業所調査」 (注) 収支差率は税引き前の値。

◆大手民間企業の事業所数（2023年4月30日時点）

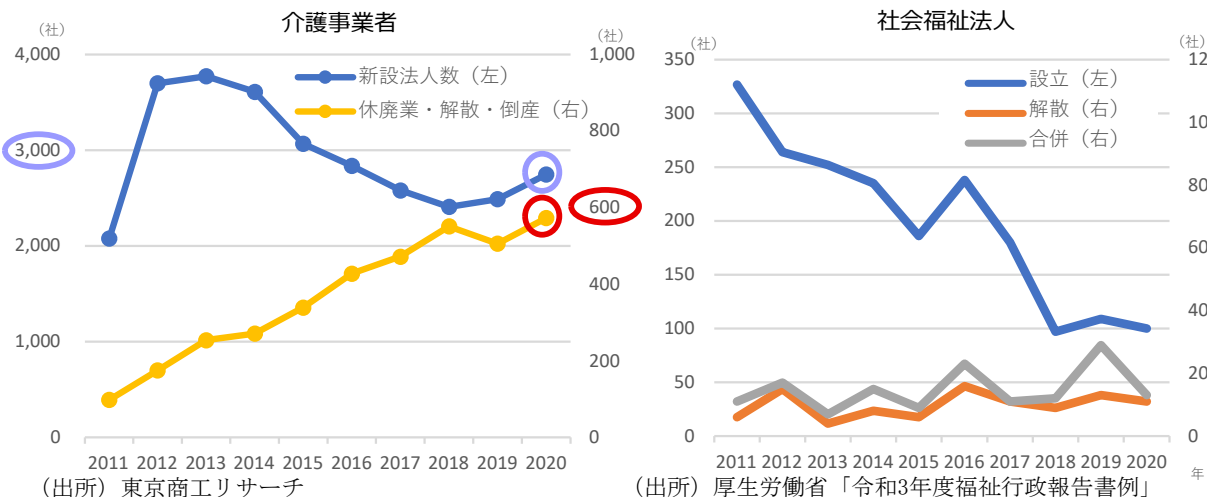
企業名	ニチイ学館	SOMPOケア	ツクイ	学研ココファン
通所介護	382	55	548	44
訪問介護	1,489	205	133	157

(出所) 各社HP

(注) 民間企業においては、多数の事業所を統括する本部を設置。職員の管理や食事の調理、申請事務等を一括することで費用を押さえている。

- 介護事業者は毎年多数の参入・退出が見られるが、その多くは営利法人の事業者と見られる。一方で、社会福祉法人については、新規設立・合併・解散いずれも少ない状態。
- こうした中で、社会福祉法人については、1法人1拠点（1施設のみ）、1法人2拠点（施設+通所or訪問が典型）の法人が過半を占めているが、こうした法人の利益率は低調。
- 一方で、特養では規模が大きくなるほど職員1人当たりの給与が大きくなる傾向にある。
- こうした多くの社会福祉法人の経営基盤の強化に資する方策として、他法人との連携、具体的には物資の共同購入、人材の相互交流などが考えられる。これらは職員の処遇改善にも資すると考えられる。

◆介護事業者・社会福祉法人の新設・倒産（解散）数等の推移



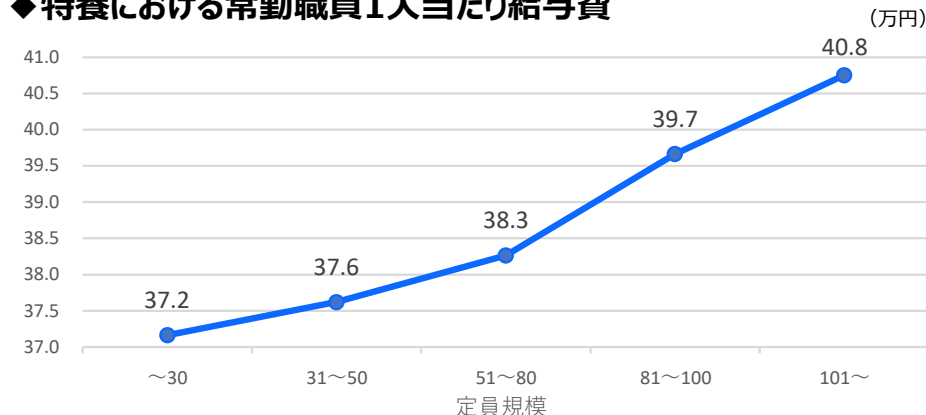
厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」によると、2021年度は調査対象の介護サービス施設・事業所が合計24.9万か所であったのに対し、3.1万か所以上が未回答。休止中の施設・事業所が毎年4,500か所以上存在。

◆主に介護保険事業を行う社会福祉法人（介護保険事業収益がサービス活動収益全体の90%超）の拠点数別割合（2021年度）（n = 3,763）

	1拠点	2拠点	3拠点	4拠点	5拠点以上
法人数	1,387 (36.9%)	697 (18.5%)	536 (14.2%)	376 (10.0%)	767 (20.4%)
利益率	▲0.3%	0.3%	0.8%	0.6%	2.0%

（出所）（独）福祉医療機構「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」を基に分析

◆特養における常勤職員1人当たり給与費



（出所）厚生労働省「令和4年度介護事業経営概況調査」

◆社会福祉連携推進法人の概要

- 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要。
- 社員に対し、人材確保支援、物資の供給を行うほか、地域福祉の推進に係る共同での取組や災害発生時の福祉サービスの確保支援、経営支援、貸付を実施。

（例）社会福祉連携推進法人リガールにおける取組

- 連携推進法人を構成する異なる法人間で人事交流（出向）を実施。
- その他、共同の研修、各法人の小規模多機能などの整備を支援。

（出所）厚生労働省「第2回社会福祉連携推進法人の運営の在り方等に関する検討会」等

給付と負担

（１）高齢者の負担能力に応じた負担の見直し

○ 1号保険料負担の在り方

・国の定める標準段階の多段階化、高所得者の標準乗率の引上げ、低所得者の標準乗率の引下げ等について検討を行い、具体的な段階数、乗率、公費と保険料多段階化の役割分担等について、[次期計画に向けた保険者の準備期間等を確保するため、早急に結論を得る](#)

○「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準

・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、[次期計画に向けて結論を得る](#)

○補足給付に関する給付の在り方

・給付の実態やマイナンバー制度を取り巻く状況なども踏まえつつ、引き続き検討

(※) [次期計画に向けて結論を得るとされた事項については、遅くとも来年夏（＝本年夏）までに結論を得るべく引き続き議論](#)

（２）制度間の公平性や均衡等を踏まえた給付内容の見直し

○多床室の室料負担

・老健施設及び介護医療院について、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえつつ、介護給付費分科会において介護報酬の設定等も含めた検討を行い、[次期計画に向けて結論を得る](#)

○ケアマネジメントに関する給付の在り方

・利用者やケアマネジメントに与える影響、他サービスとの均衡等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

○軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方

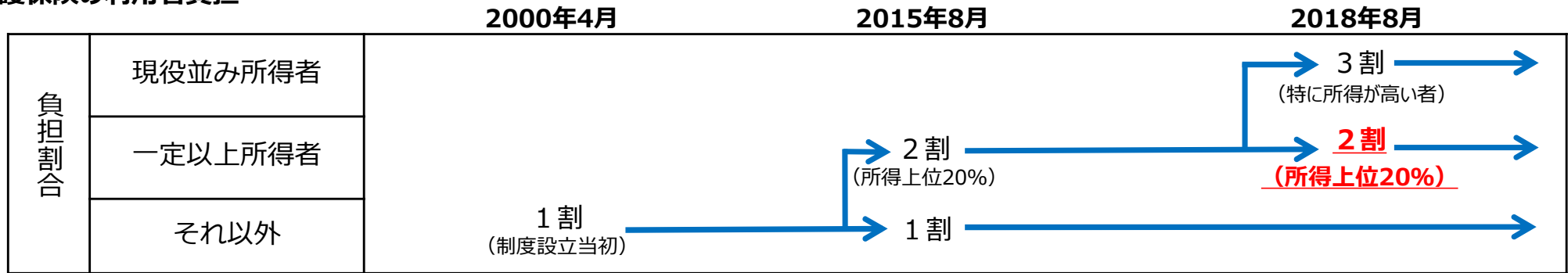
・現在の総合事業に関する評価・分析等を踏まえ包括的に検討し、第10期計画期間の開始までに結論を得る

（３）被保険者範囲・受給者範囲

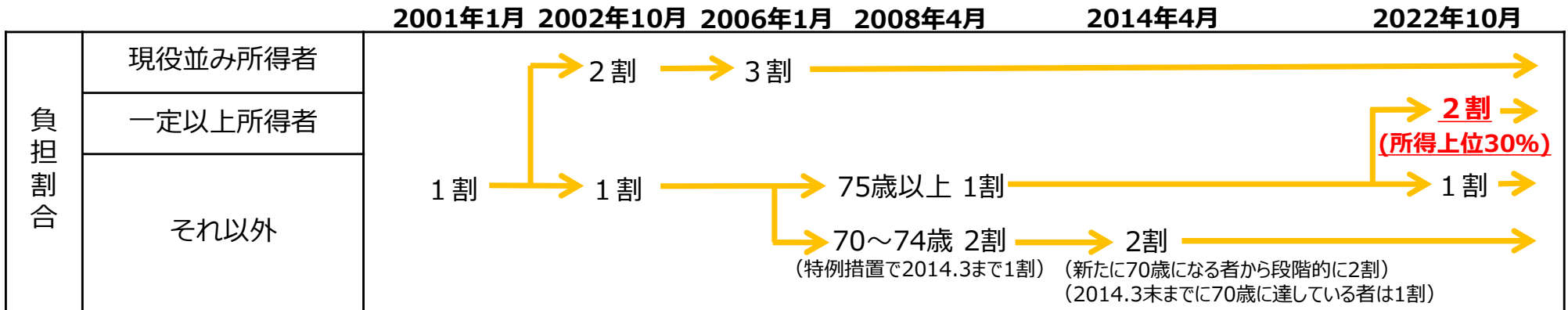
・第2号被保険者の対象年齢を引き下げることについて、介護保険を取り巻く状況の変化も踏まえつつ、引き続き検討

- 後期高齢者医療制度における2割負担の導入（所得上位30%）を受けて、介護保険の利用者負担（2割負担）（現行：所得上位20%）の拡大について、ただちに結論を出す必要。
- さらに、利用者負担を原則2割とすることや、現役世代並み所得（3割）等の判断基準を見直すことについても検討していくべきである。

介護保険の利用者負担



(参考) 医療保険の患者負担（70歳以上の高齢者）

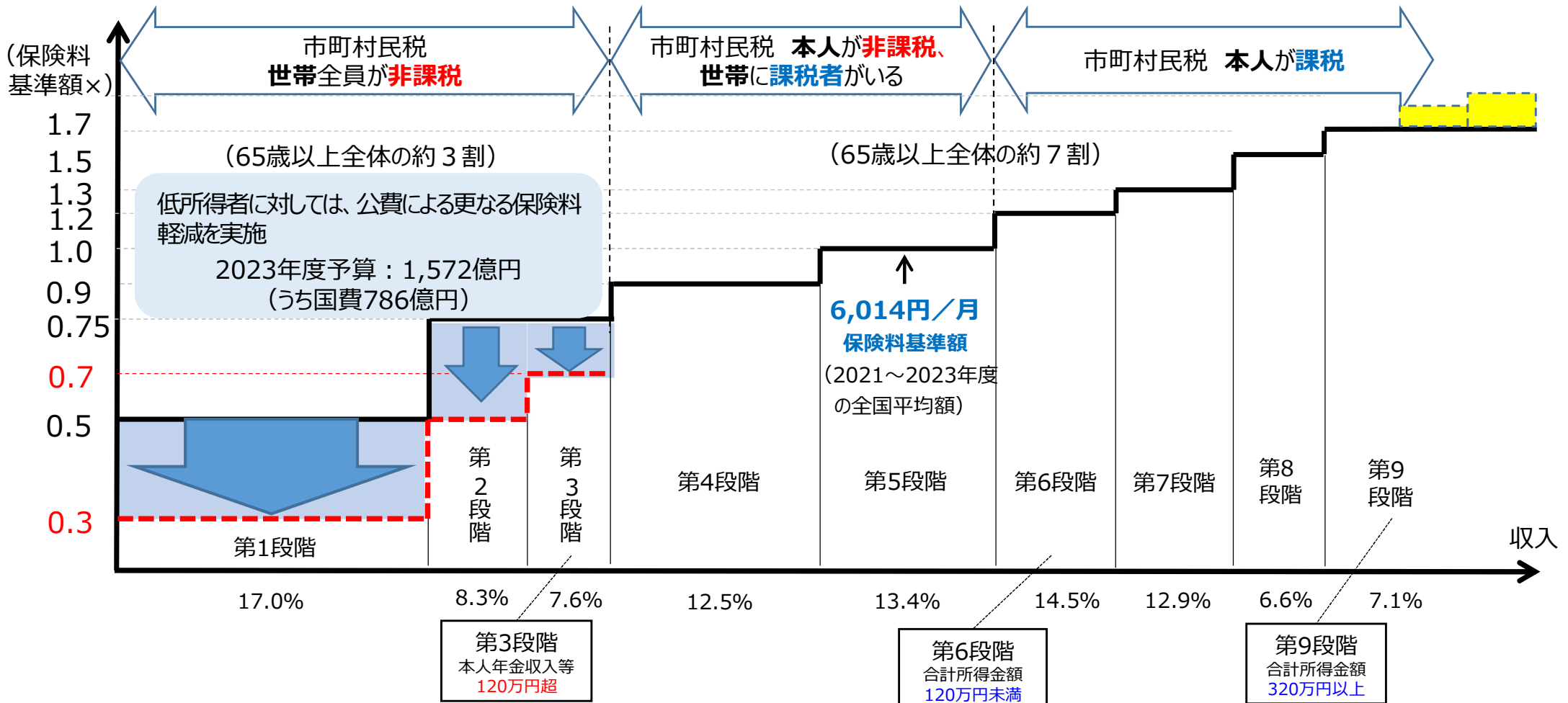


介護保険制度の見直しに関する意見 (2022年12月20日 社会保障審議会介護保険部会)

- 「現役並み所得」、「一定以上所得」の判断基準
 - ・利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しについて、後期高齢者医療制度との関係や介護サービスは長期間利用されること等を踏まえつつ、高齢者が必要なサービスを受けられるよう、高齢者の生活実態や生活への影響等も把握しながら検討を行い、次期計画に向けて結論を得る。
- (略) その際、次期計画に向けて結論を得ることが適当とされた事項については、遅くとも **来年夏(＝本年夏)までに結論を得る** べく、引き続き本部会における議論を行う必要がある。

介護保険の第1号保険料負担の見直し

- 介護保険第1号保険料は、保険者ごとに介護サービスの利用見込み等を踏まえて基準額を設定した上で、所得段階別の保険料を決定。基本的に、基準額を上回る分の合計額と、基準額を下回る分の合計額を均衡させることとなっている。
- これに対し、低所得者の保険料負担の軽減を強化するため、2015年度より、公費による更なる負担軽減を実施。
- 今後、高齢化の進展による第1号被保険者数の増加や、給付費の増加に伴う保険料の上昇が見込まれる中で、低所得者の負担軽減に要する公費の過度な増加を防ぐため、負担能力に応じた負担の考え方に沿って、高所得の被保険者の負担による再分配を強化すべき。



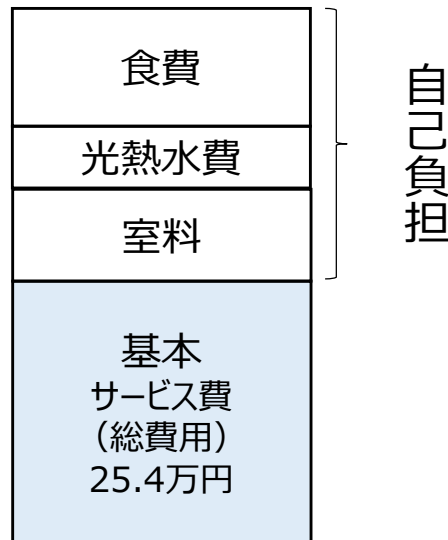
(出所) 被保険者割合は「令和2年度介護保険事業状況報告」

(注) 具体的軽減幅は各割合の範囲内で市町村が条例で規定

- 制度創設時から、「施設介護については、居宅介護とのバランスや高齢者の自立が図られてきている状況から見て、食費等日常生活費は、利用者本人の負担とすることが考えられる」とされていた（「高齢者介護保険制度の創設について」（1996））。
- このため、2005年度に、食費と個室の居住費（室料＋光熱水費）を介護保険給付の対象外とする見直しを実施（多床室は食費と光熱水費のみ給付対象外）。2015年度に、介護老人福祉施設（特養老人ホーム）の多床室の室料負担を基本サービス費から除く見直しを実施。
- しかしながら、介護老人保健施設・介護医療院・介護療養病床の多床室については、室料相当分が介護保険給付の基本サービス費に含まれたままとなっている。

介護老人福祉施設（特養老人ホーム）

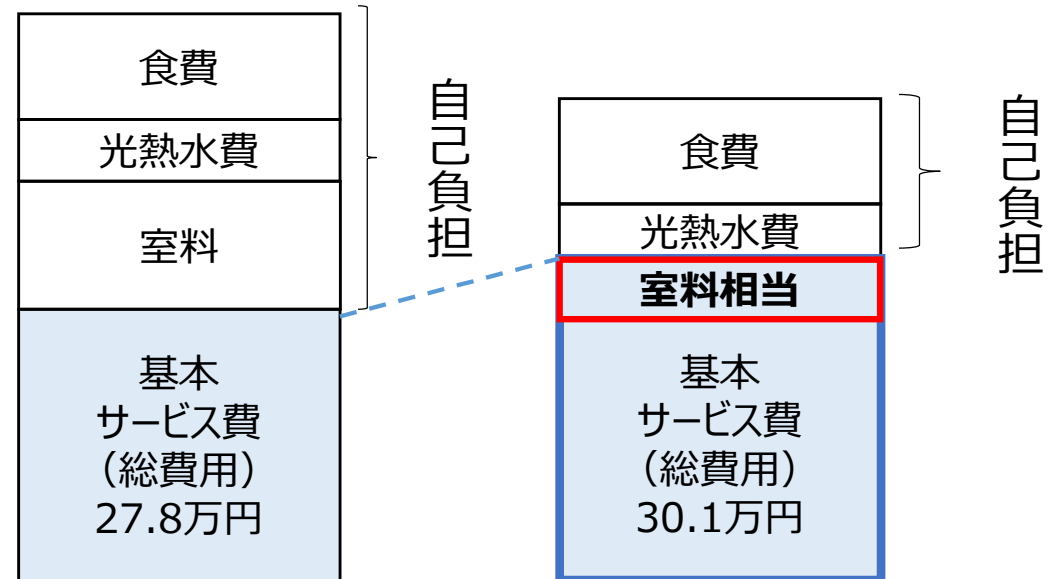
特養は2015年度改定で多床室の室料をサービス費から除外し、個室と多床室の報酬水準は同額。



個室・多床室

介護老人保健施設・介護医療院・介護療養病床

老健施設の多床室については、**室料相当額は基本サービス費に含まれたまま**であり、多床室の方が個室よりも基本サービス費が高い。



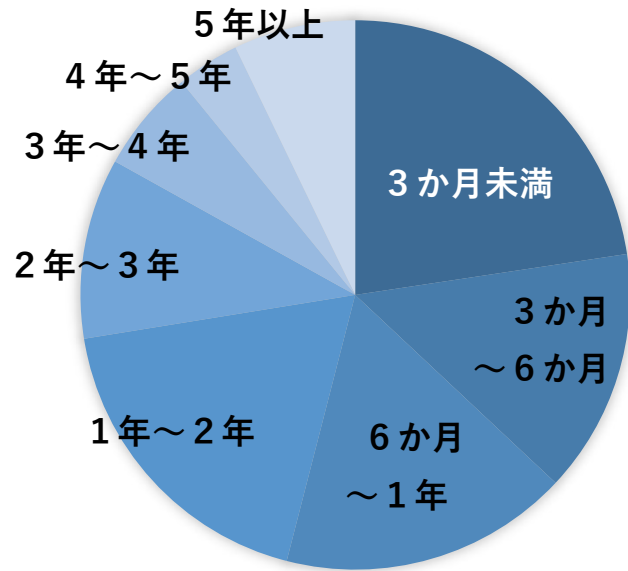
個室

多床室

(注) 上記の特養老人ホーム、介護老人保健施設等の基本サービス費は要介護5の者が30日入所した場合の費用（利用者負担含む）。

- 介護医療院は、介護老人福祉施設（特養老人ホーム）と同様、家庭への復帰は限定的であり、利用者の「生活の場」となっている。
- 介護老人保健施設は、施設の目的が「居宅における生活への復帰を目指すもの」とされ、少なくとも3か月ごとに退所の可否を判断することとされているが、一般的な医療機関でも長期入院の基準が180日となっている中、介護老人保健施設の平均在所日数は300日を超えている状況。
- さらに、入所当初の利用目的が「他施設への入所待機」や「看取り・ターミナル期への対応」という利用者が3割となっており、長期入所者の退所困難理由でも「特養の入所待ちをしている」が38%、「家族の希望」が25%となっている。
- こうした状況を踏まえ、居宅と施設の公平性を確保し、どの施設であっても公平な居住費（室料＋光熱水費）を求めていく観点から、給付対象となっている室料相当額について、次期計画期間（2024～2026年度）から、基本サービス費等から除外する見直しを行うべきである。

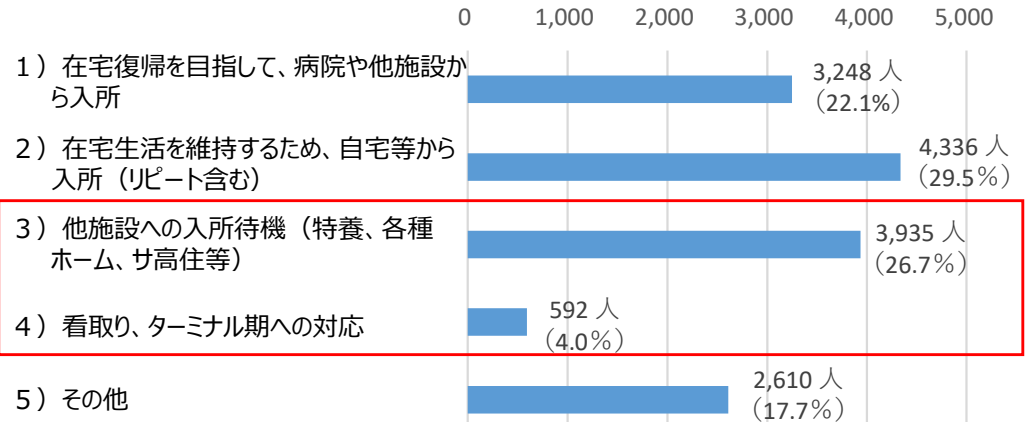
◆介護老人保健施設の在所日数別の利用者数（2019年9月末時点）



- 3か月を超えて入所している利用者：77%
- 6か月を超えて入所している利用者：63%
- 1年を超えて入所している利用者：46%

（出所）厚生労働省「令和元年介護サービス施設・事業所調査」（令和3年1月）

◆介護老人保健施設の入所サービス利用者の利用目的



（出所）全国老人保健施設協会「介護老人保健施設における多職種連携を通じた在宅復帰・在宅支援等に関する調査研究事業 報告書」（令和4年3月）

◆長期入所者における退所の困難理由（住宅強化型）

- 認知度が重度である：20.6%
- 自宅等では療養困難な医療処置を必要とする：7.3%
- 自宅等では療養困難な精神疾患を有する：1.6%
- 特養の入所待ちをしている：38.1%
- 在宅生活を支える介護サービスが乏しい：5.1%
- 家族の希望：25.0%
- その他：6.7%

（出所）全国老人保健施設協会「介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の強化へ向けて（平成30年3月）」

第10期計画期間（2027～2029年度）の開始までに結論を得るべき事項

資料Ⅳ－3－12

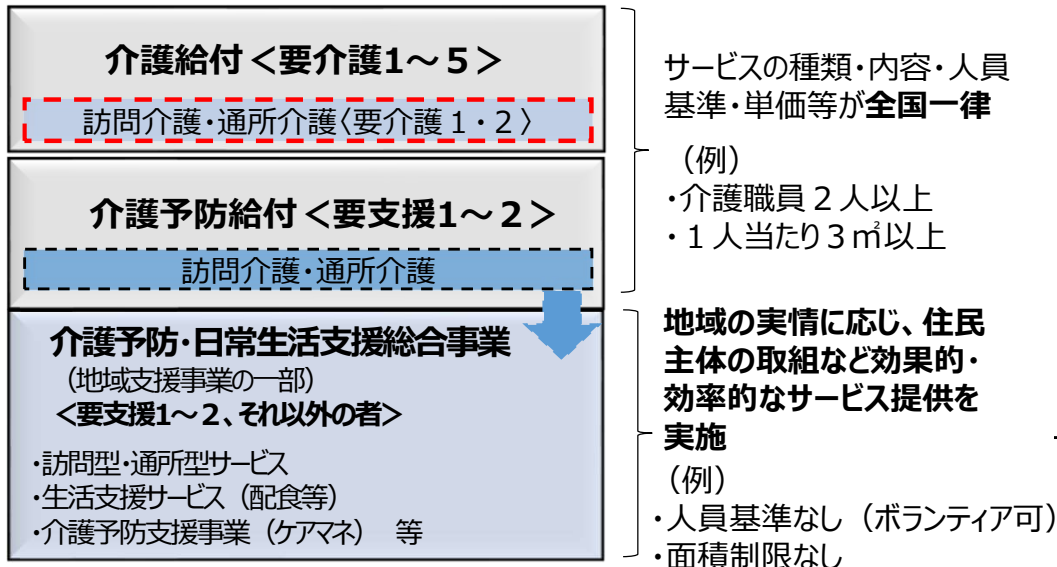
【要介護1・2への訪問介護・通所介護の地域支援事業への移行等】

- 要支援者に対する訪問介護・通所介護については、地域の実情に応じた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を行う観点から、地域支援事業へ移行（2018年3月末に移行完了）。今後も介護サービスの需要の大幅な増加が見込まれる中、生活援助型サービスをはじめ、全国一律の基準ではなく、人員配置や運営基準の緩和等を通じて、地域の実情に合わせた多様な人材や資源の活用を図り、必要なサービスを提供するための枠組みを構築する必要。
- 第10期介護保険事業計画に向けて、要介護1・2への訪問介護・通所介護についても地域支援事業への移行を目指し、段階的にでも、生活援助型サービスをはじめ、地域の実情に合わせた多様な主体による効果的・効率的なサービス提供を可能にすべきである。

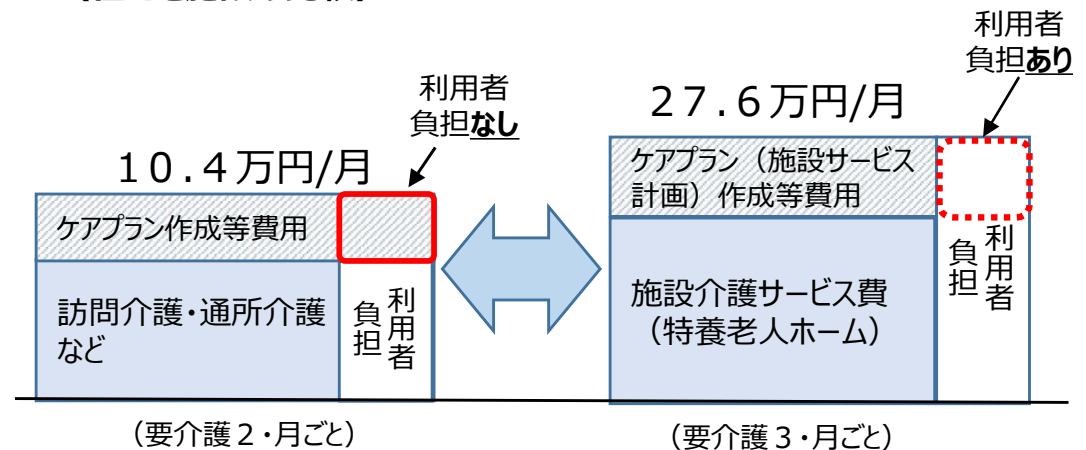
【ケアマネジメントの利用者負担の導入】

- 介護保険サービスの利用にあたっては一定の利用者負担を求めているが、ケアマネジメントについては、介護保険制度の導入にあたり、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から、利用者負担を取らない例外的取扱いがなされてきた。他方、介護老人福祉施設（特養老人ホーム）等の介護施設においてケアマネジャーが行う施設サービス計画の作成等に係る費用については、基本サービスの一部として利用者負担が存在しているため、施設と在宅の間で公平性が確保されていない。
- 第10期介護保険事業計画期間から、ケアマネジメントに利用者負担を導入すべきである。

◆ 介護給付と地域支援事業



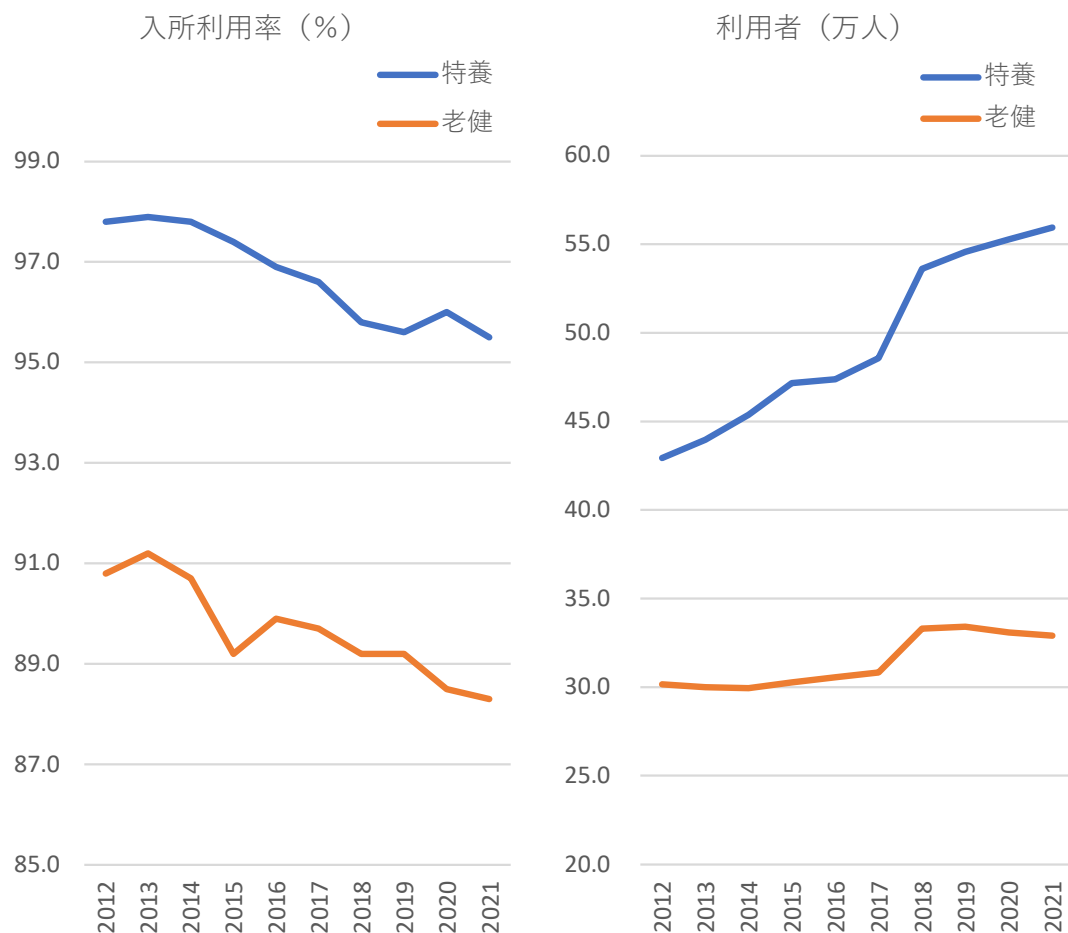
◆ 受給者一人当たり介護サービス費用と利用者負担の範囲 (在宅と施設の比較)



(注) 「令和2年度介護給付費等実態統計」の令和3年4月審査分における受給者1人当たり費用額から粗く計算できる自己負担額は1,500円程度。

- 介護老人保健施設は、居宅復帰を前提として、急性期における機能回復のためのリハビリ等のサービスを提供する施設類型。こうした趣旨から、短期的なリハビリを想定した人員配置・報酬体系となっている。
- 足元で利用率が減少していることに加え、長期間の滞在者（特養等への入所待ち等）も相当程度いる状況。
- 利用者の実態や地域のニーズに即して、特養への移行や特養に近い形の人員配置・報酬体系を検討すべき。

◆入所利用率・利用者数の推移



(出所) 厚生労働省「令和3年介護サービス施設・事業所調査」

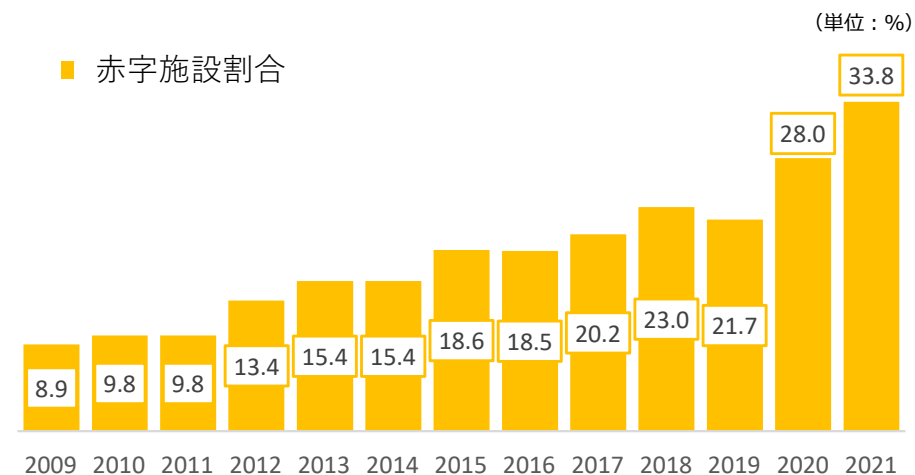
◆入所利用率・平均在所日数の分布、赤字施設割合の推移

【入所利用率の分布】

- 入所利用率90%を下回る施設が全体の4割超。
- 一方で、入所利用率90～95%の施設が最も多い。

【平均在所日数の分布】

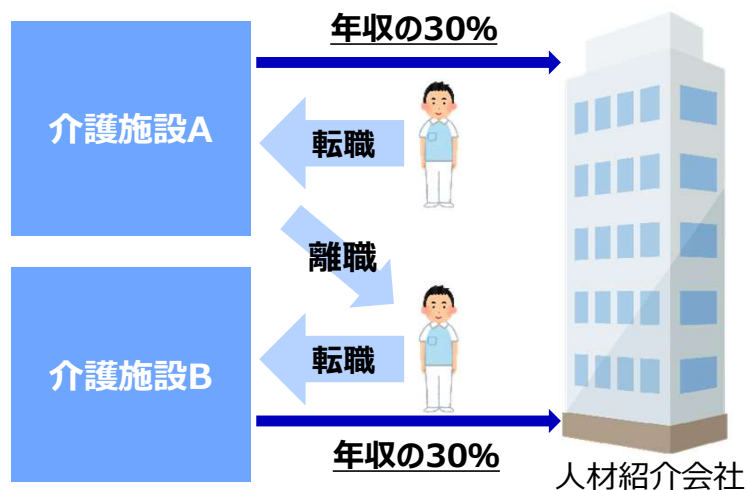
- 1割超の施設で平均在所日数が600日以上。
- 一方で、平均在所日数が200～350日の施設が最も多い。



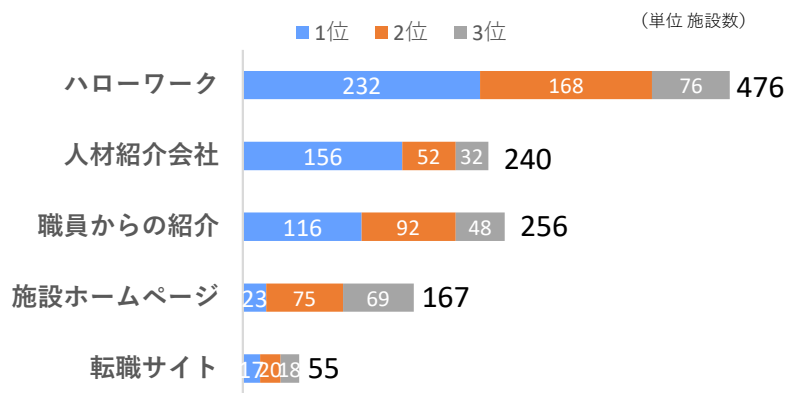
(出所) (独) 福祉医療機構「介護老人保健施設の経営状況について(令和3年度)」等を基に作成

- 人材の採用に当たって、5割の介護事業者が民間の人材紹介会社を活用しているが、年収の30%程度が手数料の相場水準となっているため、結果として、一部の人手が不足している事業者が高額の経費を支払っている状況。また、人材紹介会社を介する場合には採用した人材の離職率が高いとする調査もあり、必ずしも安定的な職員の確保に繋がっているとは言い難い。
- 介護職員の給与は公費（税金）と保険料を財源としており、本来は職員の処遇改善に充てられるべきもの。介護事業者向けの人材紹介会社については、本人への「就職祝い金」の禁止など現行の規制の徹底に加え、手数料水準の設定など、一般の人材紹介よりも厳しい対応が必要。そもそも、ハローワークや都道府県等を介した公的人材紹介を強化すべき。

◆人材紹介会社を介した転職の例

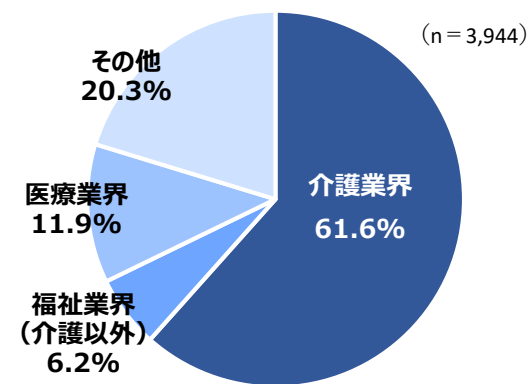


◆正規職員（中途）の採用に結びつく効果の大きかった媒体・経路



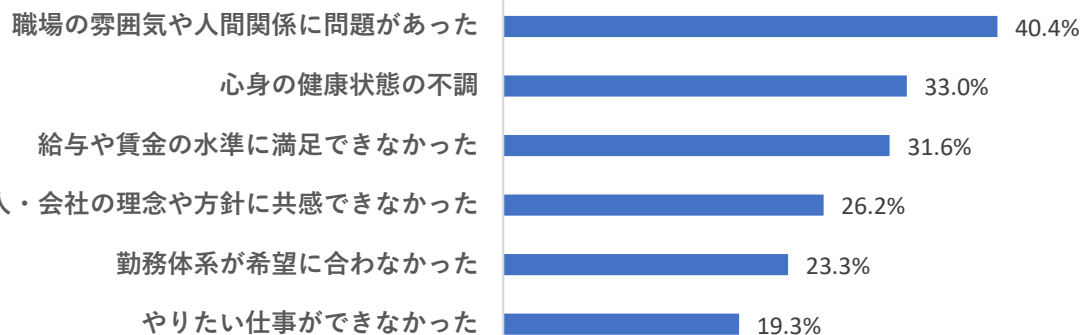
(出所) (独) 福祉医療機構「特別養護老人ホームの人材確保および処遇改善に関する調査結果(2022年度)」

◆介護施設等における中途採用者の前職



(出所) (独) 福祉医療機構「特別養護老人ホームの人材確保および処遇改善に関する調査結果(2022年度)」

◆過去に働いていた職場を辞めた理由（介護福祉士）（複数回答）



(出所) 公益財団法人社会福祉振興・試験センター「社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士 就労状況調査(令和2年度)結果報告書」

◆介護従事者の離職率

	人材紹介会社経由		人材紹介会社以外	
	3か月以内	6か月以内	3か月以内	6か月以内
介護職員	28.2%	38.5%	17.9%	25.6%
看護職員	21.3%	32.5%	12.4%	22.3%

※全産業の離職率：13.9%

(出所) 厚生労働省「医療・介護分野における職業紹介事業に関するアンケート調査(2019年12月)」
厚生労働省「令和3年雇用動向調査結果」

- サービス付き高齢者向け住宅（サ高住）等においては、同一の建物に居住する高齢者に対して特定の事業者が集中的にサービスを提供している場合に、画一的なケアプランや過剰なサービス等の問題が指摘されてきた。
- 前回の報酬改定時に、問題事例についてはケアプランを点検する仕組みを導入したが、画一的なケアプランや過剰なサービス等の問題事例が見つかるとともに、ケアプラン点検によりサービスの見直しにつながった例は多くない状況。その背景の一つとして、サ高住の運営者との関係で見直しが進まないとの課題が指摘されている。
- また、ケアマネジメントについては、利用者にサ高住の入居者がいる場合、それ以外の場合と比較して、所要時間が3割程度少ない。
- こうした実態を踏まえ、サ高住等でケアマネジメントを提供する事業者には、同一建物減算を適用すべき。さらに、訪問介護等についても、利用者が同一建物に集中している場合には、一層の減算を行うことで適正化を図るべき。

◆訪問介護の同一建物減算（2012年度改定で導入）

要件	減算
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護事業所と同一建物の利用者、 ・ 同一建物の利用者20人以上（2015年度改定で追加） 	▲10%
<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護事業所と同一建物の利用者50人以上（2018年度改定で追加） 	▲15%

◆ケアマネジメントの特定事業所集中減算（2006年度改定で導入、2015年度改定で強化（90%⇒80%））

要件	減算
同一の介護事業者によって提供されるサービス（訪問介護等）の割合が80%超	▲200単位

◆2021年度介護報酬改定における議論を踏まえたケアプラン点検に関する基準（2021年10月に導入）

居宅介護支援事業所ごとに見て、
 ①区分支給限度基準額の利用割合が7割以上、かつ、
 ②その利用サービスの6割以上が訪問介護サービスの場合であって、市町村からの求めがあった場合には、ケアマネジャーがケアプランの妥当性を検討し、訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、市町村に届け出なければならない。

◆改善すべきケアプランの傾向・課題（n = 189、ケアプラン点検実施市町村）

個別性の欠如：利用者個々の意向や課題が考慮されることなく、ケアプランが画一的なものとなっていると思われる	全回答の59.7%
過剰なサービス：利用者の意向や情報を考慮せず、アセスメントからは必要が見出せない住まい事業者と同一法人によるサービスを、ケアプランに設定していると思われる。	全回答の45.3%
居宅介護支援事業所にフィードバック等を行っても、改善すべき課題のネックが住まい運営事務所との関係でもあるなどの理由から改善が進まない。	全回答の59.1%

（出所）厚生労働省「高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究 報告書（2023年3月）」

◆ケアマネジメントにおける利用者1人当たり1か月間の労働投入時間

サ高住の入居者有	サ高住の入居者無
82.7分	112.6分

（出所）厚生労働省「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する業務実態の調査研究事業 報告書（2023年3月）」

◆サ高住等の併設の有無による訪問介護事業所（営利法人）の経営状況の比較

- 高齢者住宅等に併設する事業所のサービス提供回数は、単独事業所の1.5倍。
 - 併設事業所は同一建物減算が適用されている事業者が多いにもかかわらず、単独事業所に比べ、利益が2割以上大きく、利益率も1.2ポイント高い。
- ⇒併設事業所では、移動時間が少ないことを活かし、短時間のサービスを数多く提供して収益を上げていると見られる。

（出所）（独）福祉医療機構「訪問介護の経営状況について（令和3年度）」を基に作成

- 介護保険法では、要介護者が、「その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう」、介護サービスを行うとされているが、現在の介護報酬は要介護度が進むにつれて報酬が高くなる一方、自立支援・重度化防止に係る取組への評価が不十分。
- 例えば、ケアマネジメントでは、要介護3・4・5の基本報酬（約13,980円/月）が要支援1・2（約4,380円/月）の3.2倍となっているが、実際の利用者1人当たり1か月間の労働投入時間で見ると、要介護3（114.8分）は要支援1（89.2分）の1.3倍程度に過ぎない。さらに、特定事業所加算の要件に「要介護3・4・5の利用者の割合が4割以上」が含まれるなど、要介護3・4・5への評価が手厚い。
- また、インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金）は、自立支援・重度化防止に向けた保険者の取組を推進するものであるが、現状はアウトカム指標の割合が小さく、要介護認定率の改善等の成果に結び付いていないと言いがたい。
- 介護保険法の趣旨に照らして、自立度や要介護度の維持・改善など、アウトカム指標を重視した枠組みとすることが重要。

◆介護保険法（抜粋）

第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が**尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう**、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。

◆ケアマネジメントの基本報酬と労働投入時間

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
報酬	438単位/月		1,076単位/月		1,398単位/月		
時間	89.2分	89.6分	112.3分	107.0分	114.8分	123.2分	121.5分

（出所）厚生労働省「居宅介護支援及び介護予防支援における令和3年度介護報酬改定の影響に関する業務実態の調査研究事業 報告書」（2023年3月）

◆ケアマネジメントの特定事業所加算（Ⅰ）（505単位）の要件（抜粋）

- 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を2名以上配置。
- 常勤かつ専従の介護支援専門員を3名以上配置。
- **利用者の総数のうち、要介護3～5である者の割合が4割以上。**

◆東京都における要介護度等の維持改善に向けた介護事業者の取組促進の事例

介護報酬上のADL（日常生活動作）維持等加算を算定した事業所に対して、東京都が報奨金を支給。

- ①基礎分 → ADL維持等加算算定：20万円
- ②加算分 → 要介護度の維持の場合：+10万円
要介護度の改善の場合：+20万円

（出所）東京都HP

◆インセンティブ交付金の評価指標の項目数と配点（2023年度、市町村分）

	2023年度	
	推進交付金	支援交付金
項目数	227	95
うちアウトカム指標	8 (3.5%)	8 (8.4%)
配点	1,355	830
うちアウトカム指標	300 (22.1%)	300 (36.1%)

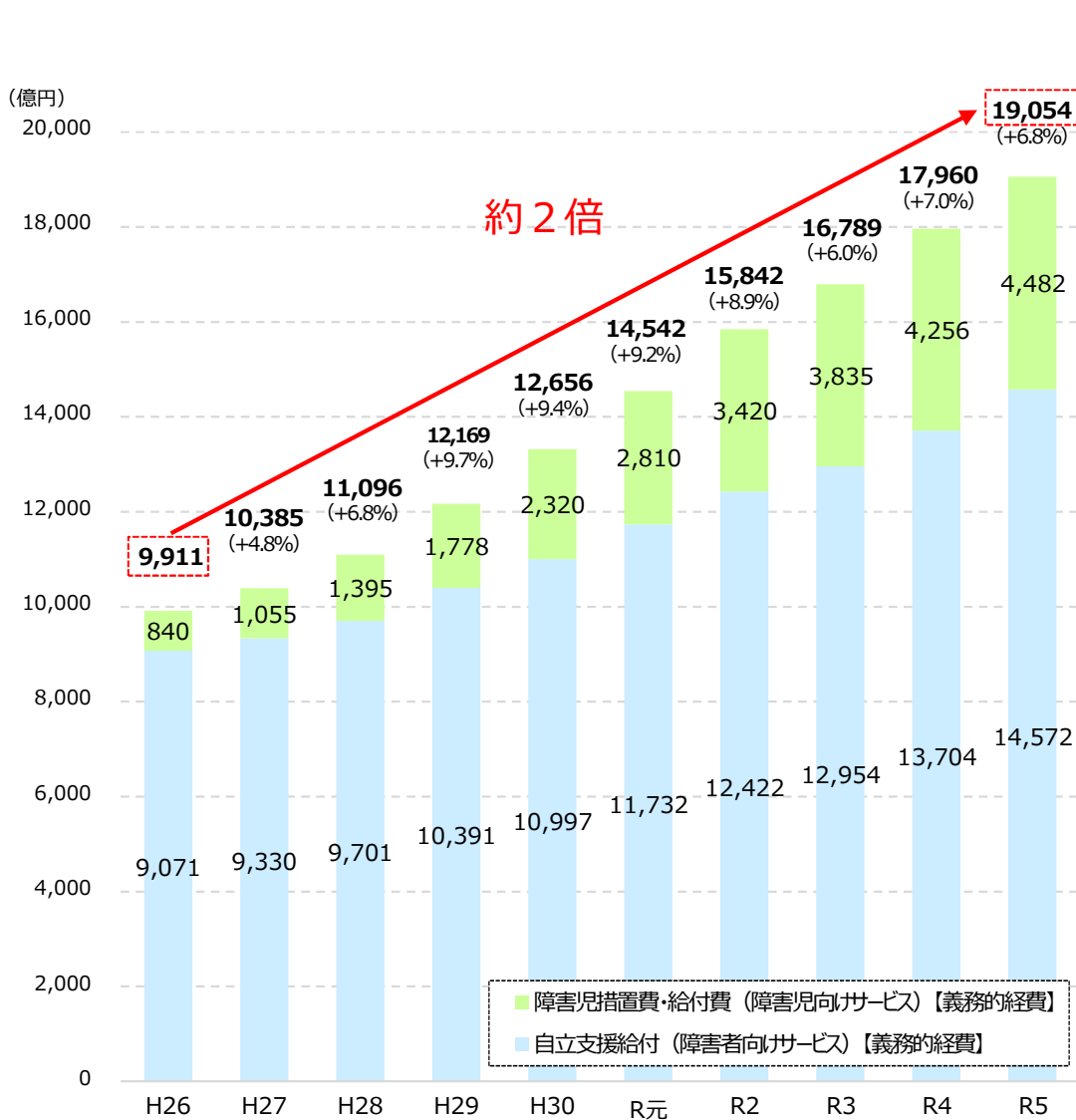
◆評価指標の例（2023年度、市町村分）

- 介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、いくつ実施しているか。（←「実施」の基準を明確化すべき）
- 在宅医療・介護連携を推進するため、多職種を対象とした研修会を開催している。（←定量的な目標を設定すべき）

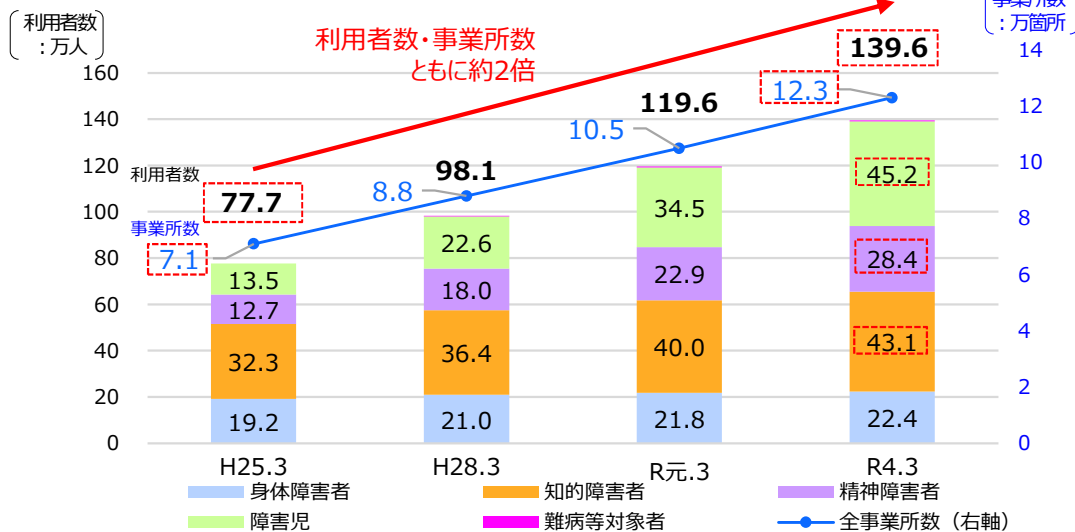
障害福祉サービス等の現状①（予算・利用者数の推移）

- 障害福祉サービス等の予算額は直近10年間で約2倍に増加しており、サービスの利用者数や事業所数も約2倍に増加。
- 障害福祉サービス等予算額の過去10年間平均の伸び率は、社会保障関係費全体に比して約4倍であり、著しく高い伸びを示している。

◆障害福祉サービス等予算額の推移（当初予算）

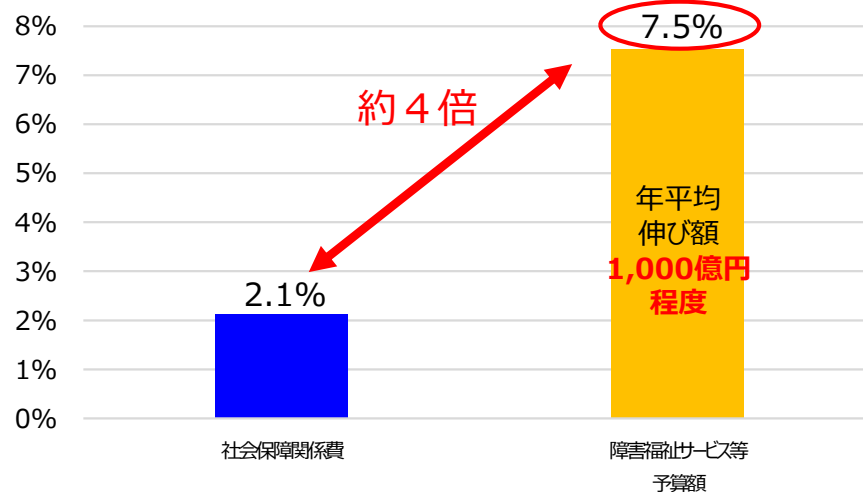


◆障害福祉サービス等の利用者数・事業所数の推移



(注)国保連データを基に作成。利用者数・事業所数ともに各年3月時点。
複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

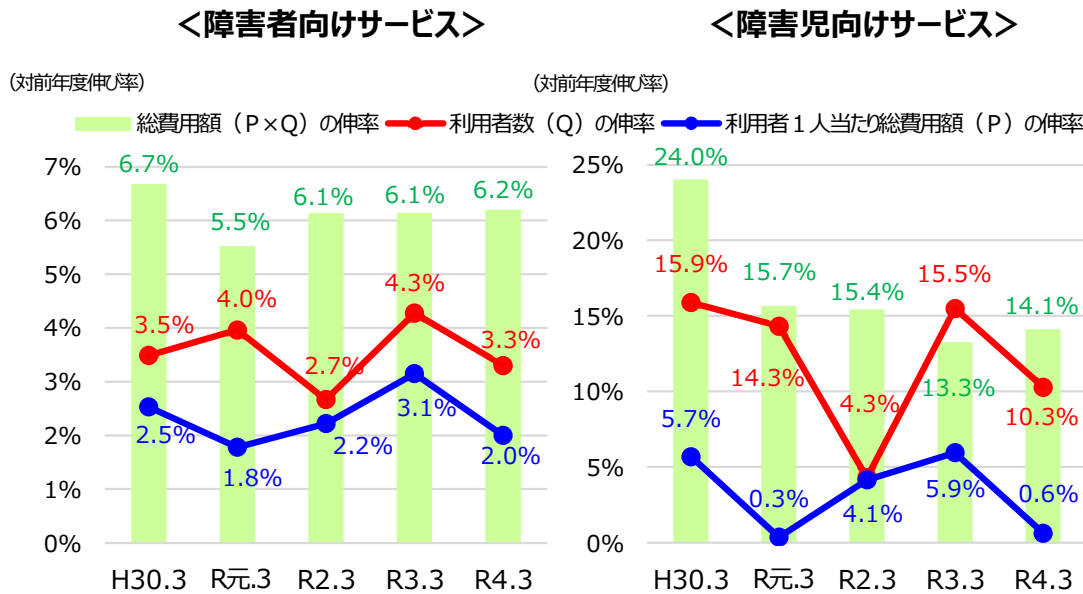
◆社会保障関係費の伸び率との比較（直近10年間）



障害福祉サービス等の現状② (利用者・事業所数の増加要因) 資料Ⅳ-4-2

- 総費用額の伸びを分析すると、利用者数の増加が予算額の増加に大きく寄与。利用者数の増加については、高齢化による影響は限定的であり、65歳未満の利用者数の増加の影響が大きい。
- 事業所数の増加は、近年、大半が営利法人の増加によるものであるが、特に一部のサービスで営利法人の参入が急増。

◆ 障害福祉サービス等の総費用額の伸びの分析



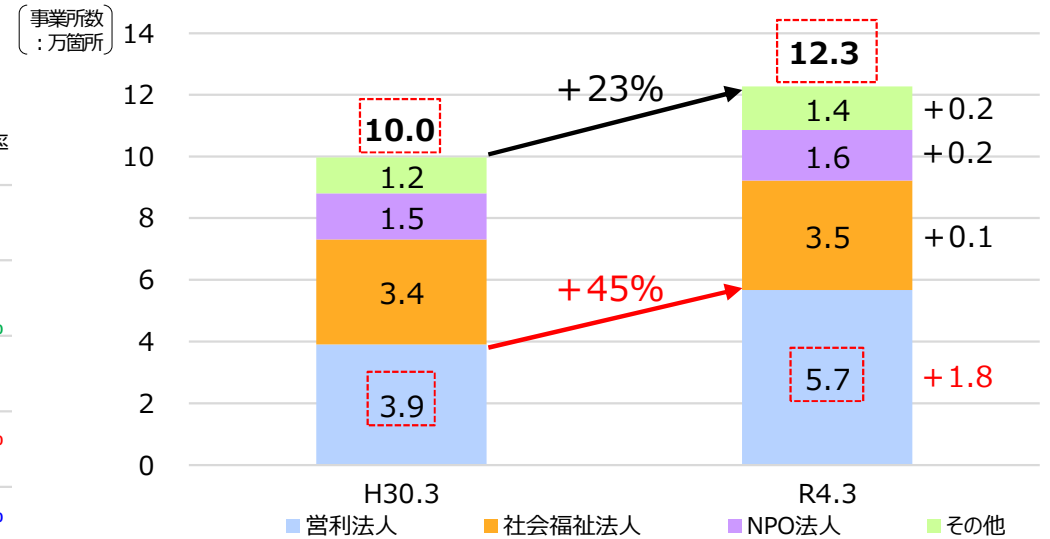
(注) 国保連データを基に作成。総費用額は各年度の年間費用額。利用者数は各年3月の実数。利用者1人当たり総費用額は各年度の月平均の値(相談系サービス除く)。

◆ 年齢別 利用者数の推移

	H30.3	R4.3	増加人数 (増加率)
65歳以上	9.6万人	11.9万人	+2.3万人 (+23.8%)
18歳以上65歳未満	72.6万人	83.2万人	+10.6万人 (+14.7%)
18歳未満	30.0万人	44.5万人	+14.5万人 (+48.4%)
利用者数 合計	112.2万人	139.6万人	+27.4万人 (+24.5%)

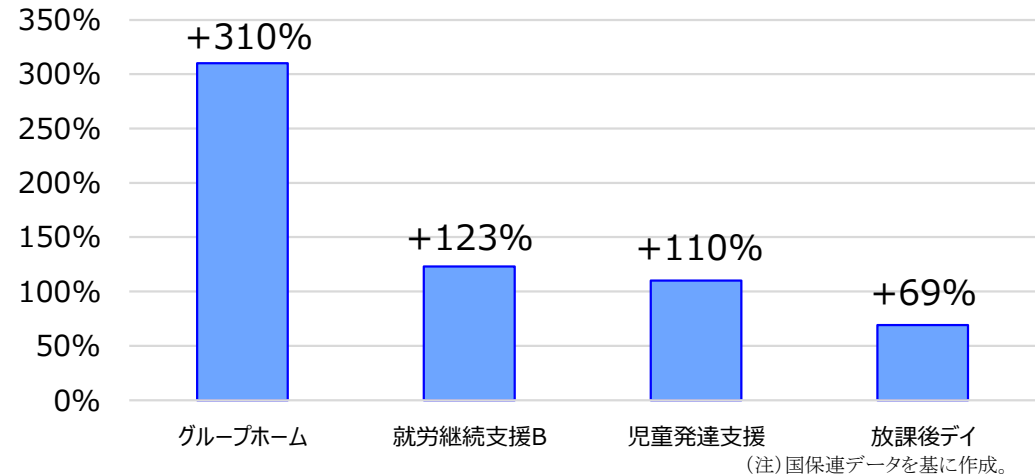
(注) 国保連データを基に作成。

◆ 障害福祉サービス等事業所数の伸び (直近5年) とその内訳



(注) 国保連データを基に作成。複数のサービスを実施している事業所については、それぞれのサービスで事業所数を計上している。

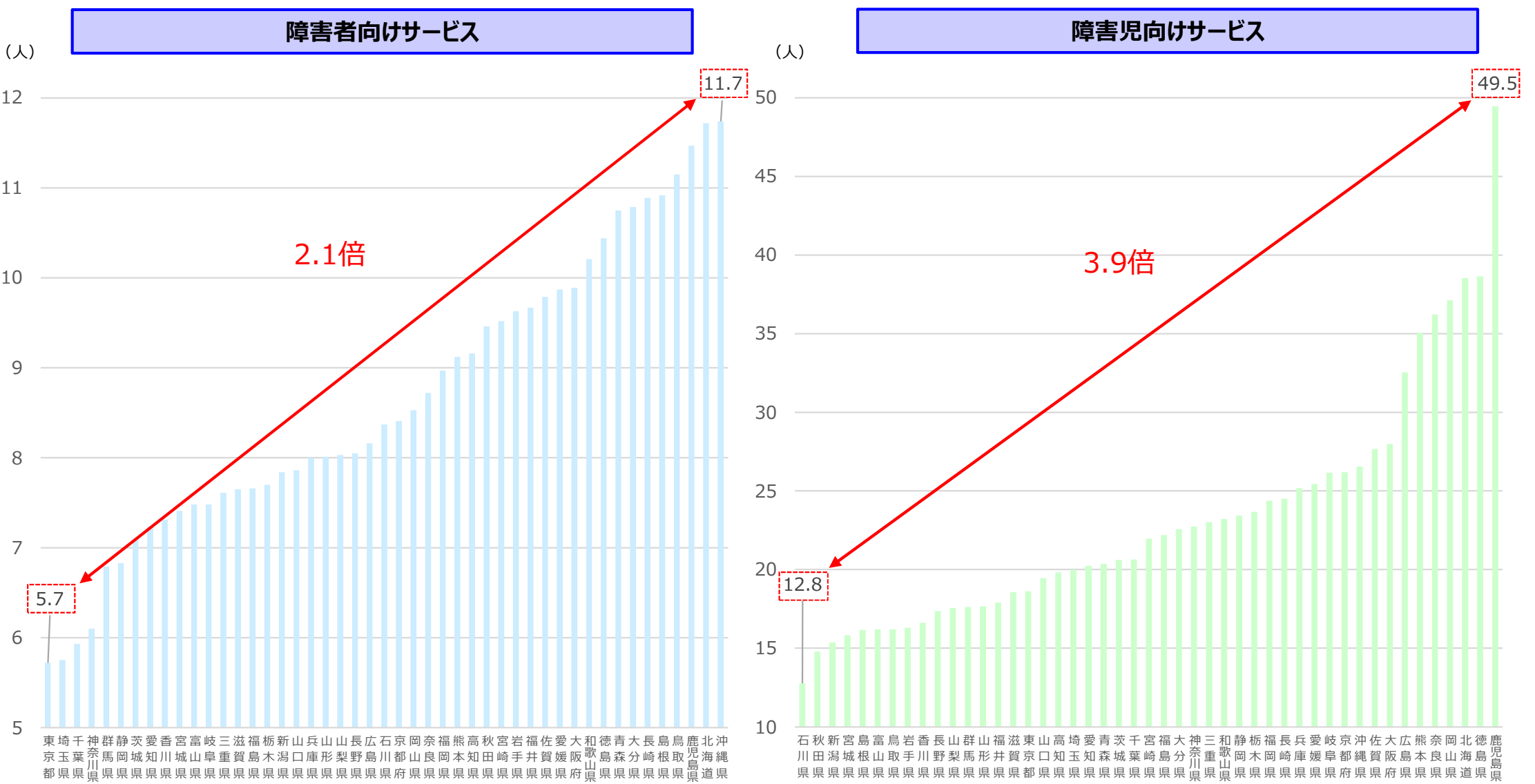
◆ 営利法人の事業所数伸び率 (直近5年)



障害福祉サービス等の現状③ (地域差)

○ 都道府県別に人口当たりの利用者数を比較すると、令和4年においては、障害者向けサービスで最大2.1倍、障害児向けサービスで最大3.9倍の地域差が存在しており、地域差が大きい。

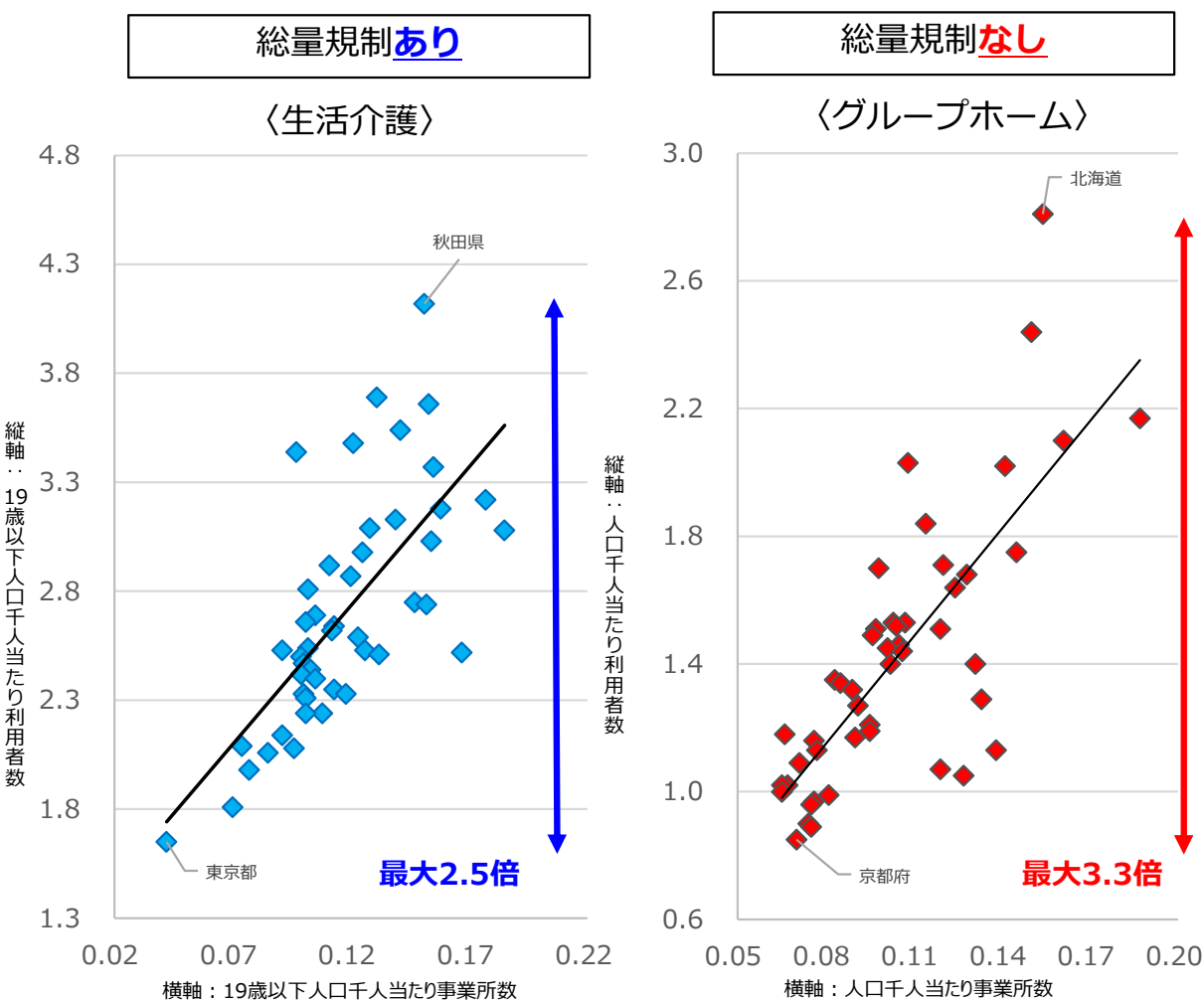
◆都道府県別 障害福祉サービス等の「人口千人当たり利用者数」(令和4年10月)



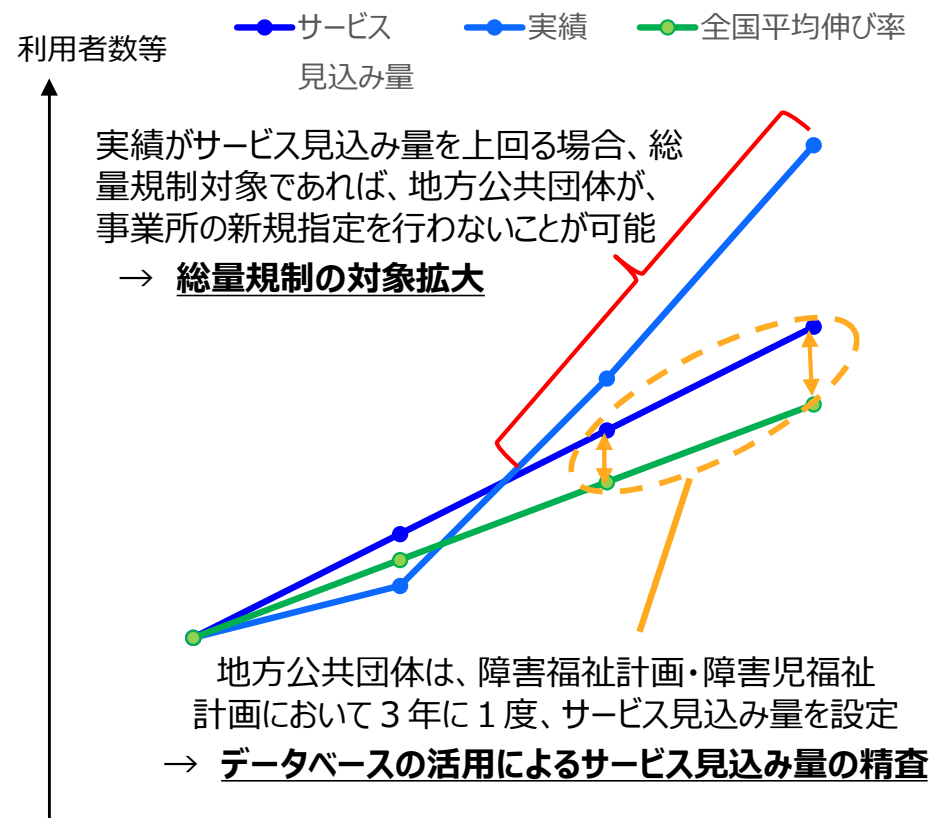
(注)利用者数は令和4年10月時点の国保連データ、人口は総務省統計局の「人口推計」(令和4年10月1日現在)に基づき作成

- 利用者数の地域差をサービス別に更に分析すると、総量規制がある生活介護よりも、総量規制がないグループホームの方が地域差が大きい。
- 令和5年度から障害福祉サービスデータベースが本格運用されることを踏まえ、地方公共団体がデータベースを積極的に活用することなどにより、適切なサービス見込み量を設定するとともに、地域の実態を踏まえた事業所の指定を行うため、総量規制の対象拡大を検討するなど、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われるようにすべき。

◆都道府県別・サービス別 人口千人当たりの利用者数と事業所数の関係



◆地域差縮小方策のイメージ



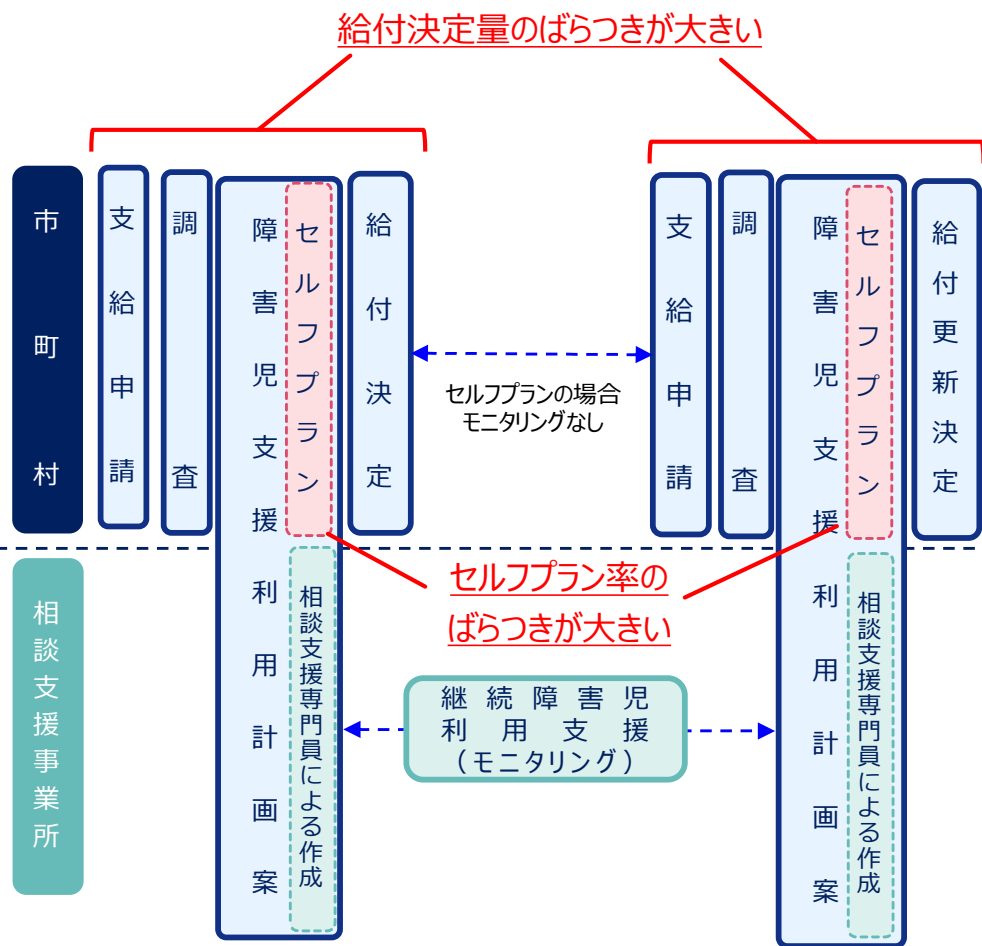
現在の総量規制対象

- 放課後等デイサービス、児童発達支援、障害児入所施設
- 生活介護、就労継続支援A型・B型、障害者支援施設

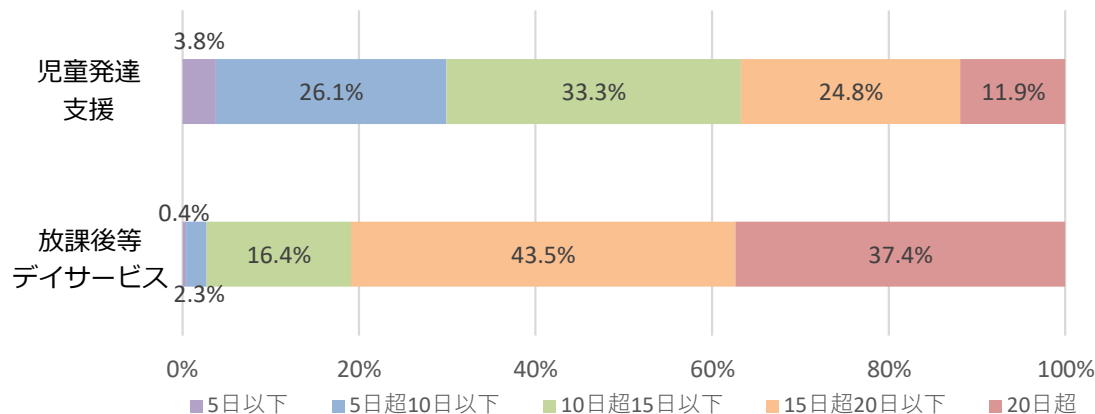
(注) 利用者数・事業所数は令和4年10月時点の国保連データ、人口は総務省統計局「人口推計(令和4年10月1日現在)」に基づき作成。

- 利用者数の地域差に加えて、障害児支援においては、利用者一人当たりの給付決定量においても地域差が大きい。また、専門職である相談支援専門員の支援を受けずに利用計画案が策定されるセルフプランが著しく高い地域もある。
- こうした地域差を解消していくため、国が給付決定における具体的な基準等を定めるとともに、相談支援専門員による計画作成を徹底すること等により、適切な給付決定を推進する観点からセルフプランの解消を推進すべき。また、国が地方自治体の実態を把握し、かい離が大きい地方自治体等に助言等を行うことで地域差解消を支援すべき。

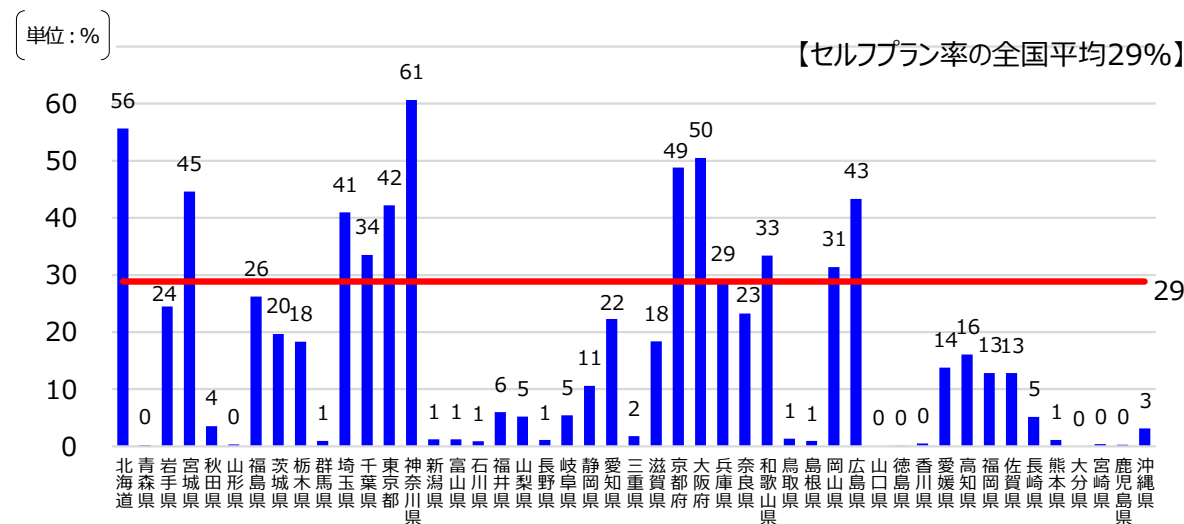
◆障害児支援サービスの給付決定プロセス



◆平均給付決定量（日数）別の市町村の分布



◆障害児支援サービスのセルフプラン率



- 障害福祉サービスについては、利用者負担が低位に抑えられていることもあり、利用者側からの牽制が働きにくい構造にある。このため、サービス量が急増している中で、報酬設定が適切なものとなっているか不断の見直しが必要。
- 例えば、放課後等デイサービス等の障害福祉サービスの報酬は、営業時間で設定され、利用者ごとのサービスの利用時間が考慮されていない。このため、利用者ごとの利用時間に大きなバラツキがあるにもかかわらず同額の報酬となっており、サービス提供に係るコストが適切に報酬に反映されるよう、利用時間の実態に基づいた報酬体系に見直す必要。

◆ 報酬設定

放課後等デイサービスの報酬設定

〔授業終了後のサービス提供〕

営業時間	基本報酬
3時間以上	604単位
3時間未満	591単位

〔学校休業日のサービス提供〕

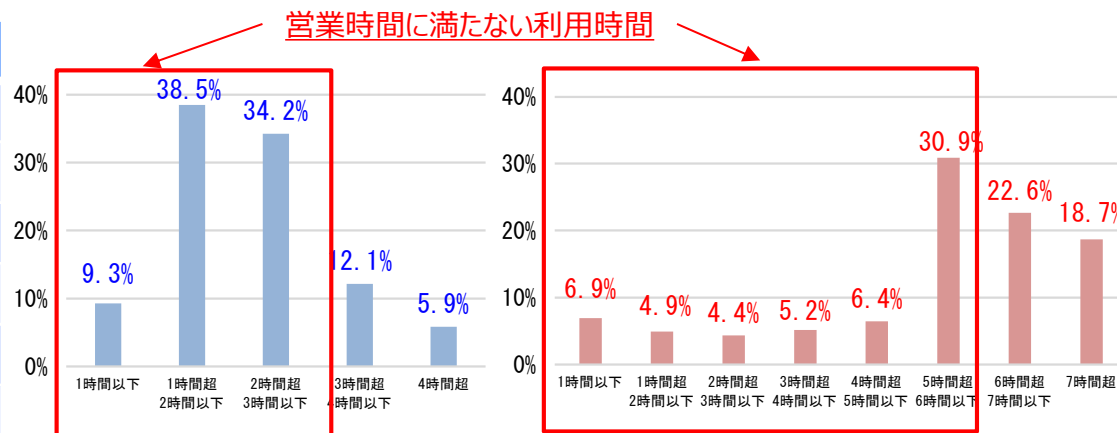
営業時間	基本報酬
6時間以上	721単位
4時間以上6時間未満	15%減算
4時間未満	30%減算

通所介護の報酬設定

サービス提供時間	基本報酬
8時間以上9時間未満	1,339単位
7時間以上8時間未満	1,288単位
6時間以上7時間未満	1,150単位
5時間以上6時間未満	1,113単位
4時間以上5時間未満	682単位
3時間以上4時間未満	651単位
3時間未満	評価なし

◆ 放課後等デイサービスにおける利用時間別の利用者の分布

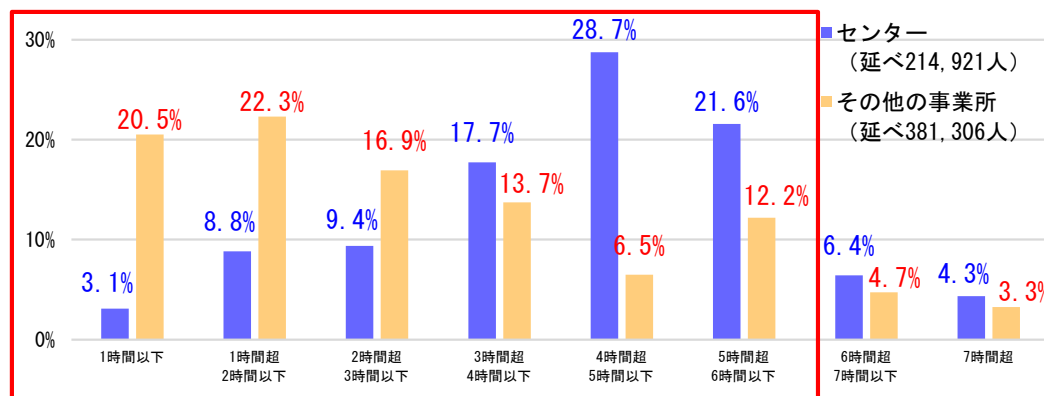
＜平日：営業時間3時間以上の事業所＞ ＜休日：営業時間6時間以上の事業所＞



◆ 児童発達支援（未就学児）における利用時間別の利用者の分布

＜営業時間6時間以上の事業所＞

営業時間に満たない利用時間



放課後等デイサービスの課題等についての自治体・事業所からの意見

＜自治体意見（抜粋）＞

- 報酬単価が日あたりの設定となっており、サービス提供時間に応じた報酬ではないため、**短いサービス提供時間で、1日約1万円という非常に高額な報酬単価**となっている。開所時間減算はあくまで事業所の開所時間であり、利用者の都合によるサービス利用時間とはリンクしないため、**児童の支援より営利を追求する事業者が後を絶たない悪循環**となっている。

＜事業所意見（抜粋）＞

- **開所時間が6時間以上としていても個々の児童へのサービス提供時間数を1時間等と限定して支援をしている事業所と、我々のように数時間小集団でサービスを行う事業所との報酬制度が同じ**であることに納得がいかない。人員にかかる経費も施設面積に応じた家賃も全く違い、我々は薄利の中、出来る支援を模索中である。

（出典）「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究報告書」（令和2年3月みずほ情報総研株式会社）

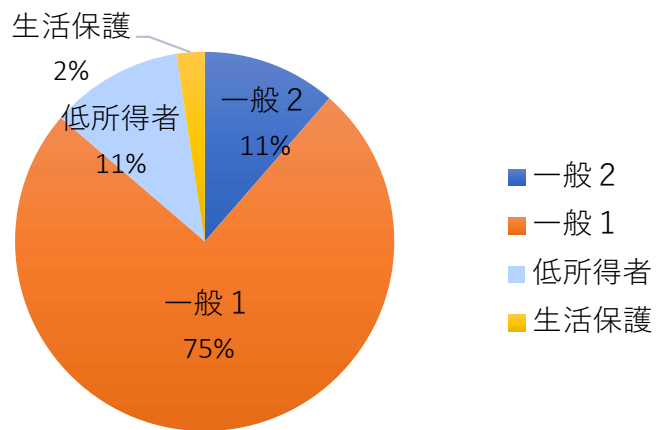
（注）利用定員10人以下の場合（医療的ケア区分に該当しない障害児）

（注）地域密着型（利用定員18人以下）、要介護度5の場合

- 障害福祉サービスは、原則として費用の1割を利用者が負担することとされているが、所得に応じて負担限度額が設定されている。
- 実際には、利用者負担割合が小さいため、サービスの必要性や費用額が意識されにくく、サービス利用量が伸びやすい構造となっている。

◆ 利用者負担額（障害児サービス）

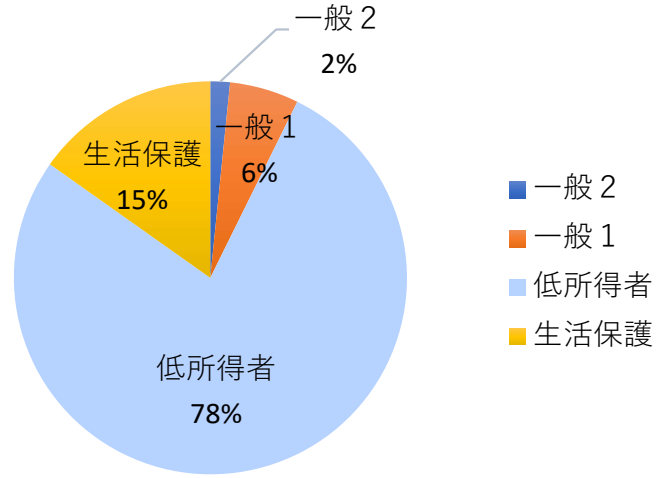
所得区分	負担上限額	令和4年12月				
		利用者数 (実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)[A]	利用者負担額 (億円)[B]	負担割合 [B/A×100]
一般2	37,200円	5.5	11%	58	3.9	6.7%
一般1(※1)	4,600円	36.1	75%	439	9.9	2.3%
低所得者(※2)	0円	5.4	11%	74	—	—
生活保護	0円	1.2	2%	17	—	—
合計	—	48.2	100%	588	13.9	2.4%



※1 市町村民税所得割額28万円未満【両親(主たる生計維持者+被扶養配偶者)+子ども2人(うち障害児1人):年収約970万円未満】
 ※2 市町村民税非課税世帯

◆ 利用者負担額（障害福祉サービス）

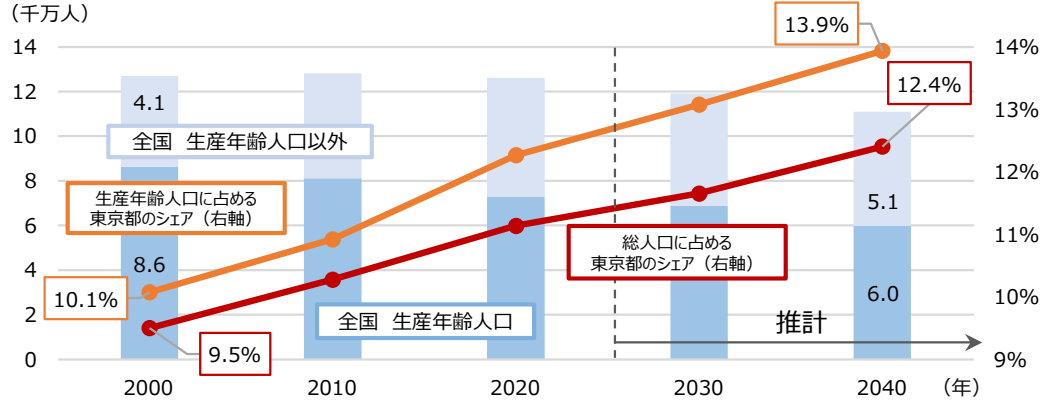
所得区分	負担上限額	令和4年12月				
		利用者数 (実数) (万人)	所得区分毎の 割合	総費用額 (億円)[A]	利用者負担額 (億円)[B]	負担割合 [B/A×100]
一般2	37,200円	1.6	2%	29	2.4	7.5%
一般1(※1)	9,300円	5.6	6%	80	3.2	3.9%
低所得者(※2)	0円	76.6	78%	1,789	—	—
生活保護	0円	15.0	15%	254	—	—
合計	—	98.8	100%	2,151	5.6	0.25%



※1 市町村民税所得割額16万円未満【両親(主たる生計維持者+被扶養配偶者(障害者))+子ども1人:年収約670万円未満】
 ※2 市町村民税非課税世帯

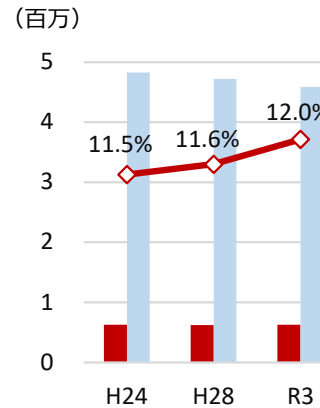
○ 我が国では近年、総人口が減少する中、人口動態や経済活動面において東京一極集中が続いてきている。

◆ 人口の推移と東京都のシェア



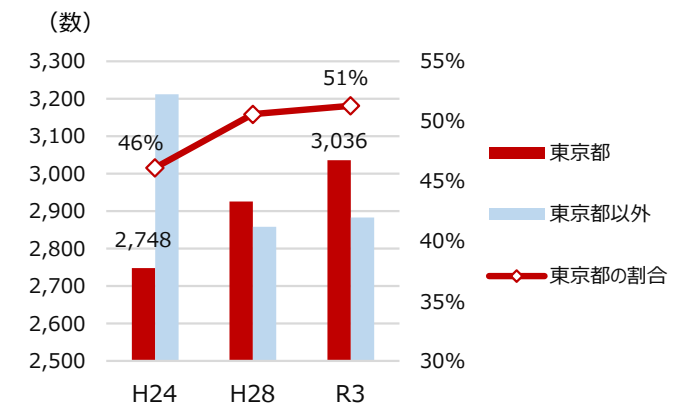
(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2023年版)」、「日本の将来推計人口(平成29年推計)」、「日本の地域別将来人口推計(平成30(2018)年推計)」をもとに作成

◆ 事業所数の推移

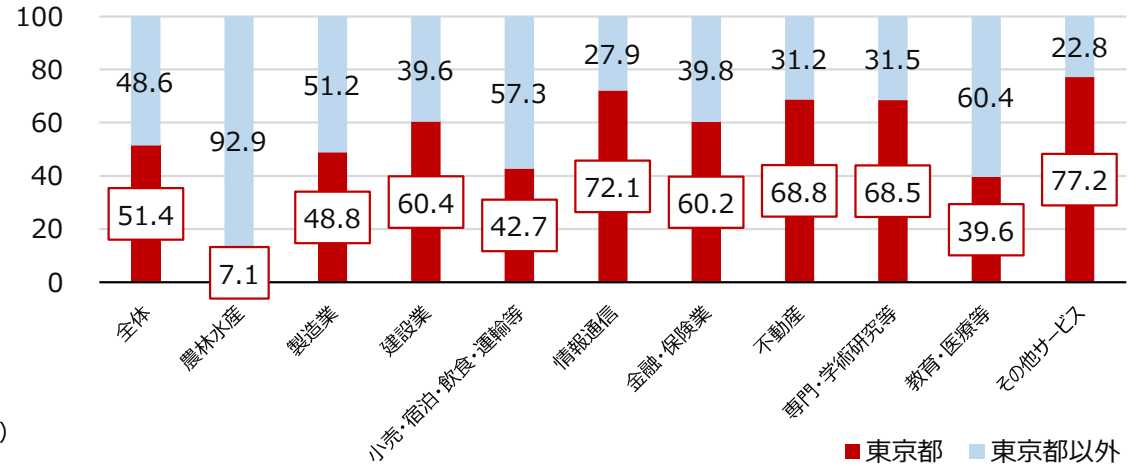


(出所) 総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(注) 事業内容等不詳のものを除く。

◆ 資本金10億円以上の企業数の推移

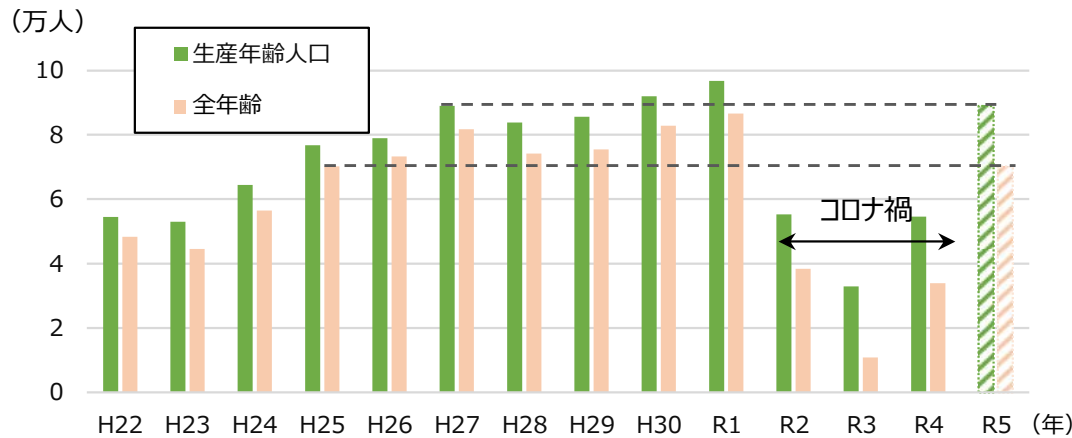


◆ 従業員1,000人以上の事業所数における東京都のシェア (単位: %)



(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

◆ 東京都への転入超過数の推移 (生産年齢人口・全年齢別)



(出所) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」
(注) R5年については1月・2月の転入超過数を基にした推計値。

◆ 第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2020改訂版) (令和2年12月21日閣議決定)

過度な東京圏への一極集中は、首都直下地震などの災害のリスク管理の面や生活環境の悪化などの課題を生じさせるとともに、地方における担い手不足を招くこと等から、その是正は喫緊の課題である。

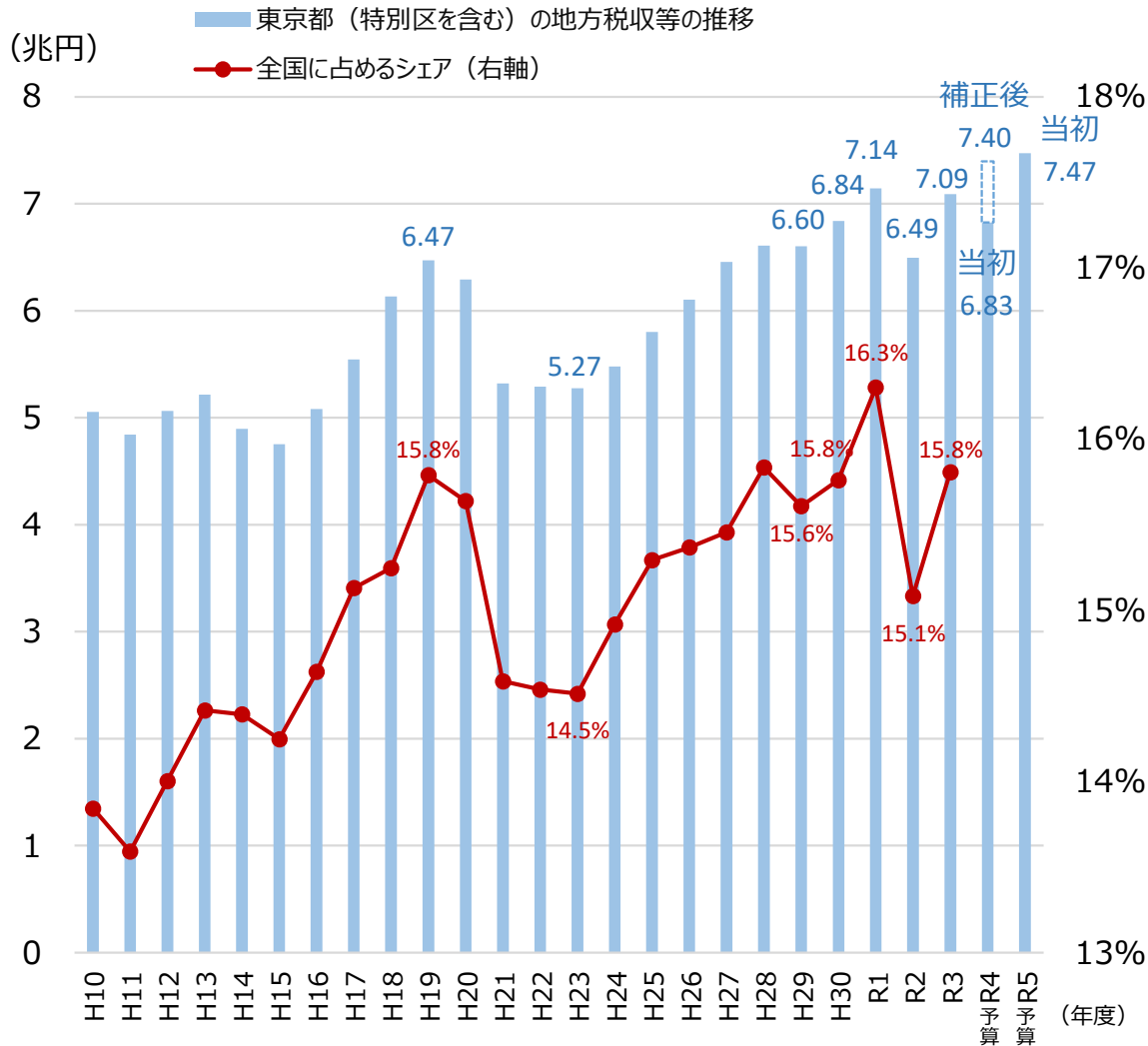
◆ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」(令和4年6月7日閣議決定)

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。これにより、「集中から分散へ」という考え方の下、東京圏への過度の一極集中の是正や多極化を図り、地方から全国へと、ポトムアップの成長を目指すデジタル田園都市国家構想を力強く推進していくことが今こそ必要である。

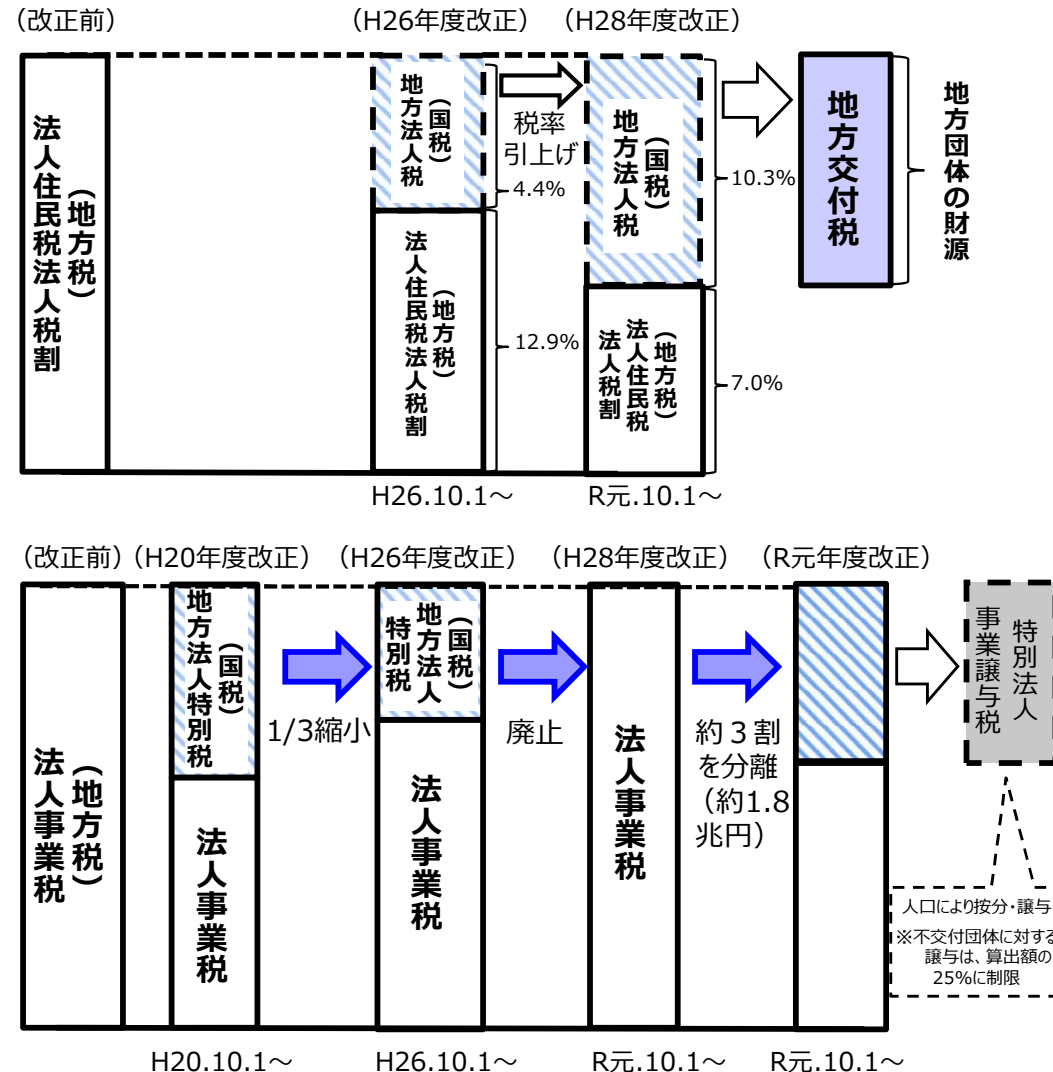
東京都の地方税収等の推移と全国シェア

- 東京都（特別区を含む）の地方税収等は増加傾向となっている。
- 特に税源の偏在性が大きい地方法人課税については、平成20年度以降累次の是正措置が講じられてきたが、全国の地方税収等に占める東京都の税収シェアはなお高い水準にある。

◆ 東京都（特別区を含む）の地方税収等の推移と全国に占めるシェア



◆ 地方法人課税の変遷



(出所) 総務省「地方財政状況調査」等、各自治体の予算書等。

(注) 地方税収等は、地方税収及び地方譲与税収（超過課税分、法定外税等を含む）。R3年度までは決算額。R4年度は当初及び最終補正予算額。R5年度は当初予算額。

(出所) 総務省資料をもとに作成

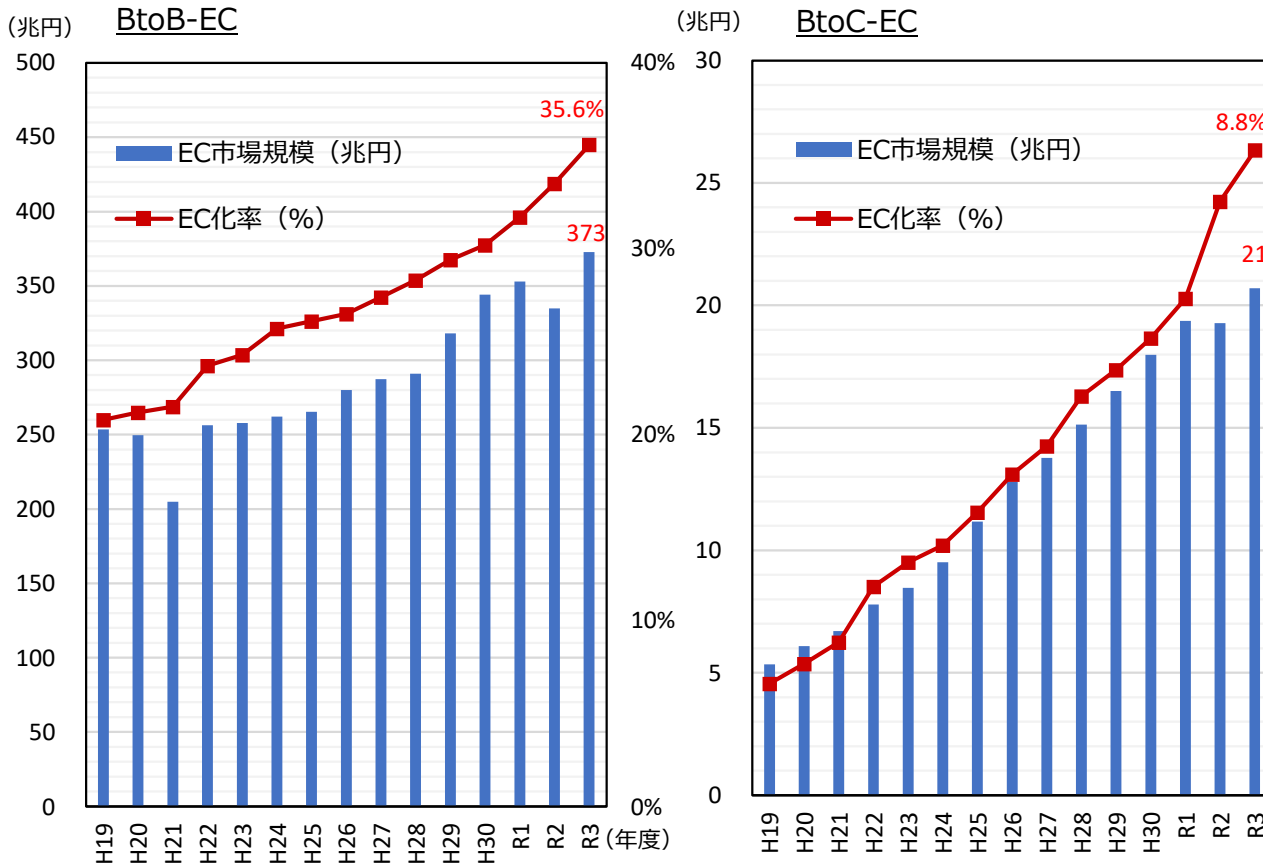
事業形態の変化に伴う地方税の偏在の拡大①（電子商取引）

○ 電子商取引（EC）は、本店以外の事務所等がなくとも全国での事業展開が可能であり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、本店所在地に税収が集中する。

（注）地方法人二税については、事務所等の所在する自治体ごとの税額計算に当たり、事務所等の従業者数などに応じて課税標準額を分割することとされている。

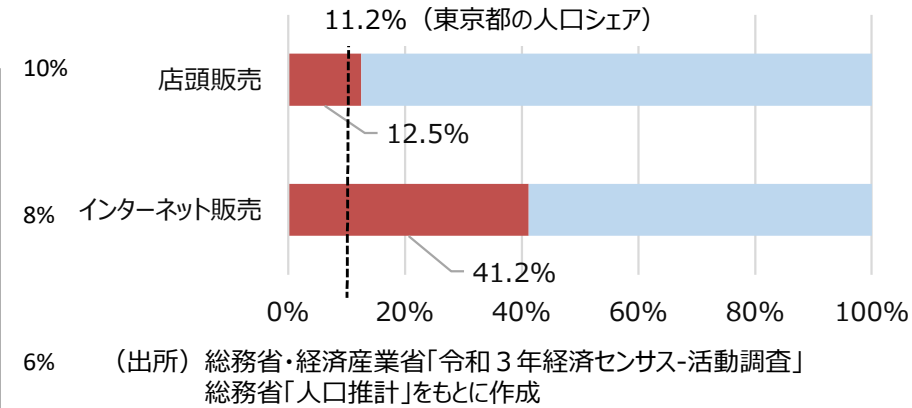
○ 小売販売額において、東京都のインターネット販売のシェアは店頭販売のシェアより大幅に高く、電子商取引の普及・拡大に伴って、東京都への税収の集中が今後も進展すると考えられる。

◆ 電子商取引（EC）の市場規模及びEC化率の経年推移



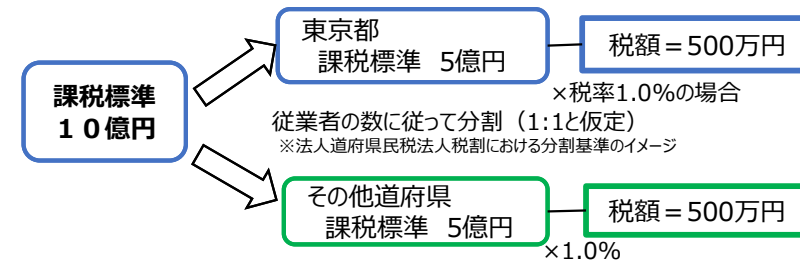
（出所）経済産業省「電子商取引に関する市場調査」をもとに作成
 （注）BtoC-ECのEC化率については、算出対象を物販系分野に限定している。

◆ 小売販売額における東京都のシェア

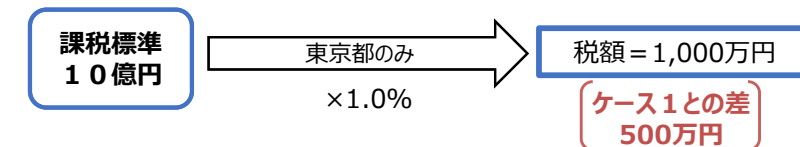


◆ 法人住民税収の差異

ケース1：東京都とその他道府県に事務所等を有して販売する事業者



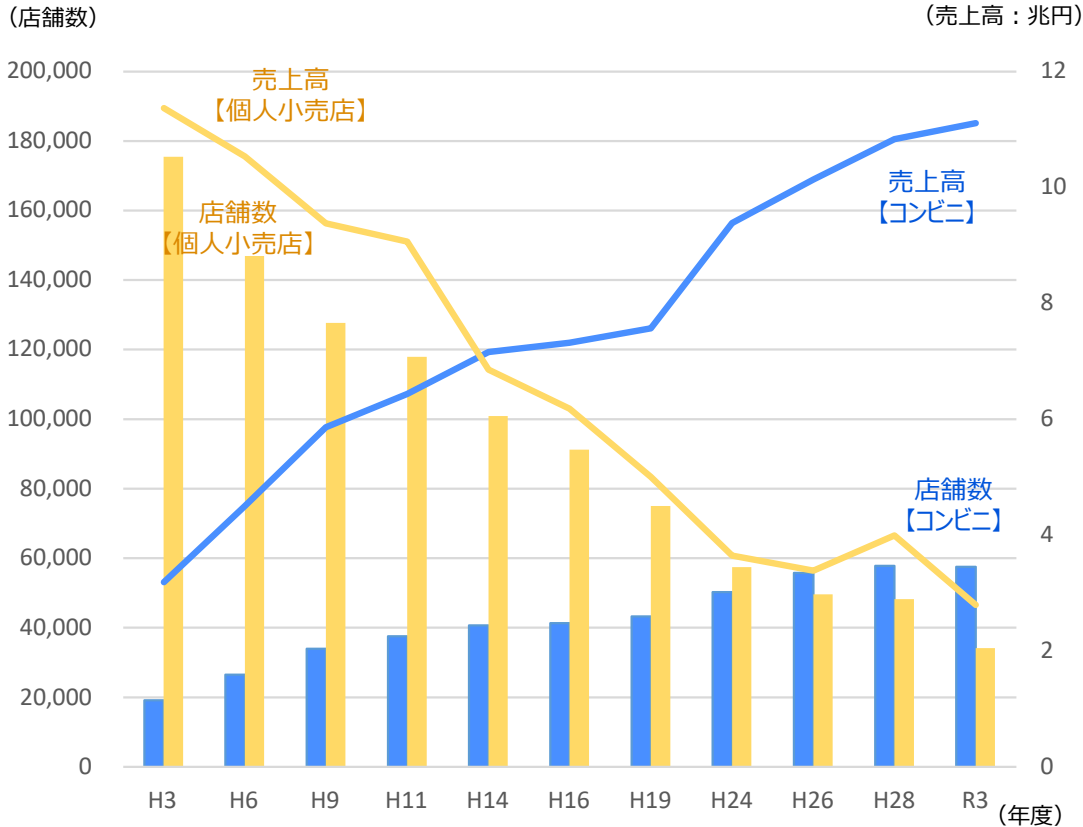
ケース2：ECを活用して全国に販売する東京都所在の事業者



事業形態の変化に伴う地方税の偏在の拡大②（コンビニ）

- 個人小売店の店舗数や売上高が大きく減少する一方で、コンビニエンスストアは着実に増加。
- コンビニエンスストアは売上の一部をフランチャイズ料として支払い（課税所得から減算）、本社では同額が課税所得に加算される。大手コンビニ3社の本社は東京都にあるため、店舗所在地の税収が本店所在地である東京都に移転。

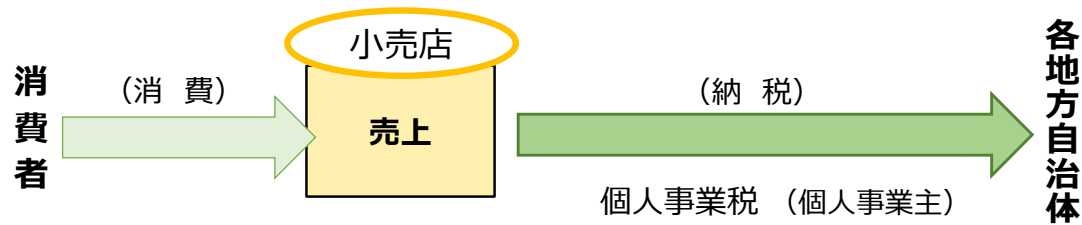
◆ 個人小売店とコンビニの店舗数及び売上高の推移



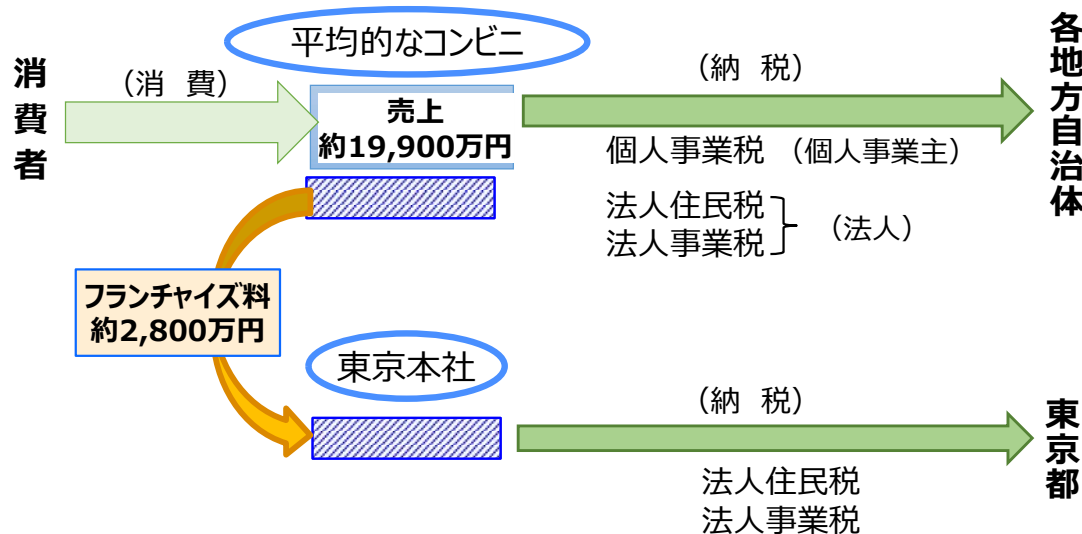
売上高	コンビニ	: 3.2兆円 → 11.1兆円【約3.5倍】
	個人小売店	: 11.4兆円 → 2.8兆円【約1/4】
店舗数	コンビニ	: 1.9万店舗 → 5.8万店舗【約3.0倍】
	個人小売店	: 17.5万店舗 → 3.4万店舗【約1/5】

(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」、日本フランチャイズチェーン協会「フランチャイズチェーン統計調査」等をもとに作成
 (注) 個人小売店は、個人経営の小売店のうち、酒、食料品（野菜・果実、食肉、鮮魚）に係るものを合計。

個人小売店 すべての売上に応じて地元の自治体に納税



コンビニ 売上の一部がフランチャイズ料として東京本社に支払われ、東京都の課税対象に

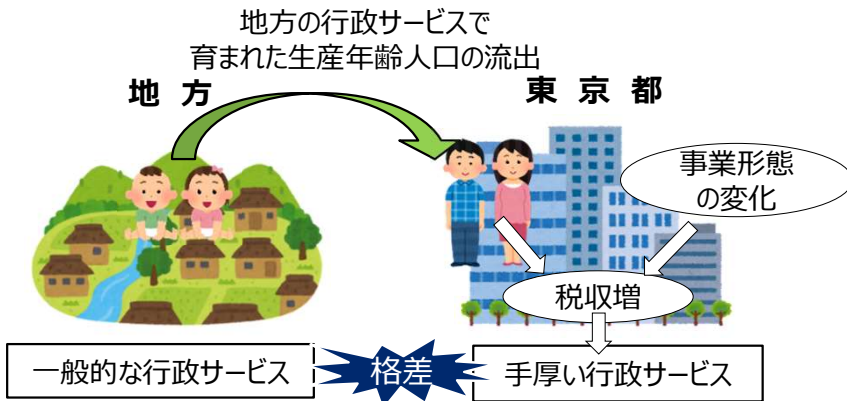


(注) コンビニの売上やフランチャイズ料については、大手3社の決算資料をもとに平均的な額を算出。

東京一極集中と行政サービス

- それぞれの地域の教育・福祉等の行政サービスを受けて育まれた若年層が、学生・新社会人として東京都に転入することで一極集中が進んでいる。豊かな財政力を背景に手厚い行政サービスを実施する東京都と地方との間で行政サービスの格差が広がれば、地方からの更なる人口流出をもたらす可能性。
- 一方、東京都はヒト・モノ・カネの集積メ리트により国内総生産の約2割を創出するなど、日本経済を大きく牽引。昼間流入人口が多いこともあり、インフラ・防災対策など、大都市特有の行政サービス・投資を行う必要があることにも留意が必要。
- 各地域の実情に応じたきめ細やかな行政サービスを地方団体が安定的に提供していくための基盤として、偏在性が小さい地方税体系を構築することが重要。

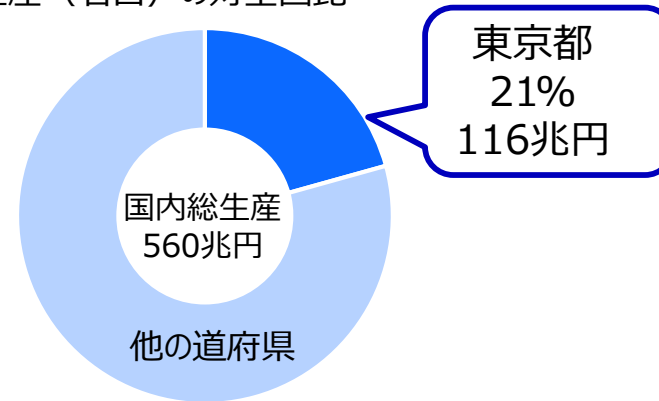
◆ 地方から東京都への人口流出等と行政サービスの格差



◆ 令和5年2月15日 日本経済新聞 朝刊

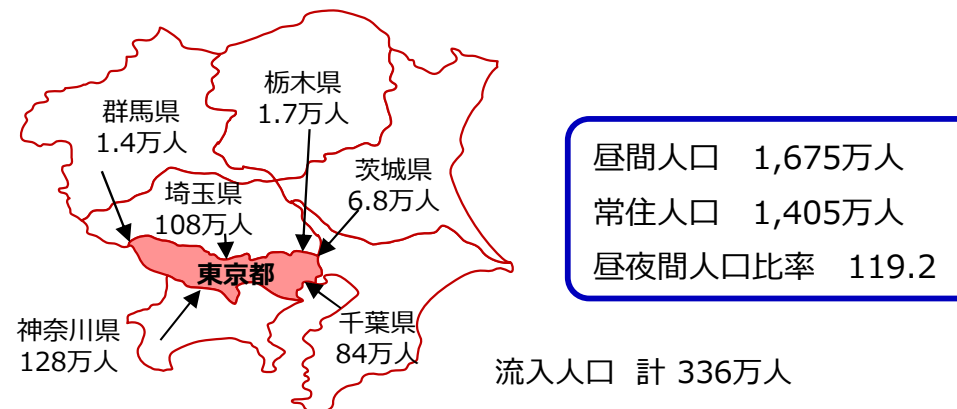
東京23区が手厚い子育て支援策を相次ぎ打ち出している。A区は最大3600万円の給付型奨学金を創設するほか、B区は所得制限なしで子ども1人につき3万円の電子クーポンを配布する。…子育て支援を巡っては、**東京都が2023年度、0～18歳の都民に1人あたり月額5000円の給付や、第2子の保育料の完全無償化を実施する。都の政策に連動して23区が大きな財政負担を伴う事業を打ち出すことで、23区外の自治体とのサービス格差が広がる。**

◆ 都内総生産（名目）の対全国比



(出所) 東京都「都民経済計算年報 令和元年度」

◆ 東京都への流入人口（令和2年）



(出所) 東京都HP「「東京都の昼間人口」の概要」

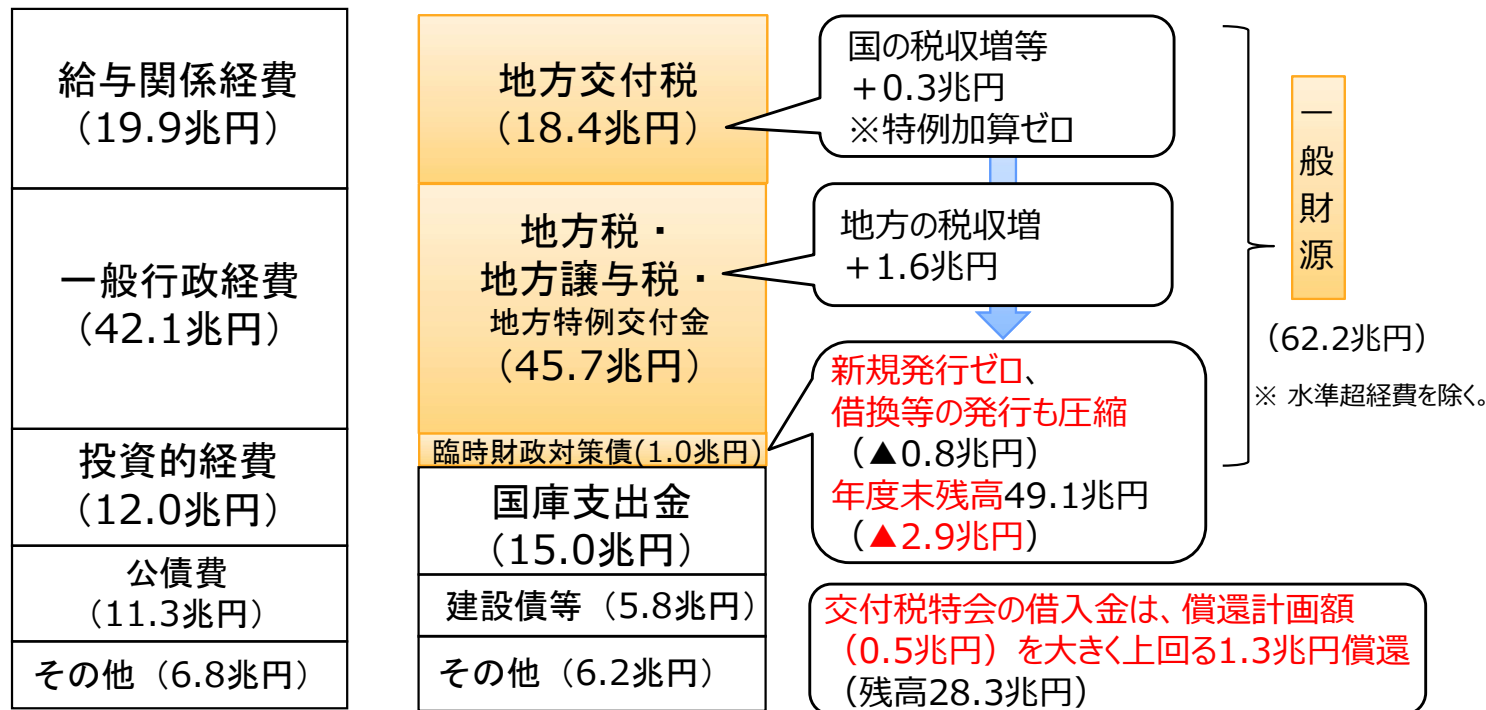
(注) 流入人口とは、他の区域から当該区域へ通勤・通学する人口をいう。

- 令和5年度地方財政計画については、税収増により前年度に引き続き折半対象財源不足は生じておらず、臨時財政対策債を過去最少の1.0兆円とし、交付税特会においても償還計画額を上回る1.3兆円の借入金償還を行うなど、財政健全化が進展している。
- 今後も、「一般財源総額実質同水準ルール」に基づく予算編成を通じて、地方の課題に対応しつつ、地方財政の健全化を進めていくべき。

(注) 地方交付税総額については、財源不足に関する国・地方の折半ルール(地方交付税の法定率分等で不足する財源を、特例加算(国)と臨時財政対策債(地方)により折半で負担)と一般財源総額実質同水準ルールに基づいて算定が行われている。

◆ 令和5年度地方財政計画 (単位: 兆円)

歳出 (92.0兆円) 歳入 (92.0兆円)



「骨太2021」 (令和3年6月18日閣議決定)

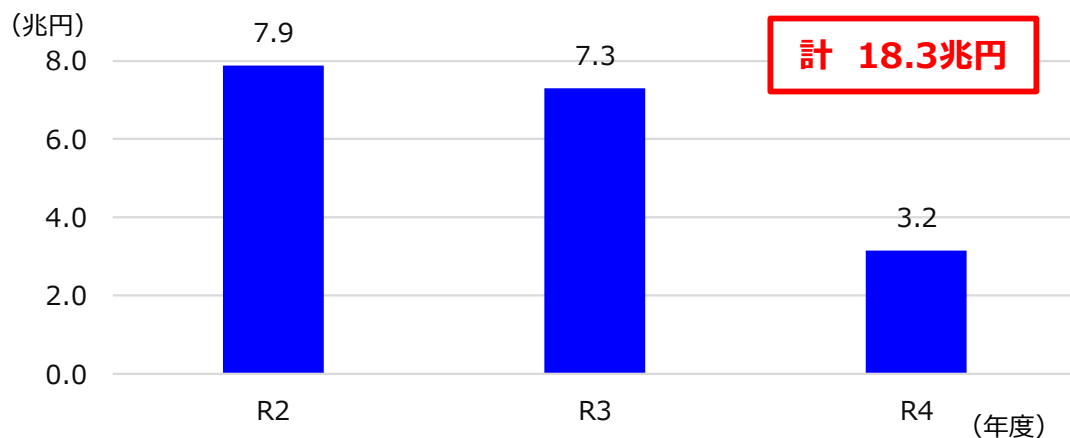
③ 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。

(注1) 一般財源総額とは、地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の総額。

(注2) 上記では、説明の簡素化のため詳細については省略している。また、計数については四捨五入を行っているため、合計が一致しない場合がある。

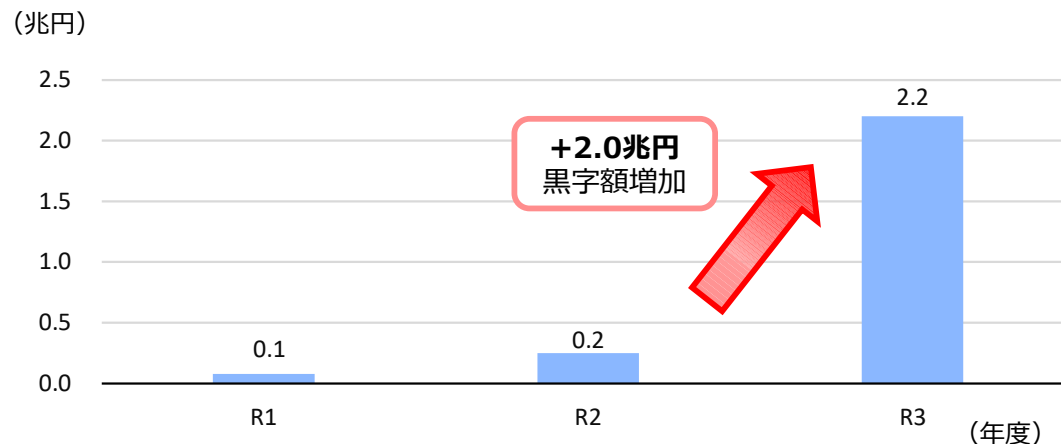
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下、「コロナ臨時交付金）」がこれまで18.3兆円措置されている。
- コロナ臨時交付金をはじめとする国から地方への財政移転が多額にのぼったことにより、一般財源の使用が節約され、令和3年度決算における実質単年度収支の黒字額や基金残高の大幅な増加につながった可能性。

◆ コロナ臨時交付金の措置額



内訳	R 2	R 3	R 4
地方単独事業分	3.7	1.0	—
コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分	—	0.2	0.6
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金	—	—	1.8 (うち低所得世帯支援枠0.5)
協力要請推進枠等	3.6	5.0	—
事業者支援分	0.1	0.5	—
検査促進枠	—	0.3	0.3
国庫補助事業の地方負担分	0.5	0.3	0.5

◆ 実質単年度収支の推移



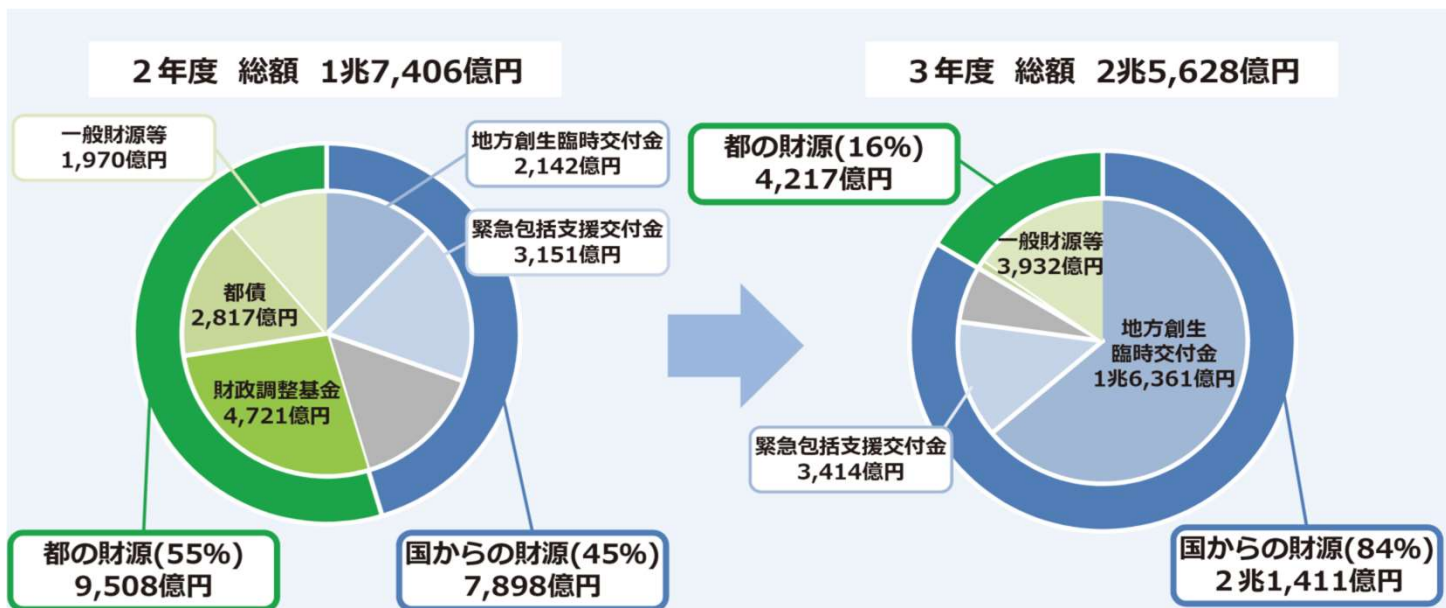
◆ 基金の増減額 (減債基金・その他特定目的基金)



(出所) 総務省「普通会計決算の概要」及び「地方財政の状況」をもとに作成。
 (注) 実質単年度収支は、単年度収支から実質的な黒字要素(財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額)を加え、実質的な赤字要素(財政調整基金の取崩し額)を差し引いた額。

- 例えば、東京都の新型コロナ対策の財源構成は、令和2年度は財政調整基金の取り崩しを含めた都の財源が過半（55%）を占めていたが、令和3年度はコロナ臨時交付金や緊急包括支援交付金など国からの財源が8割超を占めており、財政調整基金は活用していない状況。
- 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられたことに伴い、地方財政の構造を平時に戻すべき。

◆ 東京都における新型コロナウイルス感染症対策の財源内訳（一般会計）



(出所) 東京都「令和3年度年次財務報告書」

◆ 「骨太方針2022」

(令和4年6月7日閣議決定) (抜粋)

新型コロナウイルス感染症対応として行われた国から地方への財政移転について、事業実施計画や決算等を踏まえて、その内容と成果の見える化を実施した上で、成果と課題の検証を進めるとともに、感染収束後、早期に地方財政の歳出構造を平時に戻す。

◆ 「過去最高の積立金残高 当初予算19%減が決算14%増に コロナ禍で焼け太り？」 (2023.3.20 日経グローバル)

地方自治体の積立金が膨らんでいる。2021年度末の残高は一部事務組合等を含めて25兆8083億円と前年度から14%増え、**過去最高を更新**した。

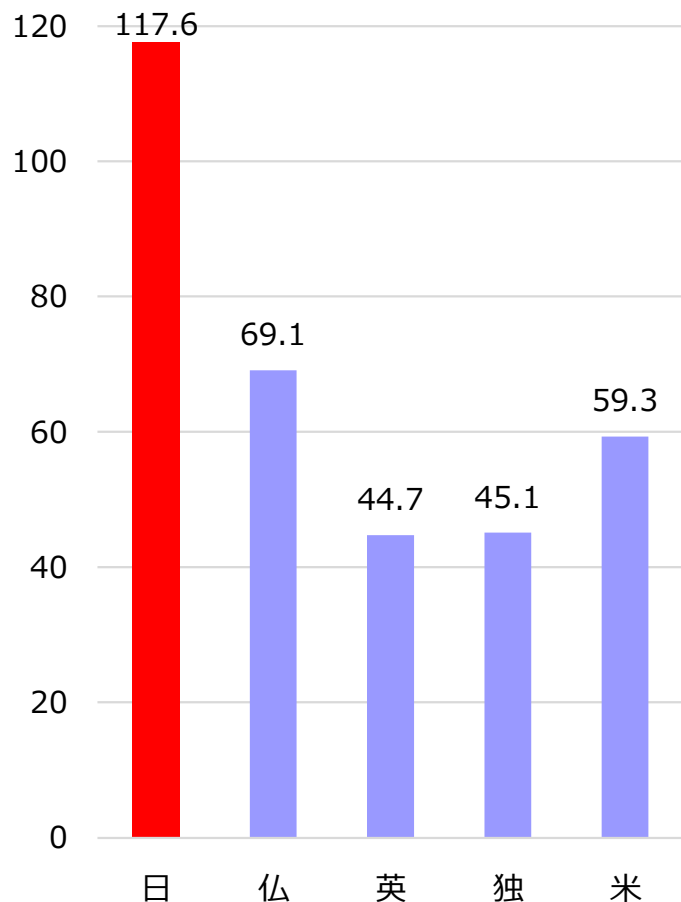
(中略)

当初予算時点の見込みは違った。総務省が実施した「基金の状況調」のデータを入力して分析したところ、都道府県と市区町村の合計で4.8兆円取り崩し、残高は19%減の見通しだった。それが何度かの補正で積み増し、**最終的には当初予算と比べると41%も増えていた。**(中略)

コロナ禍で税収が大きく減ると想定しながら、むしろ増えたところが多い。**地方創生臨時交付金をもともと予定していた単独事業に充て、財政を改善させた例も目立つ。**コロナで自治体財政は「焼け太り」の様相を呈している。当初予算時点と比べ、積立金を2倍以上に増やしたのは12道府県と82市町村にのぼり、決算が当初予算を下回ったところは11市町しかなかった。

- 日本の政府固定資本ストックは諸外国と比べても極めて高い水準にある。高速道路、新幹線、空港、港湾、生活関連施設等の社会資本の整備水準は大きく向上しており、社会インフラは概成しつつある。
- 例えば高規格幹線道路については、全都道府県の県庁所在地を通過するとともに、計画延長約14,000kmに対して、事業中の区間も含めると総延長は約13,000km（約95%）に至っている。

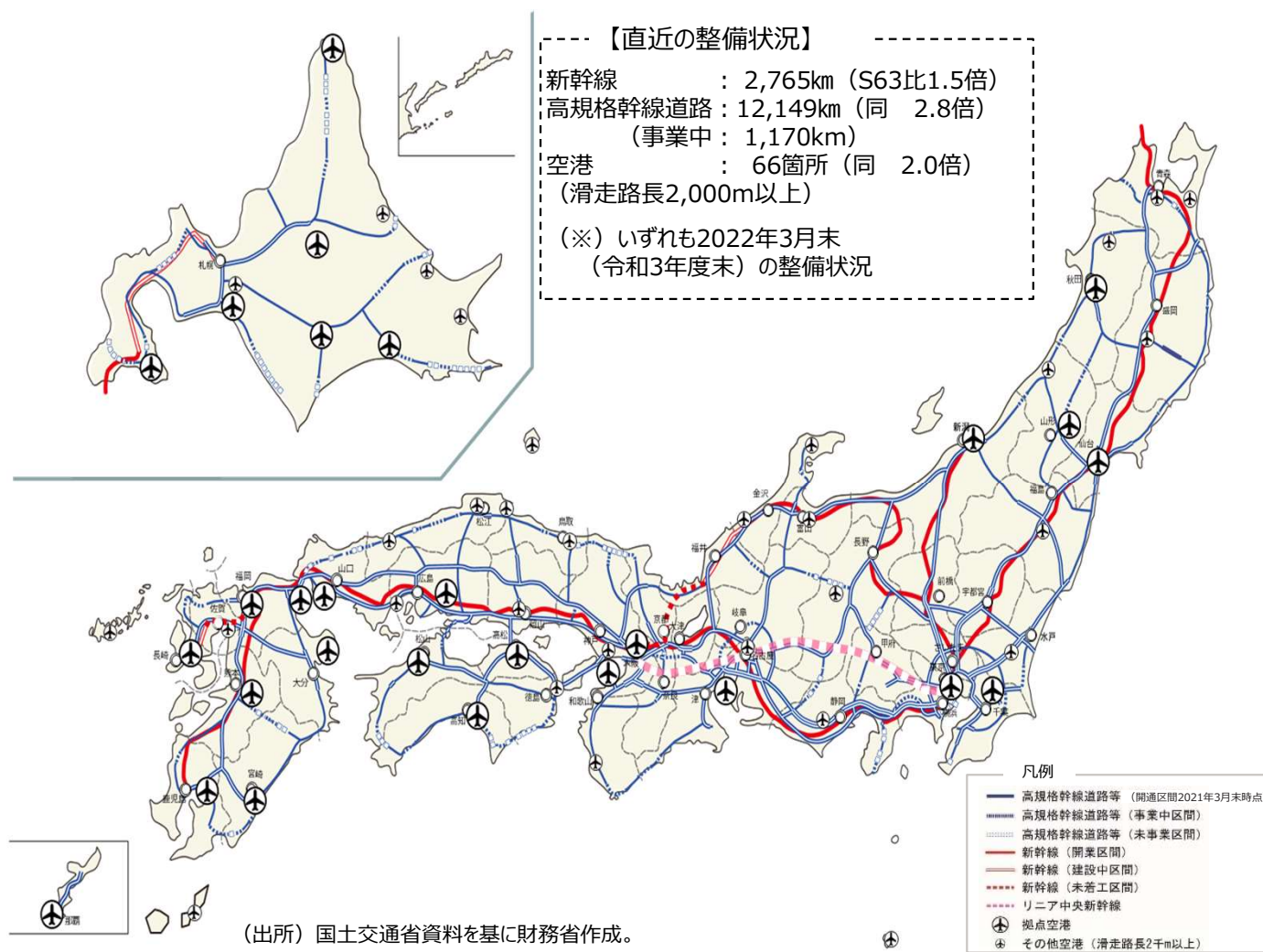
政府固定資本ストック（対GDP比）



(注) 1. 日 本…内閣府「国民経済計算」に基づいて計算した数値。
 諸外国…OECD「National Accounts」等に基づいて計算した数値。
 2. 日本は2019年度（年度ベース）、諸外国は2019年（暦年ベース）。

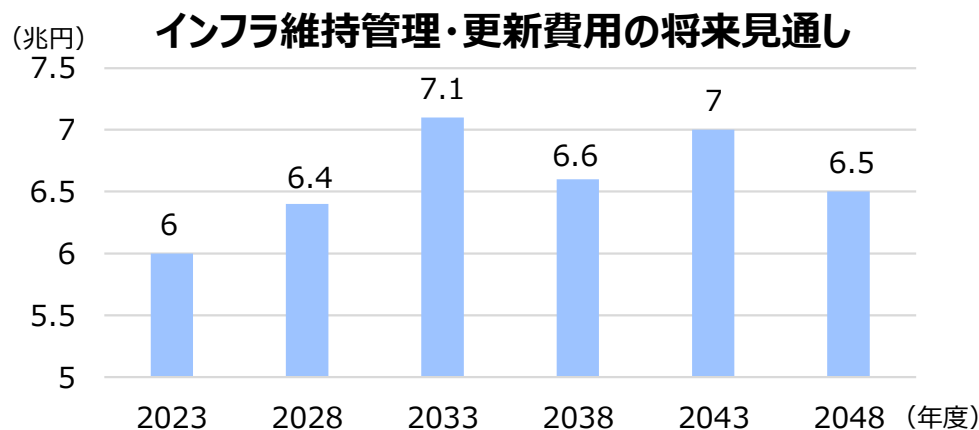
現在の高速ネットワーク（2021年5月1日時点）

（点線は事業中又は未事業区間）

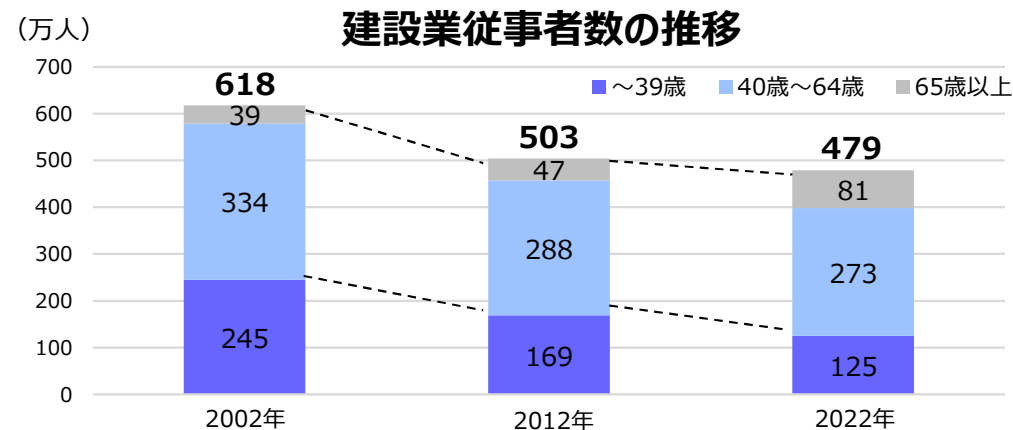


(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

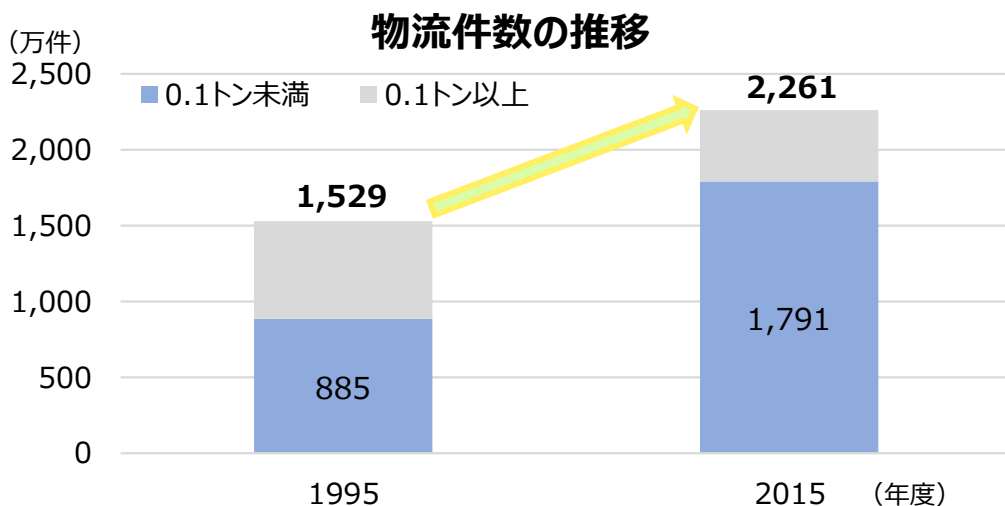
- これまでに整備してきた公共インフラの維持管理・更新へのニーズは今後増大していく見込みであるが、建設業従事者は高齢化と減少が進んでいる。
- また、経済を支える物流についても、小口多頻度化などにより、トラック輸送の需要は今後も増加が見込まれる一方、慢性的なドライバー不足が見込まれる。
- 維持管理負担をはじめ、サービス維持のコストの抑制や、自動運転、ロボットといった次世代技術の実装の加速は喫緊の課題。



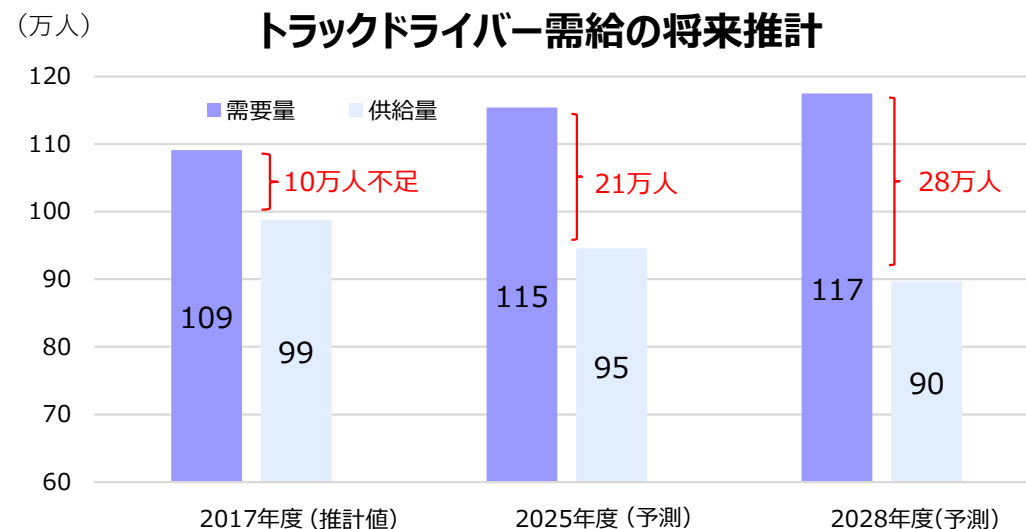
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。(今後の維持管理・更新費等は予防保全ケースを利用)



(出所) 総務省「労働力調査」を基に財務省作成。
(注) 端数の影響により、合計において一致しないことがある。



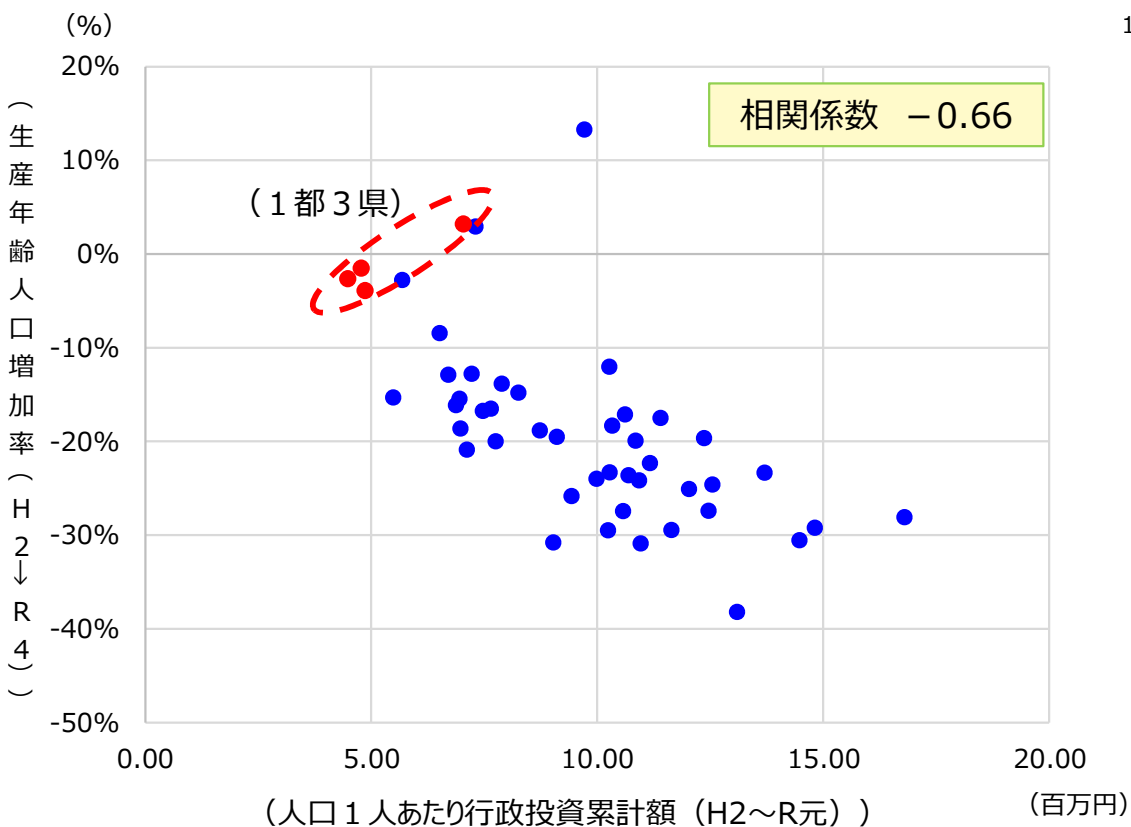
(出所) 国土交通省「全国貨物純流動調査」(物流センサス)
(注) 貨物の出発地から到着地に至るまでの出荷件数1件あたりの貨物出荷重量(物流ロット)。
本調査は法人から法人に出荷される大口貨物を対象としており、法人から個人、個人から個人に出荷される小口貨物は含まれない。



(出所) 公益社団法人鉄道貨物協会「平成30年度 本部委員会報告書」

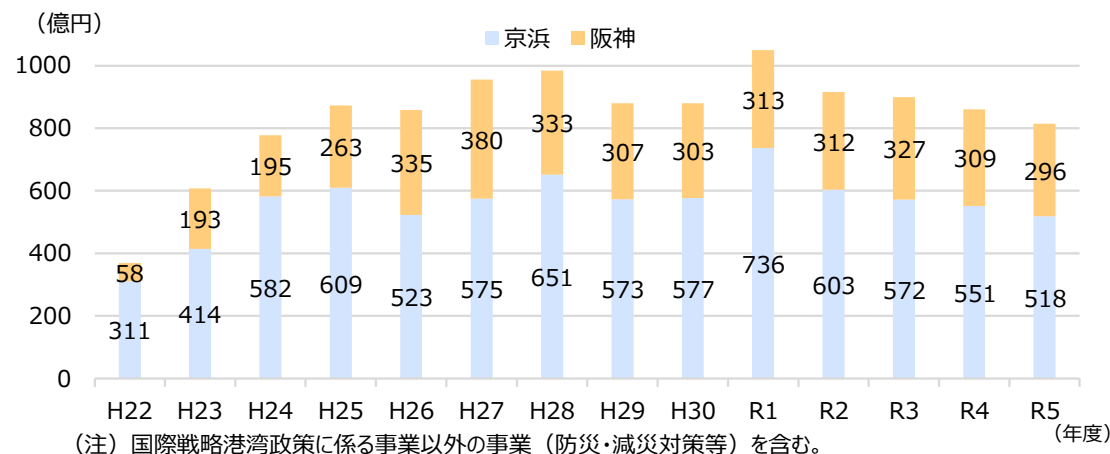
- 平成2年以降30年間の各都道府県における行政投資（国+地方）の累計額を人口一人あたりに換算したものと、同期間における各都道府県の生産年齢人口の増加率の関係を見ると、因果関係は必ずしも明らかではないが、負の相関がみられ、これまで行ってきた多額の公共投資が地域の発展に十分つながっていない可能性が示唆される。
- また、港湾整備を例にとると、京浜港、阪神港といった国際戦略港湾に多額の投資をしてきたが、国際基幹航路の寄港回数は減少傾向であり、国際競争力強化に向けた投資も効果が十分に発揮されていない可能性。
- まずは、これまでの社会資本整備の効果を広く検証した上で、より効果的かつ効率的な社会資本整備のあり方を検討していく必要。

各都道府県における行政投資の累計額（1人あたり）と生産年齢人口増加率の関係

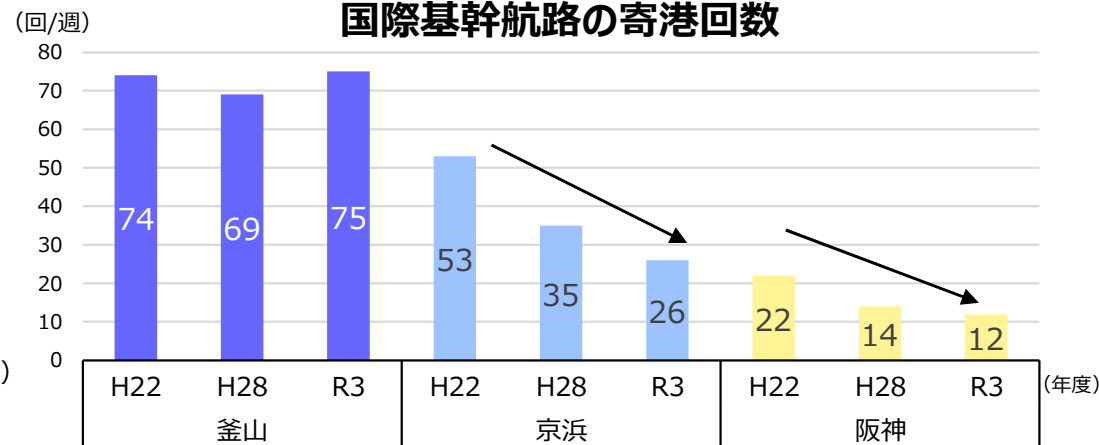


(出所) 総務省「国勢調査」、「行政投資実績」、「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」、内閣府「県民経済計算」などを基に財務省作成。

国際戦略港湾へのこれまでの当初予算配分状況（事業費）



国際基幹航路の寄港回数

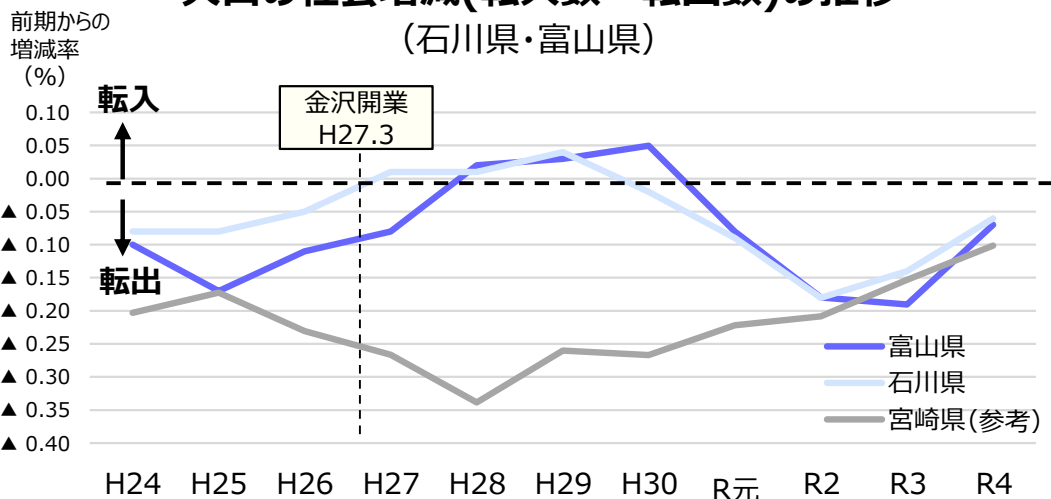


(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

- 一例として、北陸新幹線の開業前後の富山県、石川県にかかる人流の変化について見ると、
 - ・ 人口の社会増減（転入数－転出数）については、開業直後数年間は転入超過となっていたが、令和元年以降開業以前の水準で推移。
 - ・ 宿泊者数については、新型コロナ発生前の令和元年までの期間で見ると、全国的に宿泊者数が大幅に増加する傾向にあった中で、全国平均を下回る伸びにとどまっている。
- 人流のみがインフラ整備の効果ではないが、効果について中長期的な視点で検証・評価し、慎重に分析する必要。

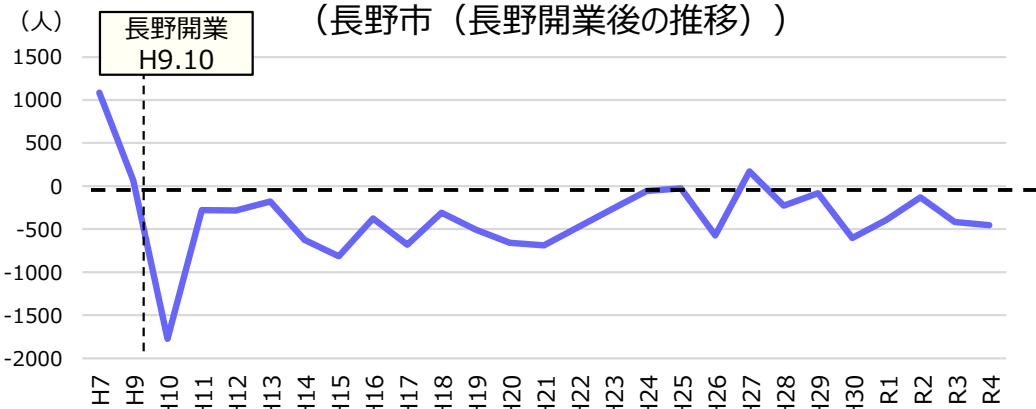
人口の社会増減(転入数－転出数)の推移

(石川県・富山県)



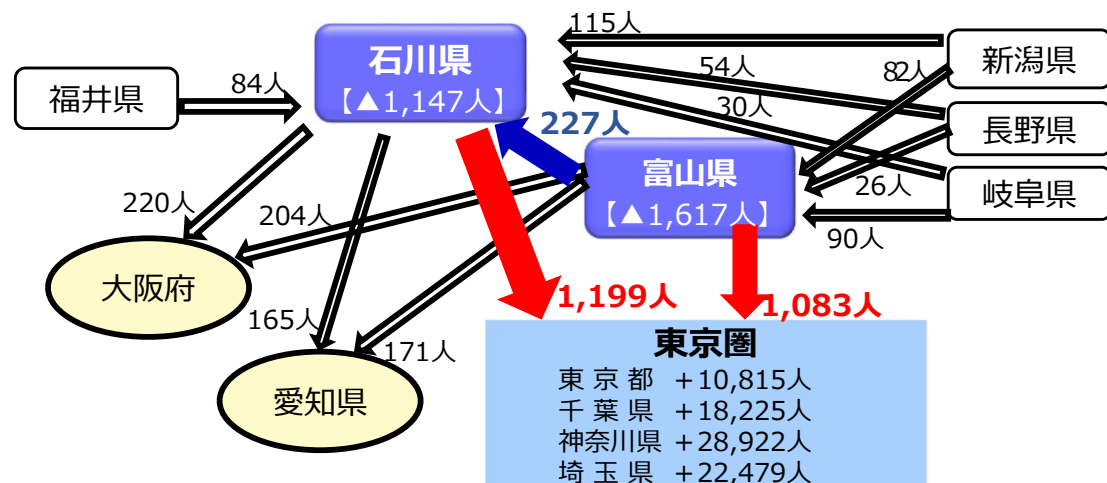
(長野市(長野開業後の推移))

長野開業 H9.10



(出所) 「令和4年 石川県の人口と世帯」(石川県)、「令和4年 富山県の人口」(富山県)、「宮崎県の人口」(宮崎県)
 (※) いずれも前年10月1日～各年9月30日までの1年間の増減
 「長野市の人口動態」(長野市) (各年1月1日～12月31日までの1年間の増減)

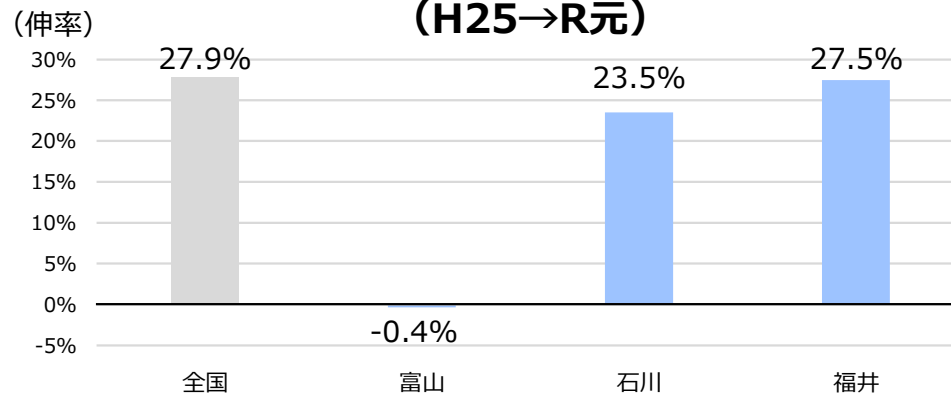
人口移動の状況(令和3年度)



(出所) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」(日本人移動者の状況)
 (注) 人数は転入者数と転出者数の差のネットでの移動状況。主なものを抽出しており、全ての都道府県との転出入を示しているものではない。

宿泊者数の推移(増加率)

(H25→R元)

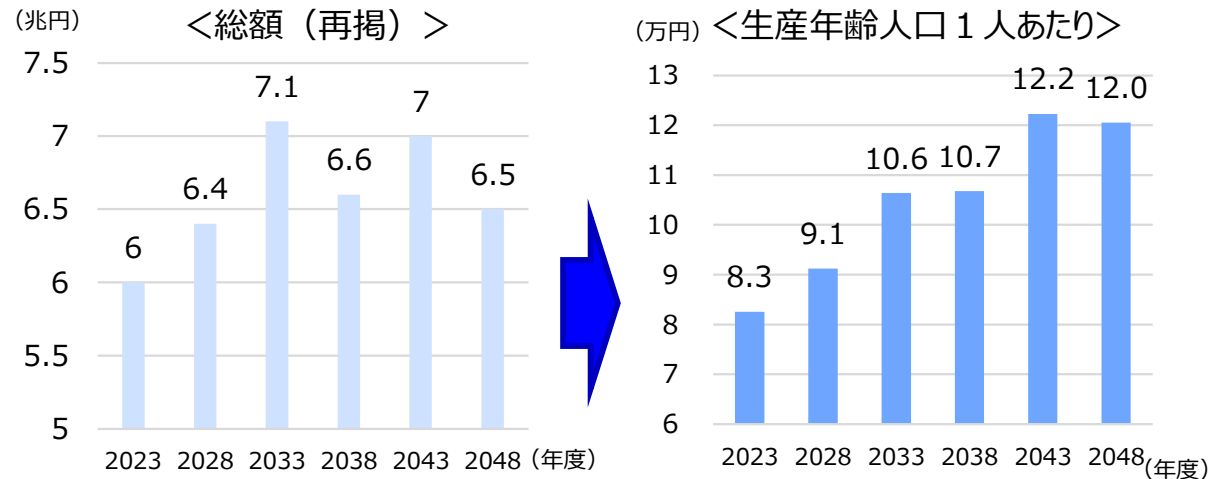


(出所) 観光庁「宿泊旅行統計調査」

精度の高い事業評価に基づく新規事業着手

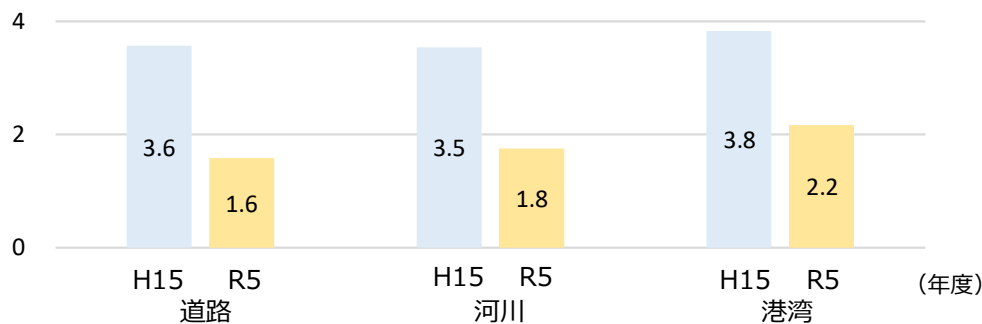
- 将来の人口減少を見据えると、既存のインフラの維持管理・更新に対する1人あたりの国民負担は増加の一途となる。また、新規事業化箇所のB/Cの平均は長期的に低下傾向にある。
- こうした中で、新たなインフラストックの増加につながる新規事業の着手については、より慎重な判断が必要。更新需要や新技術の実装等に対する投資を重点的に行うことで、持続可能で強靱なインフラを構築していくべき。
- 例えば、新規事業化段階でのB/Cとその後の再評価、事後評価におけるB/Cの値を比較すると、便益の下振れや、事業着手後の事業費増嵩が多数生じ、結果的に1を下回るケースもある。事業実施中のリスクなど、より精度の高い費用便益分析・事業評価を通じて、事業着手の可否を検討するべき。

インフラ維持管理・更新費用の人口1人あたり負担



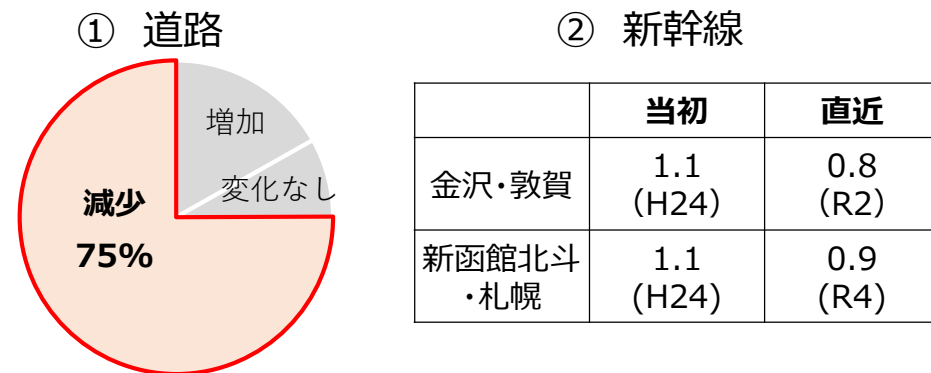
（出所）将来推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）」（出生中位・死亡中位仮定）、今後の維持管理・更新費等は予防保全ケースを用いて、国土交通省資料を基に財務省作成。

各事業分野におけるB/Cの推移（新規事業化箇所）



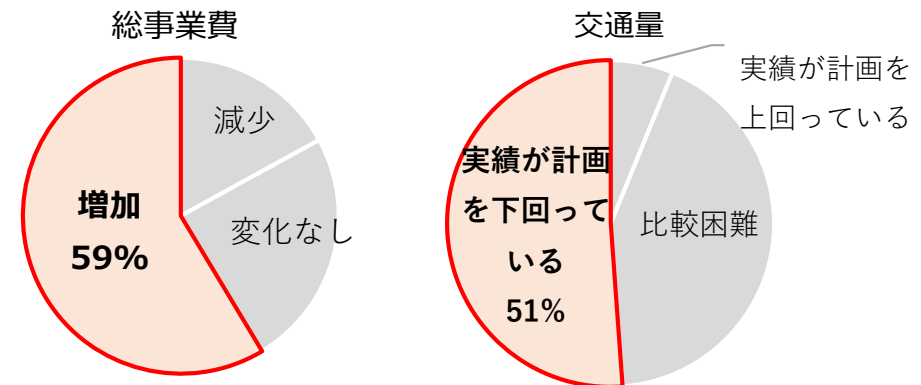
（出所）国土交通省資料を基に新規事業化箇所のB/Cの平均値を財務省において算出。

新規事業化段階とその後のB/Cの状況



（出所）令和3年度予算執行調査結果、（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構資料を基に財務省作成。

B/C減少の原因（道路事業の例）



（出所）令和3年度予算執行調査結果を基に財務省作成。

既存インフラの使い方の改善（1）港湾の例

- 我が国の港湾においては、海外主要港と比べ、コンテナターミナルの自動化・遠隔化技術の導入が進んでいない。また、小規模なターミナルごとに運営されており、利用するターミナルに他の船舶が着岸している間は他のターミナルが空いていても沖待ち（滞船）せざるを得ないなどの状況が生じている。
- このため、今後見込まれる港湾労働者数の減少も見据え、既存ストックを最大限活用しつつ、港湾業務の自動化等に係る新技術の導入や、各ターミナルを一体利用するなどのオペレーションの改善等、港湾ストックの効果を最大化する取組を一層積極的に行うべき。

日本及び海外主要港における自動化技術等の導入状況

順位	港湾		年間取扱量(万TEU)	自動化・遠隔化の状況(20224時点)		
				ガントリークレーン	構内輸送	ヤードクレーン
1	上海	中国	4,703	○	○	○
2	シンガポール	同左	3,747	×	○	○
3	寧波-舟山	中国	3,107	×	×	×
4	深圳	中国	2,877	○	○	○
5	広州	中国	2,418	○	○	○
6	青島	中国	2,371	○	○	○
7	釜山	韓国	2,271	○	×	○
8	天津	中国	2,027	○	○	○
9	香港	中国	1,780	×	×	○
10	ロッテルダム	オランダ	1,530	○	○	○

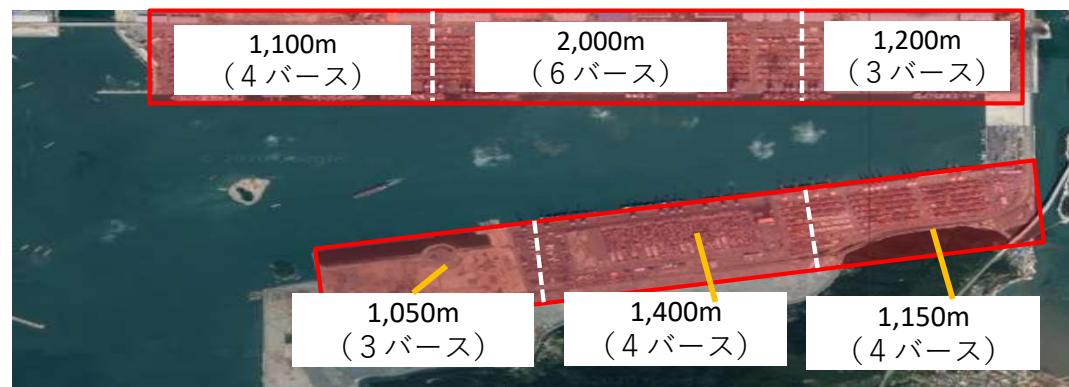
【日本の港湾】

41	京浜港	東京港	486	×	×	×
72		横浜港	286	×	×	整備中
77	名古屋港		273	×	○	○
73	阪神港	神戸港	282	×	×	整備中
82		大阪港	243	×	×	×

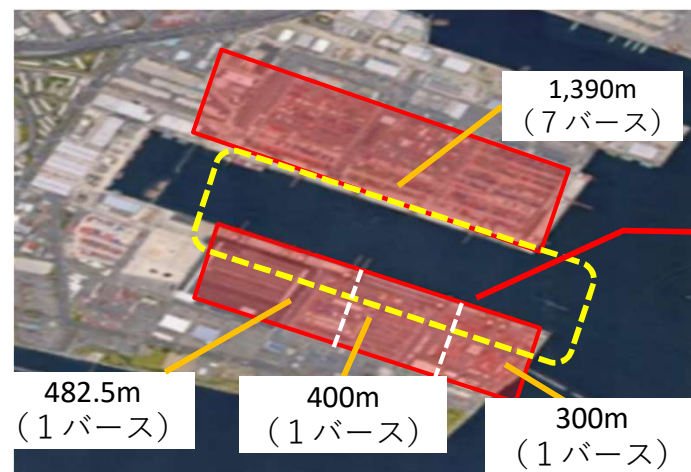
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

釜山港（新港）と日本の国際戦略港湾のターミナルの比較

<釜山港（新港）（6ターミナル）>



<横浜港（本牧ふ頭）（4ターミナル）>



釜山港に比べてターミナルが細分化され、それぞれ管理する事業者も利用する事業者も縦割りとなっているため、沖待ち（滞船）が発生しても、柔軟に空いているターミナル・バースに入ることができない。
⇒ターミナルの一体運用により、柔軟・円滑で効率的な着岸・荷役が可能。

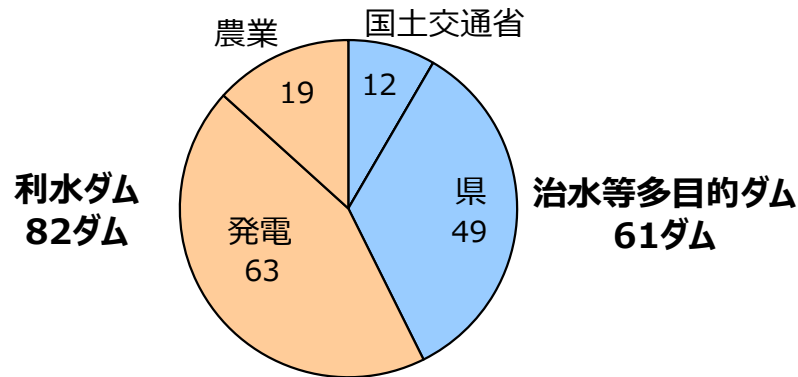
既存インフラの使い方の改善（2）治水対策の例

- 治水対策をはじめとする災害対策についても、ダムでの事前放流といった既存ストックの最大限の活用や、新技術を活用した災害予測精度の向上など、ハード・ソフト一体の対策を一層進め、ストック効果の最大化に取り組んでいくべき。

令和4年度出水期における事前放流の実施状況

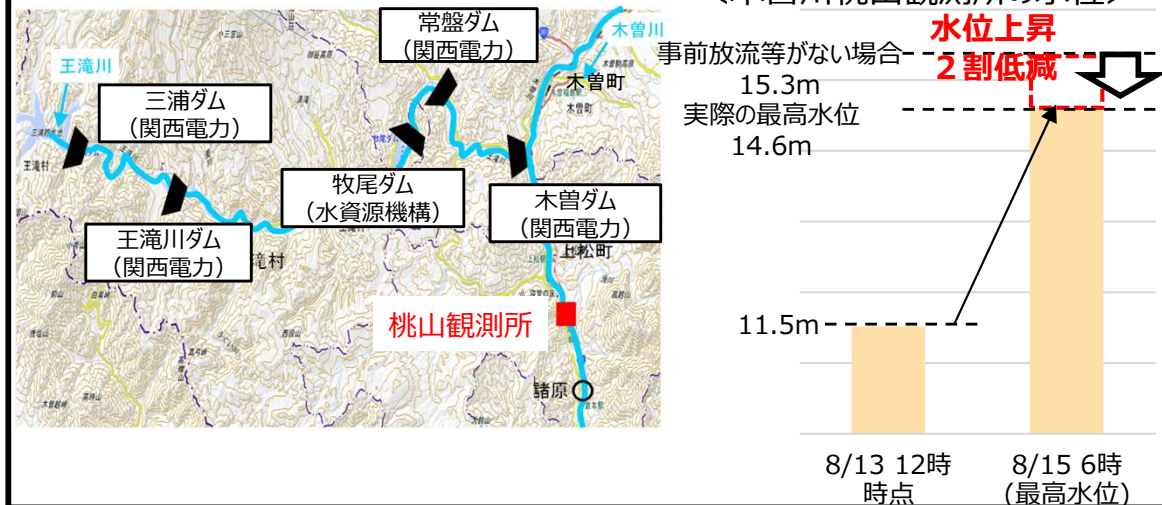
- 143ダム（延べ162回）で実施
- 5億5,332万³m（八ッ場ダム約6個分）の容量を確保

<ダム管理者別の内訳>

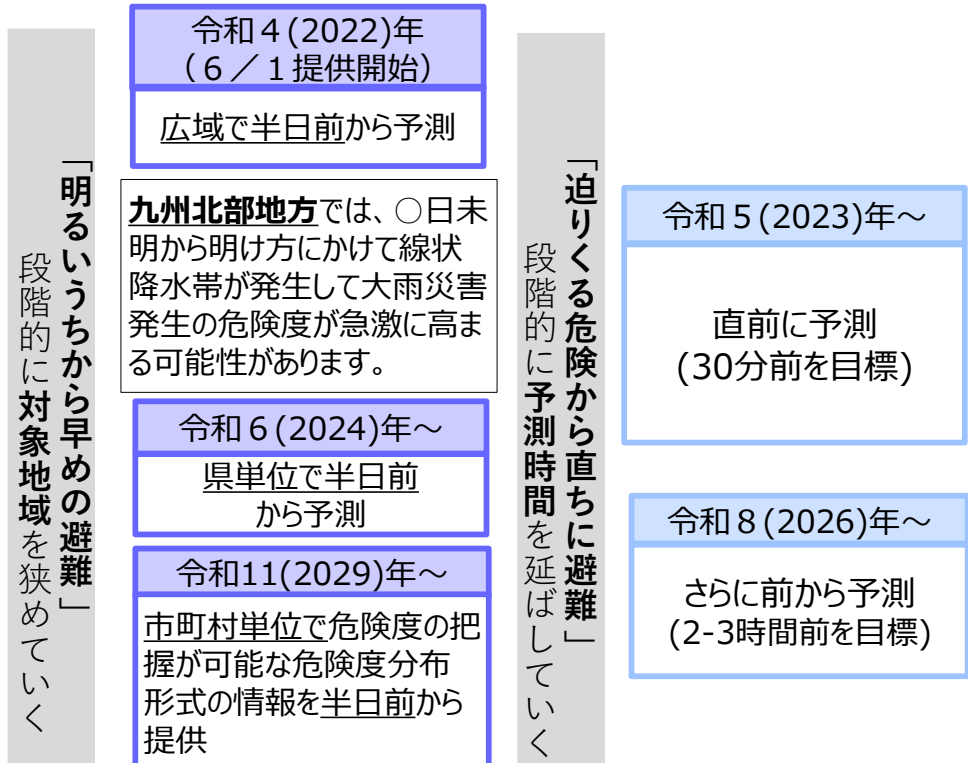


事前放流等の効果（令和3年8月大雨）

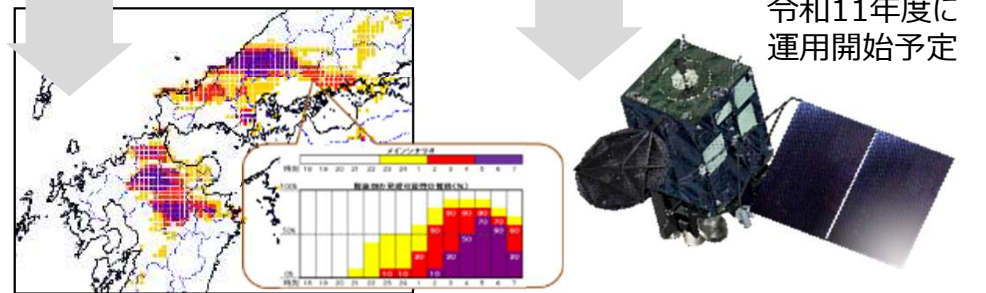
<木曽川桃山観測所の水位>



線状降水帯発生予測の改善



<イメージ>

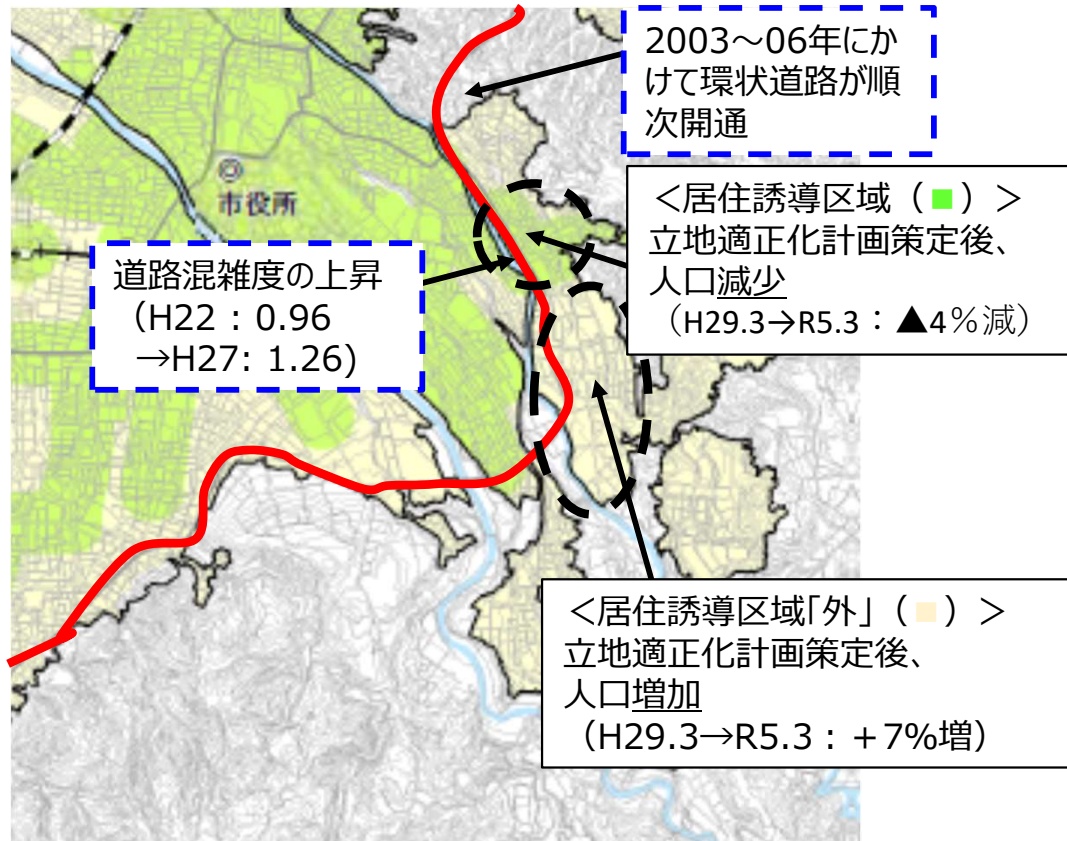


※具体的な情報発信のあり方や避難計画等への活用方法について、情報の精度を踏まえつつ有識者等の意見を踏まえ検討

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

- 立地適正化計画策定後も居住誘導区域外の人口が増加し、近接する居住誘導区域の人口減少が継続している例がある。この区域では中心部の渋滞解消を目的とした環状道路が整備されたが、その混雑度も上昇している。
- 自治体においては、道路などのインフラ整備が周辺地域にもたらす影響も踏まえ、土地利用規制も含め、立地誘導策をより総合的に検討し、強化すべき。
- また、国においても、現状では実効的な土地の利用規制が乏しいことも踏まえ、これまでの立地適正化施策の成果の検証を進めていく必要。その際、国が行う助成措置（住宅取得支援等）において居住誘導区域内外で支援水準の差を設けることや土地規制を強化することなども含め、自治体が行う居住誘導区域内への誘導を後押しすべき。

立地適正化計画策定後も 居住誘導区域外の人口が増加している例



(出所) 金沢市集約都市形成計画、町丁別人口・世帯数（金沢市HP）、国土交通省「道路交通センサス（H22,H27）」を基に財務省作成。

居住誘導区域に関する現行の国の規制・補助要件

区域外の土地利用規制

- ・ 3戸以上又は1000㎡以上の住宅建築を目的とする開発行為については届出が必要
- ・ 届出された開発について、必要に応じ市町村長による勧告が可能等

住宅取得支援の補助要件

<子どもエコすまい支援事業等>

- ・ 「居住誘導区域外」にあり、かつ、
- ・ 「災害レッドゾーン内」にあり、かつ、
- ・ 都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告（左記）に従わなかったものに限って、
省エネ住宅取得補助の対象外としている。

居住誘導区域への居住を要件とした自治体の支援制度例

① 北九州市

- UIターン等を支援するための住宅取得支援において、立地適正化計画において定めた居住誘導区域内に住宅を取得することを要件としている。
(注) フラット35（地域連携型）を利用する場合も同様の要件。

② 駒ヶ根市

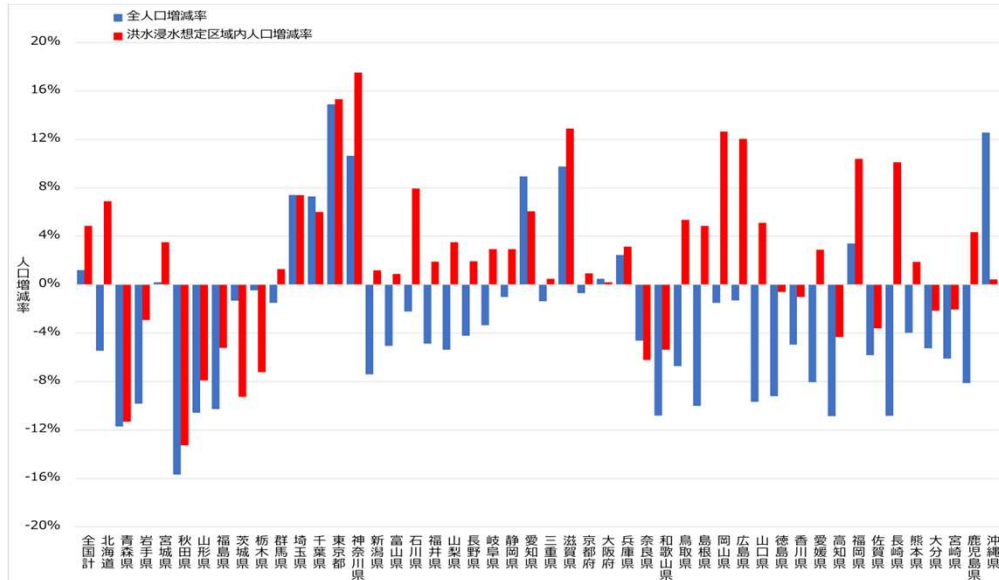
- 居住誘導区域外に3年以上居住していた者が区域内に転居する場合に家屋の固定資産額相当分などを補助。

(出所) 北九州市HP、駒ヶ根市HP、国土交通省HP、フラット35（（独）住宅金融支援機構HP）を基に財務省作成。

- 災害リスクが相対的に低い地域に居住エリアを形成していくことが、今後の被災リスクを下げる上でも有効だが、都道府県の人口増加率を上回って、洪水リスクの高い区域の人口が増加している地域も多くみられ、災害リスクの高い土地への人口集中が起こっている。立地適正化計画の中で、災害リスクの高い地域を居住誘導区域から除外するなど、一定の取組はなされているが、取組の効果が出ているか、国土交通省において検証を行っていくべき。
- また、東日本大震災からの復興に際して、行政が住民との対話を重ねながら、災害リスクを考慮した居住地の集約を行うと共に、人口減少を見据えてコンパクトなまちづくりを行った例がある。平時の防災まちづくりにおいても、このような考え方を踏まえ、総合的に取り組んでいく必要。

都道府県全体の人口増減率と洪水浸水想定区域の人口増減率

平成7年から平成27年の20年間で、
32の都道府県で、洪水浸水想定区域内人口が増加
 うち **21**の道府県で、人口が減少し、洪水浸水想定区域内人口が増加
6の都県で、人口増加率を上回って、洪水浸水想定区域内人口が増加
 ⇒ 立地適正化計画の制度化（平成26年～）や、居住誘導区域からの災害危険区域の原則除外（令和3年～）といった取組の成果を今後検証していく必要



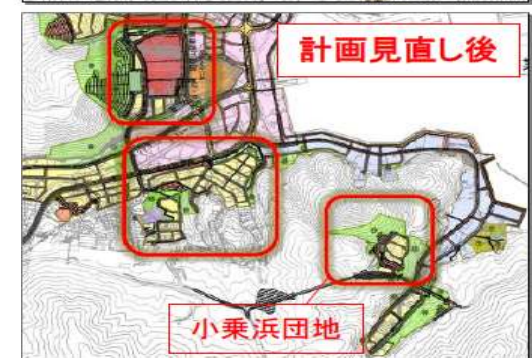
(出所) 令和4年4月20日財政制度等審議会歳出改革部会資料より抜粋。
 (注) 洪水浸水想定区域内人口増減率は、平成24年時点の洪水浸水想定区域における平成7年と平成27年の人口を比較して算出。

女川町：人口減少を踏まえたコンパクトな復興まちづくり

復興まちづくりに関して住民との対話を重ね、計画を見直しつつ宅地を高台に造成するとともに、人口減少を見据え（2011年：約1万人強⇒2023年：約6千人）都市の主要機能を中心部に集約化する復興計画を策定・実施。



住民意向を踏まえ、事業規模の見直しを実施。
 小乗浜団地の例) 2012年: 62戸 → 2013年: 20戸



(出所) 女川町「女川町復興記録誌2011-2021」（女川町HP）、東日本大震災の復興施策の総括に関するワーキンググループ（第4回）資料2「復興・まちづくり（大船渡・女川）」を基に財務省作成。

- 物流の担い手の減少が想定される中で、物流サービスを維持していくためにも、自動運転といった省人化技術の導入は喫緊の課題。
- しかしながら、自動運転に関する政府目標に関し、移動サービスについては、実装箇所数といった具体的な導入目標が掲げられている一方、物流サービスについては、2025年度段階での技術レベルの到達目標が定められているに過ぎず、その後の実装に向けたスケジュールは定められていない。インフラ部局と交通部局、技術開発部局が適切に連携しながら、基盤整備の計画も含めた社会実装に向けた具体的なロードマップを早急に検討し示すべき。

自動運転をめぐる現在の主な政府目標

<人流サービス>

【2025年度（目標）】

50箇所程度

【2027年度（目標）】

100箇所程度

<物流サービス>

【2025年度（実証）】

神奈川-愛知間（Lv4）

（※1）自動運転トラックによる物流サービスの実現（2026年度以降）

（※2）実装に向け、高速道路（新東名高速 駿河湾沼津SA-浜松SA間）の深夜時間帯における自動運転専用レーンの設置（実証）を検討

（出所）R5.3.31デジタル田園都市国家構想実現会議 経済産業省提出資料を基に財務省作成。

自動運転物流トラックの荷捌き拠点の整備

（物流拠点イメージ）

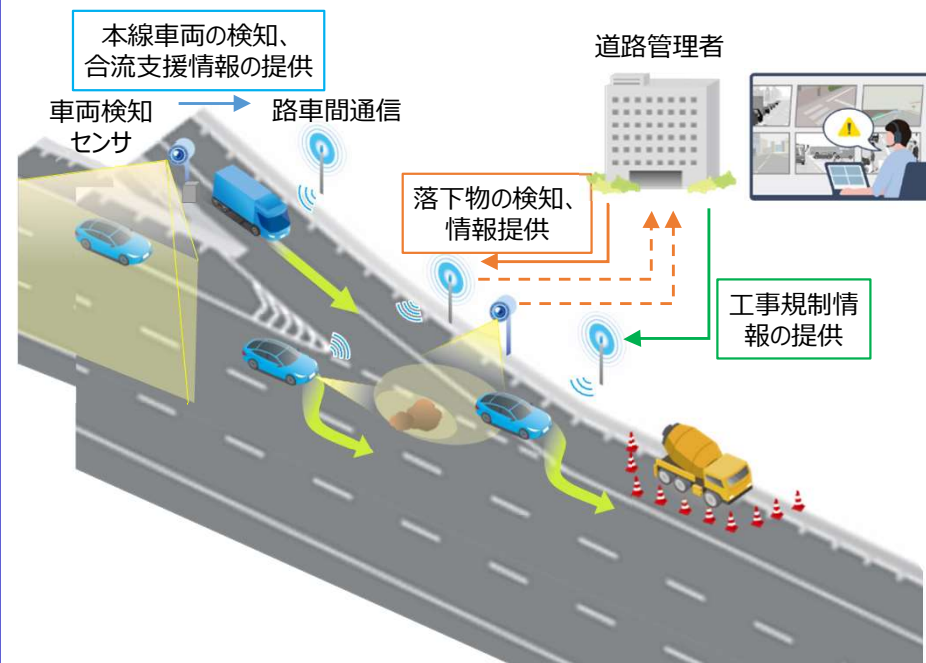


（出所）NEXCO資料を基に財務省作成。

自動運転の安全・高速な運用のための基盤整備

（例）道路インフラからの情報提供のための基盤整備

路側センサ等で検知した道路状況を車両に情報提供することで自動運転を支援



（出所）R5.3.31デジタル田園都市国家構想実現会議 経済産業省提出資料を基に財務省作成。

農業生産構造の現状

○ 高齢化等に伴い、非主業農家を中心に個人経営体数が大幅に減少する一方、法人経営体が着実に増加し、個人経営体の農地を引き受ける中、経営耕地面積は緩やかな減少にとどまっている。また、米価上昇等の影響もあり販売金額は回復傾向。

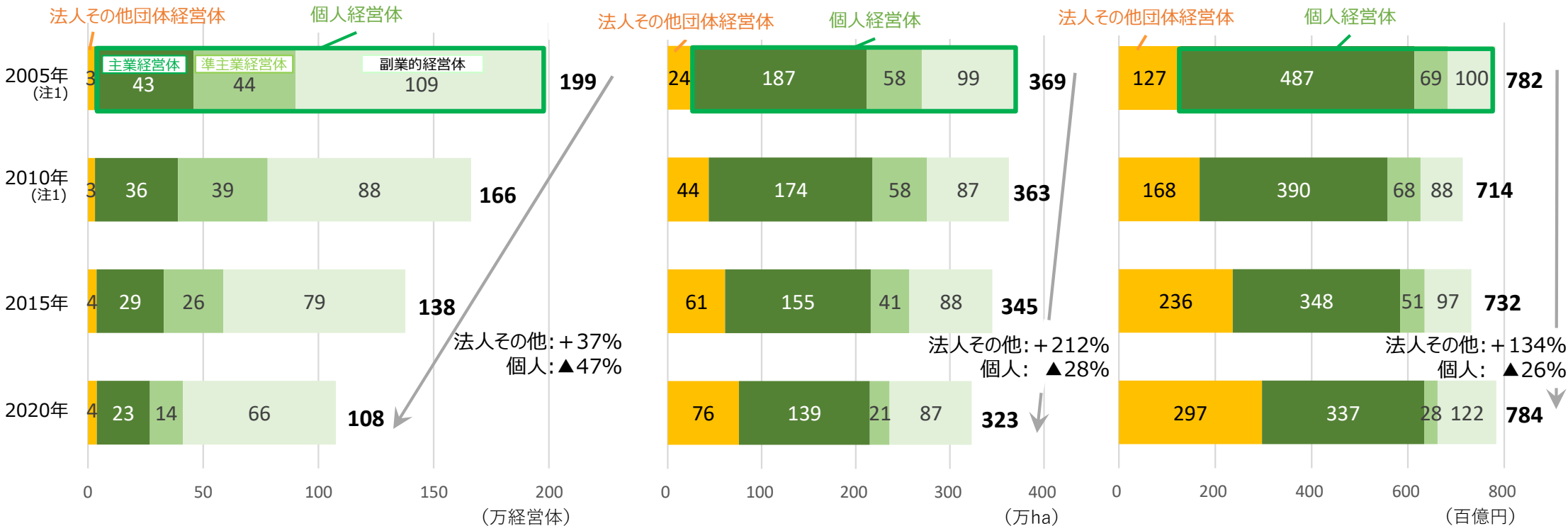
(注1) 基幹的農業従事者の平均年齢は68.4歳（2022年）であり、高齢化が指摘されるが、農外所得が主たる者や高齢の非主業経営体の従事者が半数以上含まれており、主業経営体の平均年齢は59.8歳。

(注2) 多くの品目で主業経営体及び法人経営体が生産の相当部分を担う構造である一方、稲作については、依然として非主業経営体が作付面積の5割程度を占めている状況。

経営体数

経営耕地面積

農産物販売金額（推計）



(出所) 農林水産省「農林業センサス」

(注1) 2005年、2010年の数値は、個人経営体については販売農家、法人その他団体経営体については組織経営体の値である。

(注2) 個人経営体の分類の定義は、次のとおり。

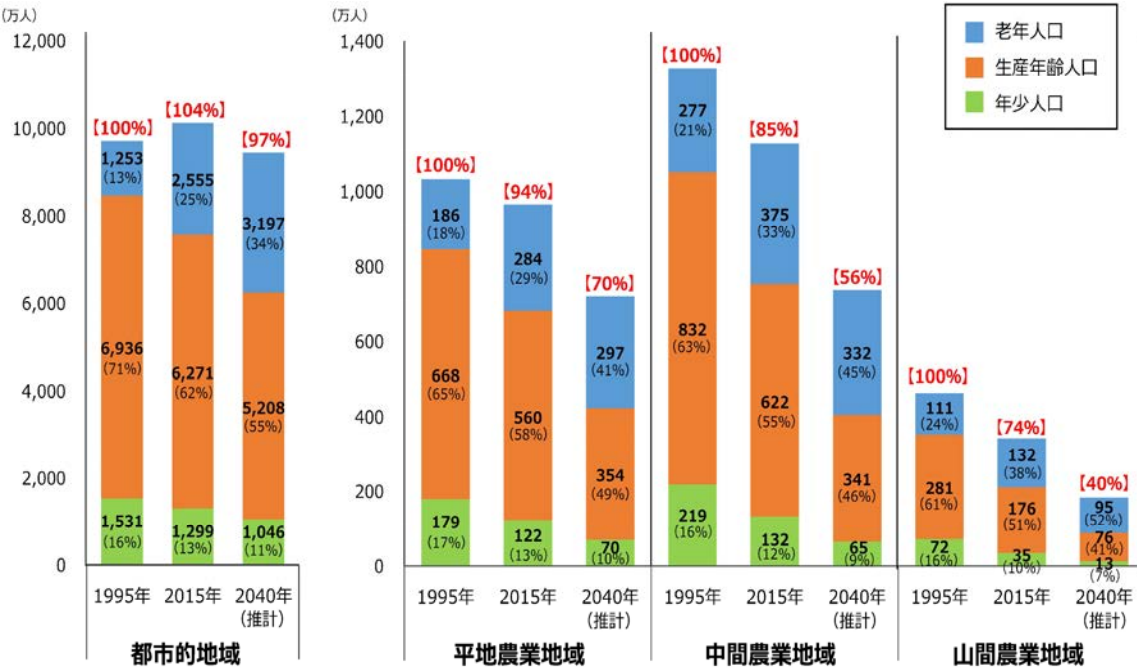
- 「主業経営体」：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。
- 「準主業経営体」：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体。
- 「副業的経営体」：1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体。

(注3) 法人その他団体経営体には、法人の他に、集落営農等の非法人の団体が含まれる。

(注4) 農産物販売金額は、農産物販売金額規模別経営体数に、それぞれの階層ごとに階層の中間値（50万円～100万円であれば75万円）を乗じて求めた推計結果を基にシェアを算出した。

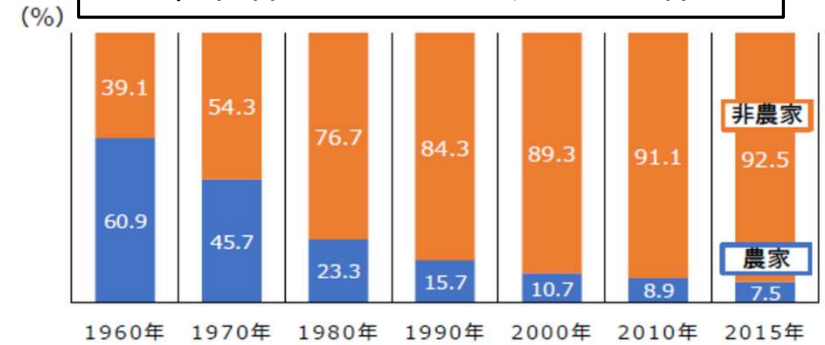
- 都市部や平地に比べ、小規模な農村を多く抱える中山間地域は、今後高齢化と人口減少が急速に進む見通し。
※ 老年人口の割合（2040年の推計）は、中間農業地域で45%、山間農業地域で52%となる見通し。また、1995年と比較した2040年の人口は、中間農業地域で56%、山間農業地域で40%となる見通し。
- また、近年は、農業集落における農家世帯の割合がかなり低下（2015年：7.5%）している状況にある。
- 今後人口減少が本格化する中、農村地域については、農林水産省の施策として行っている買物等の生活支援や営農関連の情報通信環境整備のほか、公共交通・医療・学校など農業施策以外の施策も含め、関係省庁・関係自治体が連携して、集落機能を集約的に活用していく必要がある。

農業地域類型別の人口構成の推移



(出所) 農林水産省作成
 (注1) 【】は1995年を基準値100%とした、2015年と2040年の相対値
 (注2) () は各年の合計人口数における割合

農業集落における農家・非農家の割合



(出所) 農林水産省作成
 (注) 農家：経営耕地面積10a以上または農産物販売額15万円/年以上の世帯
 農業集落：市区町村の区域の一部で農業上形成されている地域社会（全域が市街化区域のものは除外）

第六次国土利用計画(全国計画)素案〔令和5年4月14日 国土審議会〕

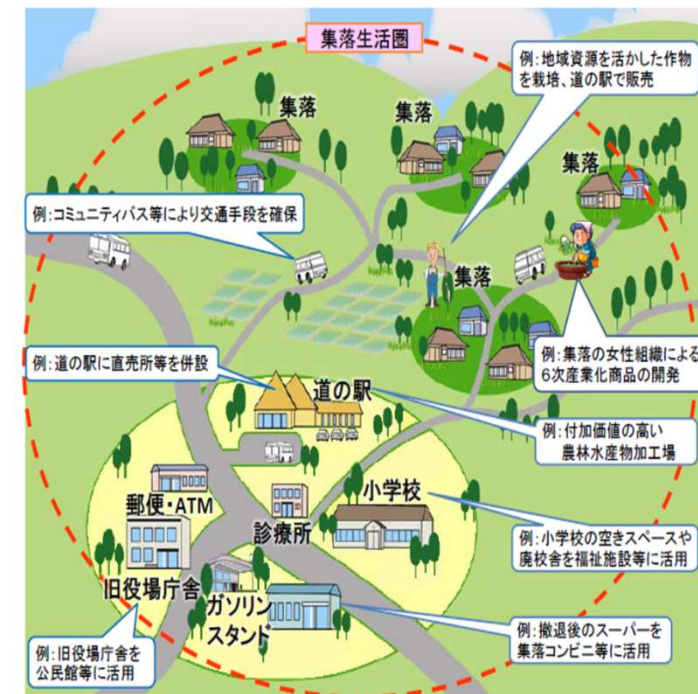
・・・(略)・・・急激な人口減少により生活サービス機能等の維持が困難になると見込まれる中山間地域等の集落地域においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め 周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成・・・(略)・・・を進めることにより、集落機能を集約的に維持・強化し、良好な国土管理を継続させるとともに、美しい景観を保全・創出する。
 その際、地域の発意に基づき、優先的に維持したい農地をはじめとする土地の明確化や管理方法の転換等による持続可能な土地の利用・管理を進めていくことが重要であることから、国土の管理構想に基づく取組や、農用地の保全等により農山漁村の活性化に向けた取組を計画的に推進する。

農林水産省の施策

各府省の関連施策の例

「小さな拠点」のイメージ

日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を歩いて動ける範囲に集め周辺地域と公共交通などのネットワークでつないだもの。



農地の維持管理・営農支援

- 多面的機能支払【487億円】
- 中山間地域等直接支払【261億円】
- 鳥獣被害対策、ジビエ利用拡大【96億円】
- 農山漁村振興交付金【91億円の内数】
 - 最適土地利用総合対策(農地の粗放的利用)

地域コミュニティ形成、買い物等含めた集落機能維持、農村でのビジネス創出

- 農山漁村振興交付金【91億円の内数】
 - 農村RMO形成支援
 - 元気な地域創出モデル支援(買い物支援等)
 - 農山漁村発イノベーション(6次産業化等)
 - INACOME(農山漁村起業支援)
 - 農泊推進(農家民泊、農業体験等)

農村のインフラ更新・再編(整備)

- 農村整備事業(集落排水・農道等)【72億円】
- 農山漁村地域整備交付金(集落排水・農道等)【774億円の内数】
- 農山漁村振興交付金(情報通信環境整備)【91億円の内数】

環境省

- 指定管理鳥獣捕獲等事業 等

内閣府

- 地方創生推進交付金
- 特定地域づくり事業推進交付金
- 地域活性化伝道師

総務省

- 地域おこし協力隊、地域プロジェクトマネージャー
- 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業
- 過疎地域遊休施設再整備事業

国土交通省

- 地域公共交通確保維持改善事業(コミュニティバス等) 等

国土交通省

- 社会資本整備総合交付金(公共下水道、道路等)

環境省

- 循環型社会形成推進交付金(浄化槽)

内閣府

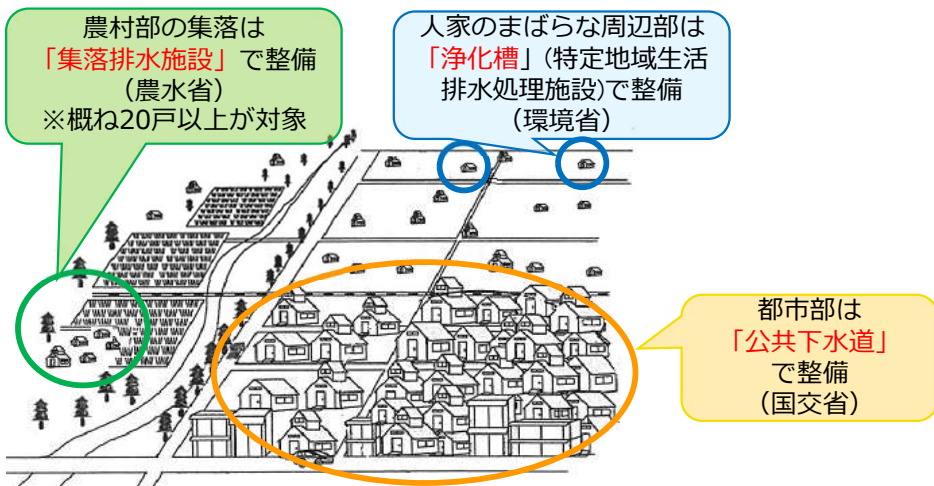
- 地方創生整備推進交付金(污水处理施設、道等)
- デジタル田園都市国家構想推進交付金

総務省

- 地域デジタル基盤活用推進事業 等

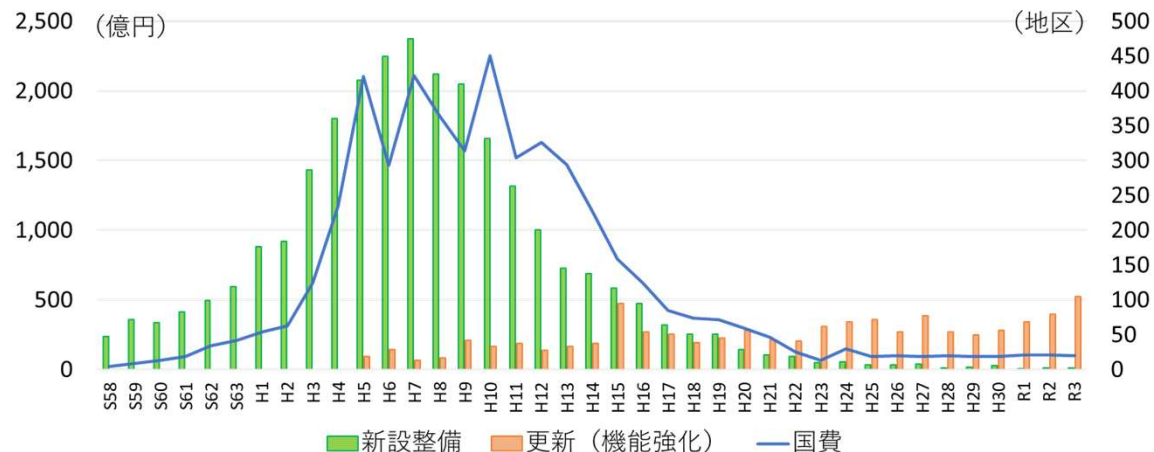
- 農村のインフラ機能について、例えば概ね20戸以上を対象とする農業集落排水は、新設整備は完了しつつある一方で、既存施設の更新のために年100億円程度（漁業集落排水も同様に年20億円程度）の国費が投じられている。
- 今後、更新需要が数倍に増加していくと見込まれる一方で、各農村・漁村の戸数が急速に減少していくことを踏まえれば、①浄化槽による対応や、②集落排水同士あるいは公共下水道との広域化・共同化を進めた上で、③概ね20戸以上を対象とする農業集落排水等として更新する場合にはその低コスト化などを図っていく必要がある。

汚水処理の中での集落排水の位置付け



農業集落排水の事業地区数・費用の推移

(出所) 農林水産省データより
財務省作成



● 20戸の集落におけるコスト比較評価事例

※一般的に、概ね20戸を下回ると浄化槽の方が低コストとなる

集落排水の場合			浄化槽の場合		
	数量	万円/年		数量	万円/年
処理場建設費	48人	90.8	浄化槽建設費	20基	52.3
処理場維持管理費	48人	53.3	浄化槽維持管理費	20基	130.0
管渠建設費	1,000m	77.8			
管渠維持管理費	1,000m	3.1			
計		225.0	計		182.3

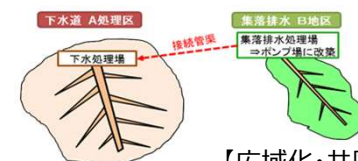
(出所) 持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル(3省庁)

農業集落排水等を含めた汚水処理の広域化・共同化の推進

- 平成30年、関係4省が全都道府県に対し、令和4年度までの「広域化・共同化計画」の策定を要請。
- 集落排水を含め、汚水処理施設の統廃合に取り組む地区数（＝減少する処理場数）の目標を、平成29年度から令和4年度までに450箇所と設定。

目標値 (令和4年度末)	実績値 (令和3年度末)
450箇所	479箇所

【広域化・共同化地区数の目標と実績】



【広域化・共同化のイメージ】

➡ 実績値のうち、農業集落排水等分は368箇所(農業集落排水等の総数は約5,200箇所)

- 農業生産活動が、農産物の供給に加え、防災や環境保全、景観、文化といった「多面的機能」を発揮していることを踏まえ、農地等の維持管理活動への支援（多面的機能支払交付金）や生産条件の不利補正（中山間地域等直接支払交付金）が行われており、営農が必要な農地については、効率化等を図りつつ、引き続き草刈り・泥上げ・水路補修等を支援。
- 他方、営農の継続が難しいと考えられる農地については、例えば放牧や植林など、粗放的利用により低コストでの管理を支援する最適土地利用総合対策の活用を促す。このほか、農泊・農業体験、捕獲した鳥獣のジビエへの活用などの支援策の活用も考えられる。

営農が必要な農地の維持管理支援

● 多面的機能支払交付金

【R5 予算額：487億円、対策期間：R元年～R5年】

農地維持のための草刈りや泥上げ(うち約250億円)、水路・農道等の補修、地域活動(地域住民との交流・農業由来の祭り等)に対して支援

※対象は全国の耕地面積の53%

● 中山間地域等直接支払交付金

【R5 予算額：261億円、対策期間：R2年～R6年】

中山間地域等で営農を継続するための生産条件の不利の補正(予算の約半分は農家個人に農地面積に応じ支払)や集落の共同活動(草刈り、泥上げ等)に対して支援

※対象は全国の中山間地域の耕地面積の40%



【農地の草刈り】



【水路の泥上げ】



【地域住民との交流】

営農継続が難しい農地の粗放的利用

地域での話し合いにより土地利用の将来像を策定し、営農を続けて守るべき農地、粗放的利用(放牧、植林等)を行って低コストで維持管理する農地等を区分していく取組を実施。



【放牧】



【蜜源作物の作付け】



【計画的な植林】

● 最適土地利用総合対策

【R5 予算額：農山漁村振興交付金 91億円の内数】

⇒土地利用構想の策定支援、粗放的利用実証への支援等を実施。

農泊



農業体験



捕獲した鳥獣のジビエへの活用



(出所) 農林水産省

「多面的機能の維持・発揮に係る本(多面的機能支払)交付金の取組による効果の試算について」(令和4年3月16日 農林水産省資料)

評価の視点	機能の種類	試算(参考値)	試算方法
地域資源 の適切な保 全管理	本交付金による遊休農地の発生防止面積及び効果の試算	約18~43億円/年	遊休農地の発生防止面積を遊休農地の回復に要する費用により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる土壌浸食防止効果の試算	約2~5億円/年	農地の耕作により抑止されている推定土壌浸食量を砂防ダムの建設費により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる土砂崩壊防止効果の試算	約3~7億円/年	水田の耕作により抑制されている土砂崩壊の推定発生件数を平均被害額により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる河川流況安定効果の試算	約81~160億円/年	水田の灌漑用水を河川に安定的に還元する能力を利水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価して試算
	遊休農地の発生を防止したことによる地下水かん養効果の試算	約5~13億円/年	水田の地下水涵養量を利水ダムの減価償却費及び年間維持費により評価して試算
自然災害 の防災・ 減災・復 旧	水田の貯留機能向上活動による洪水防止効果の試算	約130億円/年	水田の大雨時における貯水能力を、治水ダムの減価償却費及び年間維持費により試算
	遊休農地の発生を防止したことによる気候緩和効果の試算	約0.02~0.03億円/年	水田には夏場の気温を抑える冷房機能があるため、夏場の農村部と都市部の温度差から冷房料金節減額等を求めて試算
農村環 境の保 全・向 上	農村環境が保全されたことによる保健休養・やすらぎ効果の試算	約1兆7,000億円/年	都市住民が農山村に費やす費用を訪問によって農村から得る効果と一致するとみなして試算

● 洪水や土砂災害の防止などの効果：計239億円~358億円/年

- ※ 下記の「保健休養・やすらぎ効果」を除くと、多面的機能支払交付金(R5年度：487億円)の予算額を下回る。
- ※ 化学肥料・農薬による水質・土壌汚染といった環境負荷等のマイナス効果が考慮されていない。

● 環境保全による保健休養・やすらぎ効果：1兆7,000億円/年

- ※ 多面的機能の効果全体のうち大宗(約98%)は、この「保健休養・やすらぎ効果」が占める。
- ※ 下記試算の詳細のとおり、全旅行者数の約1/4がレクリエーション目的での農村地域への旅行と試算されている。

A. 宿泊を伴う旅行

- ①レクリエーション目的の延べ旅行者数(宿泊) = **17,173万人**
- ②農村地域への旅行者の割合 = 農村地域への旅行者数(農泊) ÷ 総人口 = 68,343千人 ÷ 125,200千人 = **0.55**
- ③農泊のうちレクリエーション目的の割合 = **0.49**
- ④1人1回当たりの消費額(宿泊)(レクリエーション目的) = **約60,995円/年**
- ⑤交付金による農村環境保全率 = 直接支払の認定農用地面積 ÷ 全国の耕地面積 = 2,042千ha / 4,372千ha = **0.467**

B. 日帰り旅行

- ①レクリエーション目的の延べ旅行者数(日帰) = **19,635万人**
- ④1人1回当たりの消費額(日帰)(レクリエーション目的) = **約16,870円/年**
- ②、③、⑤同上

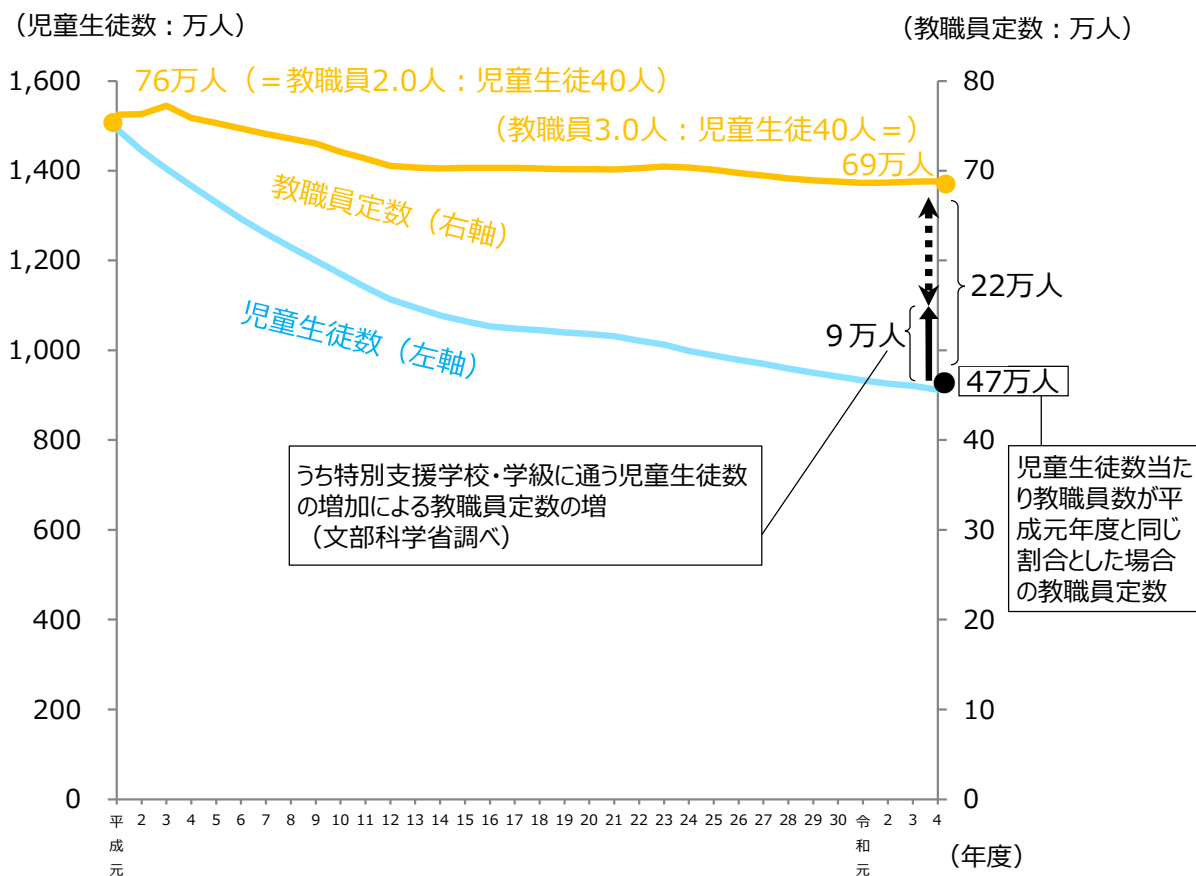
$$\begin{aligned} \text{保健休養・やすらぎ効果} &= (① \times ② \times ③ \times ④) \times ⑤ \\ &= (A : 28,229\text{億円} + B : 8,295\text{億円}) \times 0.467 \\ &= \text{約}1\text{兆}7,000\text{億円/年} \end{aligned}$$

試算額の合計：1兆7,239億円~1兆7,358億円/年

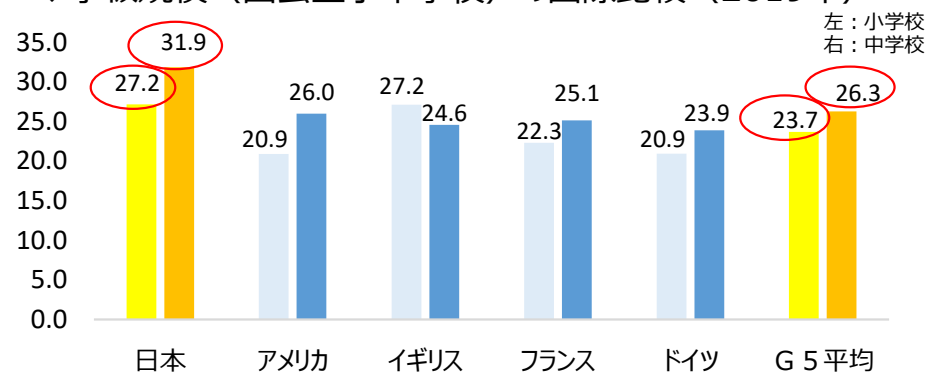
少子化の影響と教職員定数

- 少子化の進展により、平成元年度以降、児童生徒数は約40%減少しているが、教職員定数は児童生徒数の減少ほどには減少していない。この結果、令和4年度における実際の教職員定数は、児童生徒数当たりの教職員定数が平成元年度と同じだったと想定した場合の教職員定数より約20万人分多くなっている（充実している）。
- 日本は諸外国に比べ学級規模が大きいとの指摘があるが、**教員1人当たりの児童生徒数は主要先進国の平均よりも手厚くなっている**（日本は1クラス当たりの担任外教員数が多い）。**経年で比較しても、この傾向が進んでいる。**

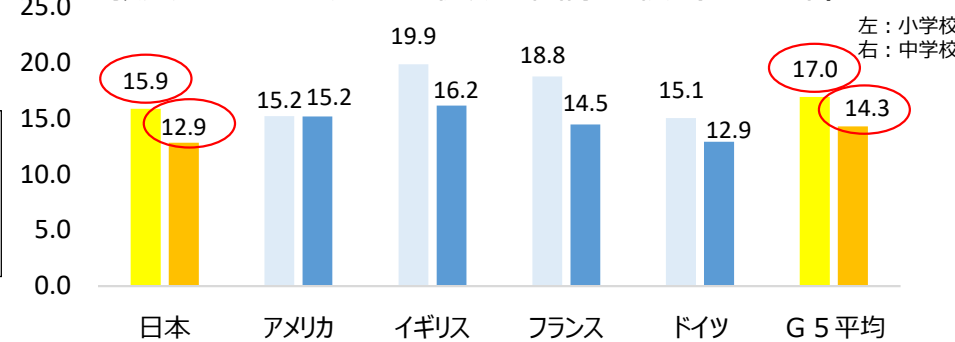
◆教職員定数（公立小中学校）と児童生徒数の推移



◆学級規模（国公立小中学校）の国際比較（2019年）



◆教員1人当たり児童生徒数の国際比較（2019年）



◆日本における教員1人当たり児童生徒数の経年比較

	2001年 (平成13年)	2005年 (平成17年)	2013年 (平成25年)	2019年 (令和元年)	2001年 ⇒ 2019年
小学校	20.6人	19.4人	17.4人	15.9人	▲22.8%
中学校	16.6人	15.1人	13.9人	12.9人	▲22.3%

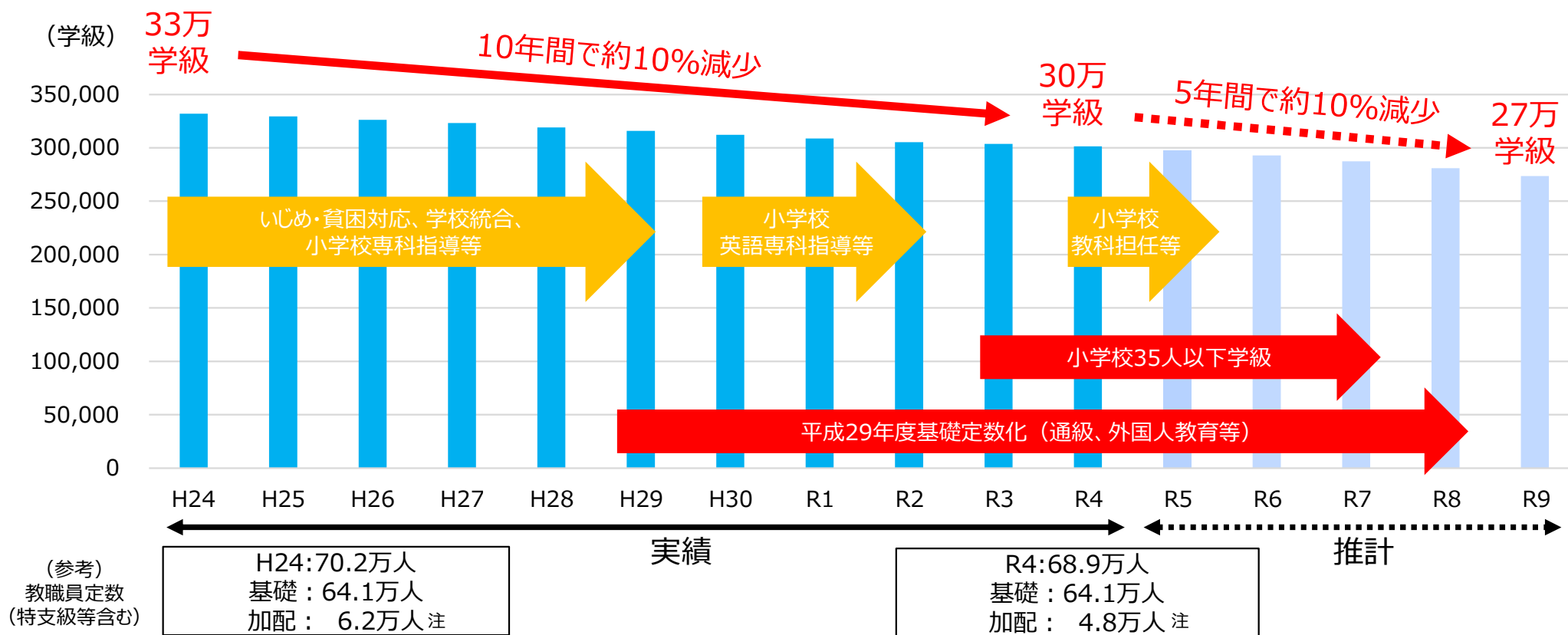
(出所) 令和4年度学校基本統計等を基に財務省で作成

(出所) 各年度Education at a Glance(OECD)等を基に財務省で作成

加配定数と教育の質の向上

- これまでも小学校35人以下学級や小学校高学年における教科担任制など複雑化・困難化する教育課題に対応してきたところ。
- 人口動態を踏まえて試算すると、学級数は令和9年度までに約10%減少すると見込まれており、学級数に合わせて自然減を行う仕組みがない加配定数は、定数増を行わずとも、学級数減の中で実質増となる。
- 若者を中心とした優秀ななり手を確保していくためには、**少子化に伴う加配定数の合理化による財源を、更なる教育の質の向上、特に、教員の勤務環境改善のために活用していくことも考えられるのではないか。**

◆小・中学校の学級数推移・推計（特別支援学級除く）

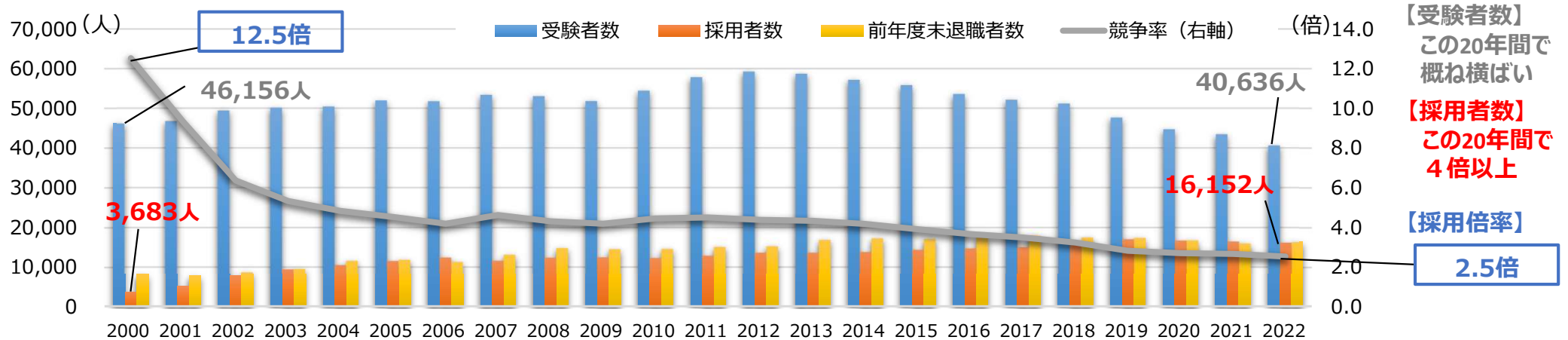


（注）教職員定数については、H29からR4までに2.0万人を加配定数から基礎定数化している（R5～R8までに更に0.8万人基礎定数化を予定）。

教員採用倍率の低下①

- 近年の大量退職を受けて採用者数が増加する中、**教員の採用倍率は大幅に低下**（小学校は2.5倍（過去最低））**する中で、質の高い教員の確保が課題。**
- 当面は定年延長により退職者の減少も見込まれるが、今後、少子化に伴って新社会人が減少していく見込みであることを踏まえると、**なり手の確保が喫緊の課題。**

◆受験者数・採用者数・競争率（採用倍率）の推移【小学校】



令和4年度の採用倍率（小学校）の全国平均は2.5倍となっており、14県では、2.0倍未満となっている。
（秋田県、福岡県：1.3倍、佐賀県、大分県：1.4倍、山形県、長崎県：1.5倍、福島県、富山県、宮崎県：1.6倍、山梨県、島根県、広島県、鹿児島県：1.8倍、新潟県：1.9倍）

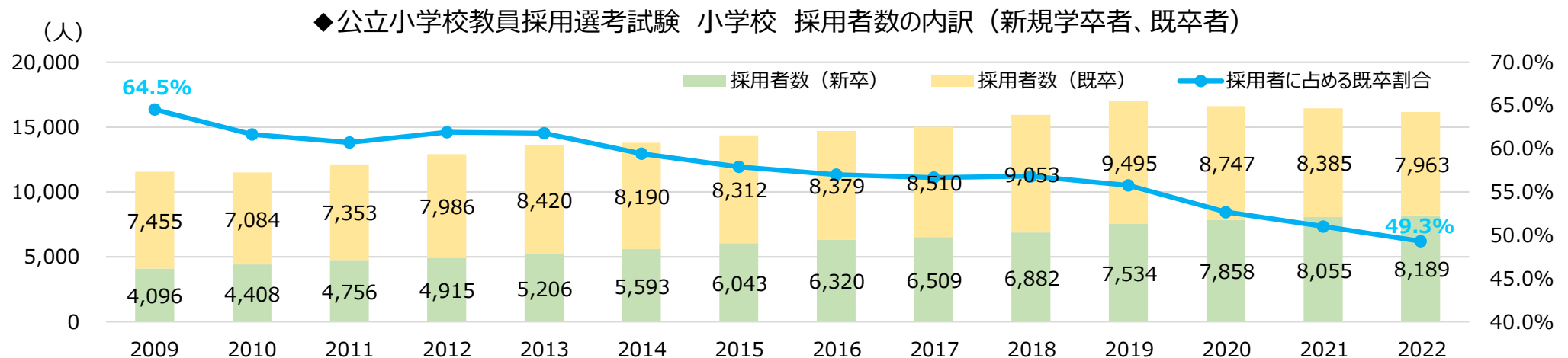
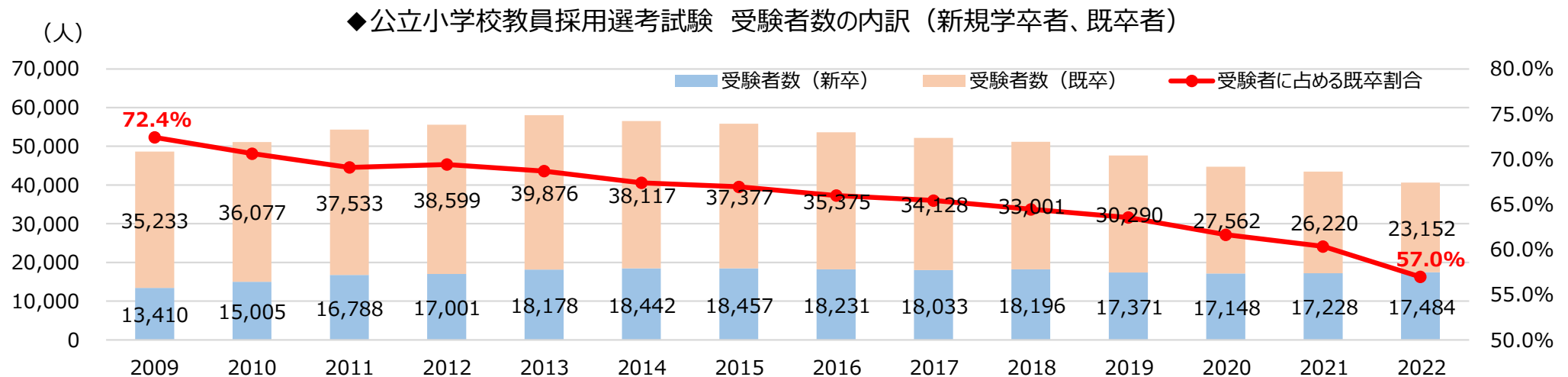
（出所）令和4年度（令和3年度実施）公立学校教員採用選考試験の実施状況に係る文部科学省調査を基に財務省で作成

◆採用倍率の低下がもたらす影響

- ・近年の、経済学の研究には、**教員の「質」を高める政策の経済効果が極めて高い**こと、教員の質が高まることの恩恵をもっとも大きく受けるのは社会経済的に不利な立場にいる子どもたちであることが示されている。こうしたことを踏まえれば、保護者の社会経済的地位による格差が拡大するわが国においても、**教員の質を高めることは重要であるが、教育の「量」と「質」とはトレード・オフの関係にあるという有力な研究が存在**している点には注意が必要だ。Jepsen & Rivkin（2009）では、カリフォルニア州で行われた学級規模の縮小について分析し、学級規模の縮小によって、平均的に子どもたちの数学と国語の学力は上昇したものの、学級規模縮小のもたらす直接的なプラスの効果は、追加的に雇用された教員として経験が少ない質の低い教員が増加したことによってかなりの部分が失われ、質の低い教員の増加のマイナスの影響をもっとも強く受けたのは、黒人や貧困層の子どもたちであったことが明らかとなっている。
- ・日本で**教員の「量」を増やすことを政策目標とした場合、短期的に教員の「質」が低下するという恐れはないか**。そして、教員の働き方、処遇、マネージメント体制や人事評価のあり方などの改善に手をつけることなく、**目の前の仕事が多忙であるという問題を解決するために、ひたすら教員の数を増やせば、教員という仕事の魅力が低下し、優秀な人材が教員の市場に参入することを妨げるだけなのではないか**。
（『少人数学級はいじめ・暴力・不登校を減らすのか』2017.3 中室）

教員採用倍率の低下②

- より詳しく見ると、公立小学校の教員採用選考試験における受験者数減少の要因は、臨時的任用職員や非常勤講師などを続けながら教員採用選考試験に再チャレンジしてきた層（既卒者）が採用数増の中で正規採用されたことなどにより、既卒の受験者数が大幅に減少してきたことだと考えられる。一方、少子化に関わらず**新規学卒者の受験者数は一定数を維持しており、新規学卒者における教職の人気の低下したとは必ずしも言えない。**
- ただし、**少子化の進展を踏まえると、**今後は新規学卒者の受験者数も減少していく恐れがあることから、教育の質を維持向上していくためにも、これまで以上に**教職の魅力を高めていく取組が必要。**



- 令和4年度勤務実態調査を踏まえた文部科学省による推計によれば、時間外勤務については、小学校で月約41時間、中学校で約58時間であり、前回調査（平成28年度）より減少したものの、厳しい勤務実態となっている。
- 教員には、時間外勤務手当は支給されない代わりに教職調整額（給料月額の4%）が本給として支給されている。



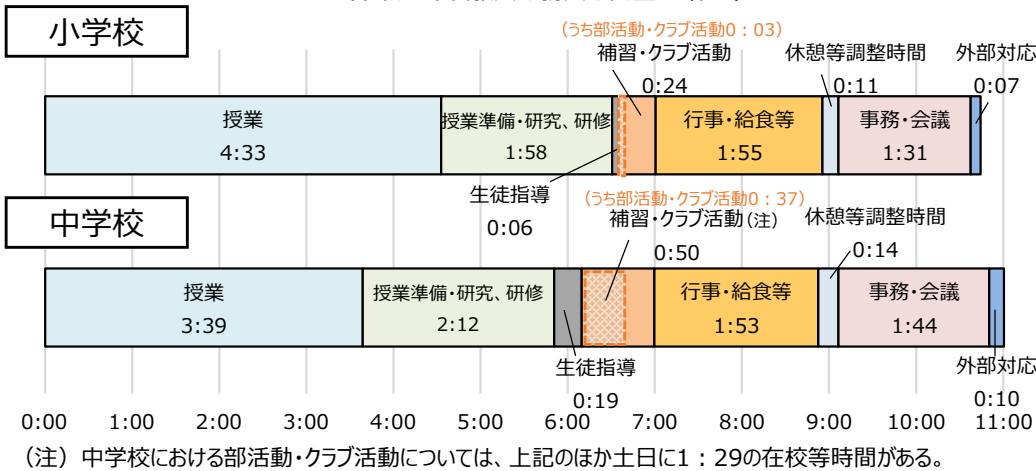
若者を中心として、教職の魅力を高めていくためには、

- **働き方改革の効果を確実なものとするための取組を進めるべき。**
- 教員に負担を負わせない取組を進め、**教員を保護する環境を作るべき。**
- 頑張っている者が報われるような**メリハリの効いた給与体系に見直すべき。**

働き方改革の取組

- 令和4年度教員勤務実態調査によれば、日本の小中学校教員の勤務時間は授業以外の時間が多くを占めており、事務・会議や外部対応などの業務は、教員自身が相対的に負担感が高く、やりがいや重要度が低いと回答。
- 働き方改革の効果を確実なものとするため、**外部人材の予算人員を大幅に拡充**するとともに、令和5年度から、関連する補助事業について、**働き方改革に関する取組状況を公表することを補助要件化**。
- 更なる取組の一つとして、例えば、**教員が担う必要のない業務については、文部科学省・教育委員会が強制的にでも教員の業務としない整理とするなど、踏み込んだ業務の適正化を進めるべき**。

◆小中学校教員の在校等時間（平日）の内訳
(令和4年度教員勤務実態調査より作成)

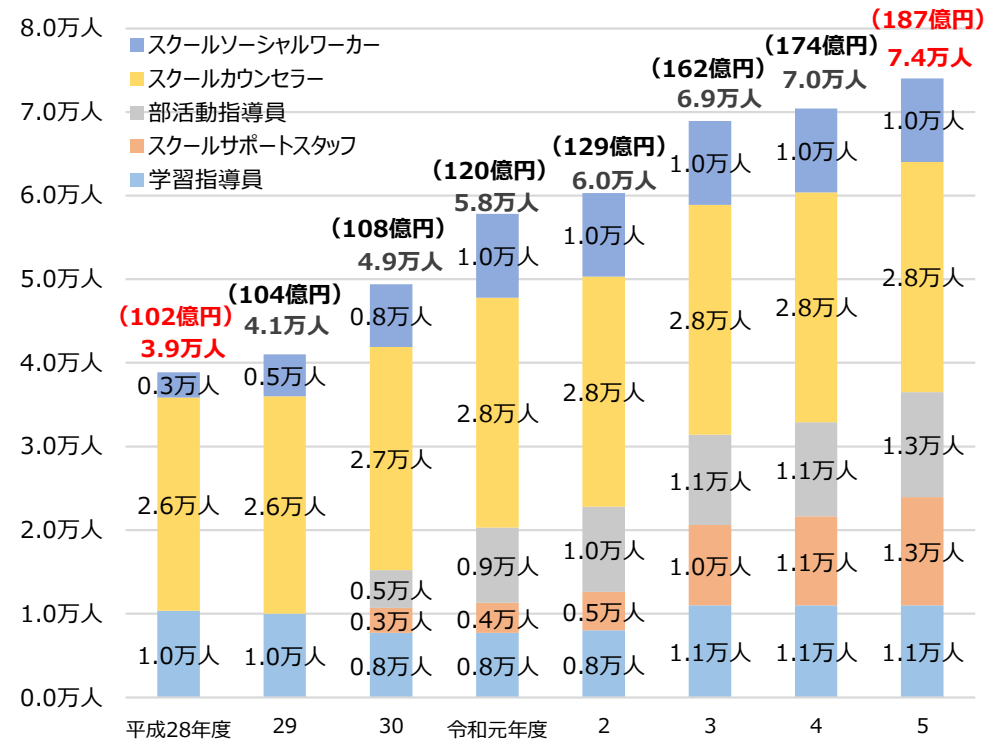


◆業務別の負担、やりがい、重要度
(令和4年度教員勤務実態調査より作成)

下記のスコアは教諭（指導教諭及び主幹教諭を含む）のうち、以下の4件法に基づく回答の集計結果の平均値を基に財務省において機械的に算出したもの【3以上は赤、3以下は青】
(1:全くそうでない、2:どちらかといえばそうでない、3:どちらかといえばそうである、4:そうである)

分類	小学校			中学校		
	負担である	やりがいがある	重要である	負担である	やりがいがある	重要である
授業	2.43	3.29	3.61	2.36	3.16	3.47
授業準備・研究・研修	3.23	2.87	3.29	3.19	2.77	3.25
生徒指導	3.12	2.83	3.24	3.06	2.96	3.35
補習・クラブ活動	3.28	2.57	2.70	3.18	2.86	2.93
行事・給食等	2.97	2.77	3.30	2.91	2.80	3.34
事務・会議	3.35	2.18	2.67	3.29	2.20	2.67
外部対応	3.42	2.16	2.67	3.39	2.09	2.58

◆外部人材の予算人員の推移（予算額推移）

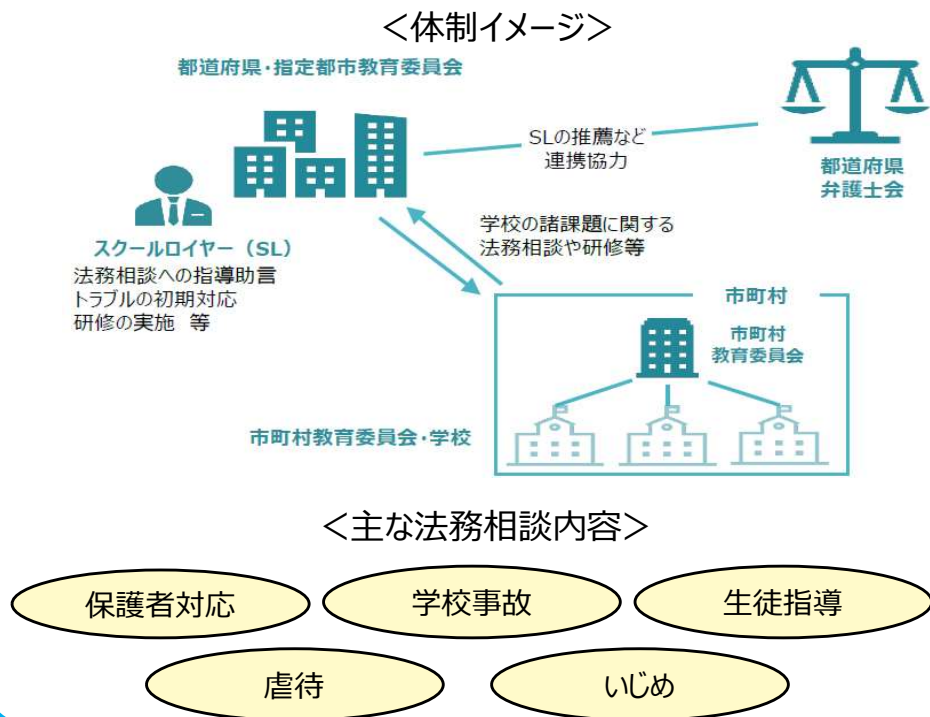


※令和2年度一次補正予算及び令和2年度二次補正予算で措置した新型コロナウイルス対策のための外部人材（スクールサポートスタッフ等）は含まない。
 ※東日本大震災のための緊急SC等活用事業による配置人員は除く。
 ※スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、一学校（区）あたり一人として予算人員をカウント（その他重点配置分を含めていない）。

- 学校や教育委員会への過剰な要求や学校事故への対応等の諸課題について、地方財政措置により、スクールロイヤーが活用されている。
- 都道府県教育委員会が主導して、勤務時間外の教職員対応は原則として行わない旨の周知・協力依頼を発出している例もある。
- **教員に過度な負担を負わせない取組を導入・展開することにより、教員を保護する環境を作っていくべき。**

◆スクールロイヤーによる法的側面からの支援

都道府県・指定都市教育委員会の弁護士等への法務相談経費について、令和2年度より、普通交付税措置を実施。



(出所) 令和4年1月31日規制改革推進会議への投資WG資料「スクールカウンセラー・スクールロイヤーについて」

◆県教育委員会から地域・保護者に対する協力依頼

【奈良県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

- ・学校は、留守番電話を設定するなど、時間外対応が原則できなくなります。
- ・学校行事などの業務を見直します（「常識」や「伝統」にとらわれず真に必要な活動に集中します）
- ・休日の地域行事等について、教員への参加要請等は可能な限り避けて下さい。
- ・給食や掃除、登下校の見回り等学校ボランティアへのお願い。

【沖縄県教育委員会の協力依頼（抜粋・加工）】

- ・教職員の勤務時間は原則、8：15～16：45（小中学校）
- ・勤務時間以外の児童生徒の事件・事故等の緊急時は、警察・救急・消防等の関係機関までご連絡下さい。
- ・部活動の休養日（週2日以上）と適切な活動時間（平日2時間等）を県教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り各学校で定めています。
- ・県立学校は夏季休業中の8月第2週の水・木・金曜日を学校閉庁日とし、原則として教育活動を行いません。緊急な連絡が必要な場合は県教育委員会までお願いします（市町村立学校は、市町村教育委員会が県立学校に準じて設定）。

(出所) 奈良県、沖縄県HPに掲載されている地域・保護者向けリーフレット等

- 教員に対する時間外勤務手当については、その勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当でなく、教員にはなじまないとされており、時間外勤務手当は支給されない代わりに教職調整額（給料月額 \times 4%）が本給として支給されている。国際的に見ても、超過勤務時間数を管理し、実績に応じて手当を支給している例は少ない。

◆給特法の概要

（法律の趣旨）

公立の教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。

- ・教育が特に教員の自発性、創造性に基づく勤務に期待する面が大きいこと
- ・夏休みのように長期の学校休業期間があること

等を考慮すると、その勤務のすべてにわたって一般行政職と同様な時間的管理を行うことは必ずしも適当でなく、とりわけ超過勤務手当制度は教員にはなじまない。

（職務と勤務態様の特殊性を踏まえた処遇）

本給とは正規の勤務時間の勤務に対する報酬であるが、教員の職務はその勤務の特殊性から、勤務時間の内外を切り分けることが適当ではない。

そのため、勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、

- ① 時間外勤務手当は支給しない代わりに
- ② 教職調整額を本給として支給（給料月額 \times 4%）

（正規の勤務時間を超える勤務）

教員については、原則時間外勤務を命じないこととする。時間外勤務を命ずる場合は、政令で定める特定の業務（超勤4項目）に従事する場合であって臨時又は緊急のやむを得ない必要があるときに限る。

1. 生徒の実習に関する業務
2. 学校行事に関する業務
3. 教職員会議に関する業務
4. 非常災害等のやむを得ない場合の業務

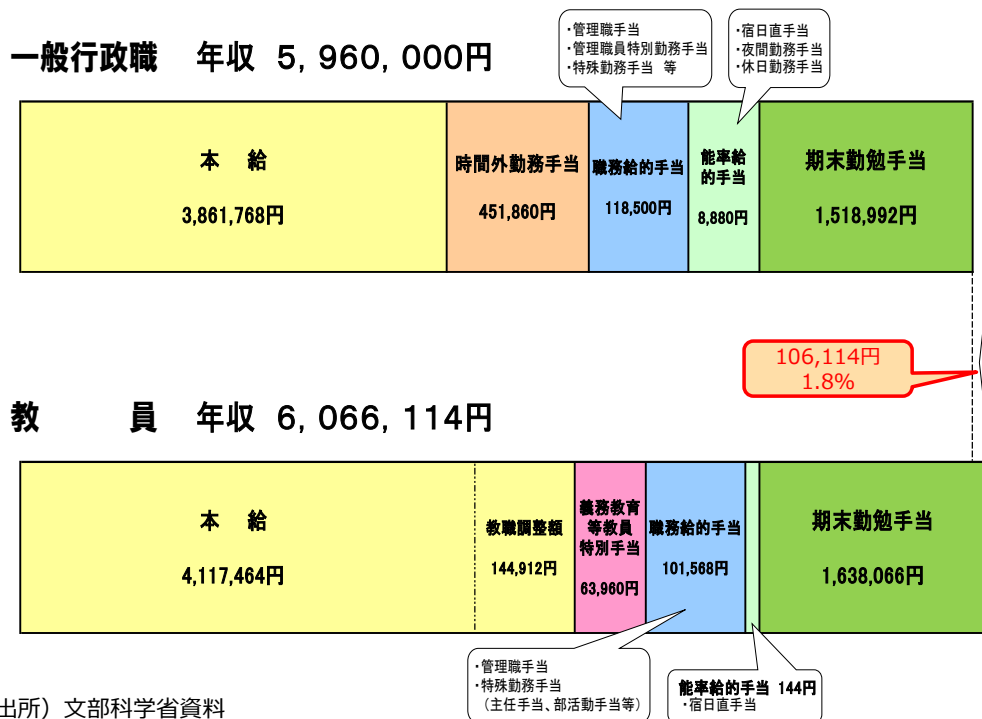
労働基準法第33条第3項を適用し、「公務のために臨時に必要な場合」は、上記の勤務を命じることができる。

◆諸外国における超過勤務に対する処遇

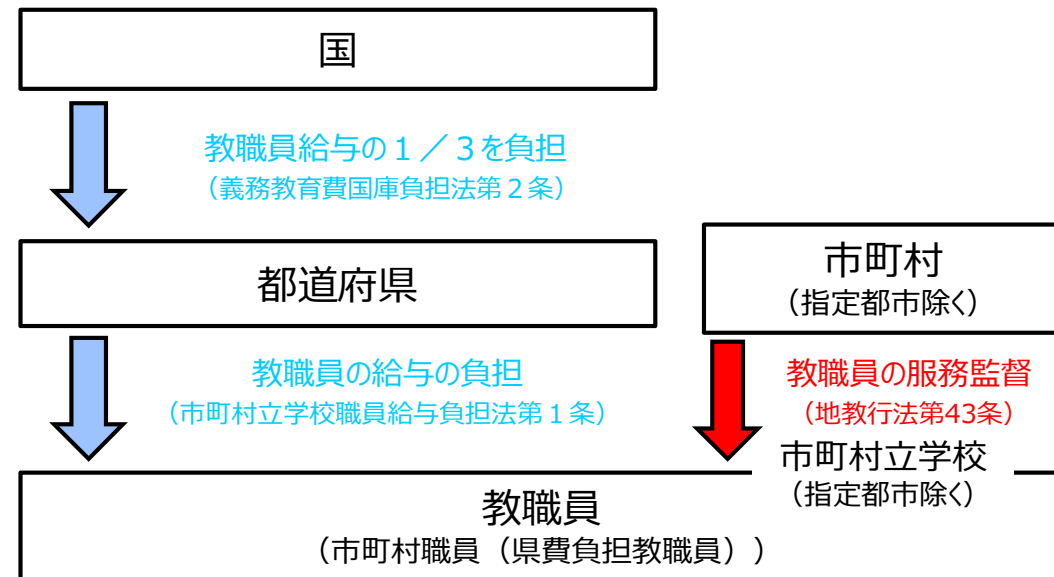
分類	国名
超過勤務時間に対する給与の支払い	
1日4時間（1カ月で57時間）を上限に、予算の範囲内で時間外勤務手当を支給。	韓国
時間外勤務手当に係る規定はあるものの、負担を調整する制度を運用することで、実際に超過勤務手当を支払うことは少ない。	ドイツ (ノルトライン・ヴェストファーレン州)
追加の授業・活動に対する給与の支払い	
法定週間授業以外には学校に勤務する義務がなく、仮に出勤しても給与支払の対象外。補習等を実施する場合には手当が支給。	フランス
設定された時間数を超えて授業を担当する場合、手当が支給。	フィンランド
超過勤務に対する追加的な給与はないが、その代替措置として給与水準が一般公務員よりも高く設定されている ※アメリカについても特定の活動に対する給与あり	アメリカ (ワシントン州シアトル学区)
	オーストラリア (ニューサウスウェールズ州)
超過勤務時間や特定の活動等、 超過勤務に対する処遇なし	イギリス
	カナダ (オンタリオ州トロント教育区)
	ニュージーランド

- 一般行政職と教員の給与（年収ベース）を比較をすると、教員の給与は、時間外勤務手当を含む一般行政職の給与よりも高い。
- 教員は市町村職員であり、サービス監督権者は市町村であるが、給与については、任命権者である都道府県と国が負担している。民間企業と異なり、
 - ① 時間外勤務手当を支給しない代わりに教職調整額（給料月額額の4%）が支給されていること
 - ② 給与負担者とサービス監督者が同一でないこと
 から、民間企業のように働き方改革を進めるインセンティブがわきにくい構造となっている。
- 仮に時間外勤務手当を新設しようとする場合、サービス監督者である市町村が教員の給与を負担していないため、勤務時間が長時間化する恐れ。

◆一般行政職と教員の給与比較（年収ベース）（令和3年度）



◆県費負担教職員制度



(注) 地教行法…地方教育行政の組織及び運営に関する法律
 ※指定都市は、教職員の任命、給与負担、サービス監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与費の1/3を国が負担。
 ※県費負担教職員制度：市（指定都市除く）町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県が負担することとされている。

- 前回の教員勤務実態調査結果の回帰分析によると、主任業務にある一部の教員は勤務時間が長い傾向。
- 教員の職務の特殊性等を踏まえつつ、**頑張っている者が報われるような、メリハリの効いた給与体系に見直すことにより、教職を若者が魅力を感じるように変革していく必要があるのではないか。**
- その際、一律に支給することとしている手当については、そのあり方を見直すことも併せて考えていく必要。

◆教諭の勤務時間を従属変数とする回帰分析（主任部分を抜粋）

回帰分析の結果、主任については、小学校では「教務主任」「学年主任」「教科主任」、中学校では「教務主任」「生活生徒指導主任」「進路指導主任」「学年主任」と、勤務時間が長い傾向にある。（平成28年度 教員勤務実態調査研究報告書 抜粋）

変数	法的根拠	役割	小学校（平日）係数 （分/日）		中学校（平日）係数 （分/日）	
教務主任	○	校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項（教育計画の立案・実施、時間割の総合調整、教科書・教材の取扱い等教務に関する事項）について連絡調整及び指導・助言	32.6	***	18.3	***
生活・生徒指導主任	△	校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言	5.7		20.1	***
進路指導主任	△	校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言	-21.0		20.5	***
学年主任	○	校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項（学年の経営方針の設定、学年行事の計画・実施等当該学年の教育活動に関する事項）について連絡調整及び指導・助言	10.6	***	23.2	***
保健主任	○	校長の監督を受け、保健に関する事項の管理（学校保健計画の立案・実施、学校における保健管理と保健教育の調整）、学校保健委員会の組織・運営等学校における保健管理の総括責任者	5.5		-4.6	
研究主任	×	校長の監督を受け、研究計画のその他の研究に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	1.6		3.1	
庶務主任	×	校長の監督を受け、学校経営の庶務に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	12.2		-7.1	
教科主任	×	校長の監督を受け、教科目標の設定、指導計画の作成等の各教科の経営に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。	7.4	***	0.7	

（注1）法的根拠については、○：学教則に規定（小中）、△学教則に規定（中のみ）、×：各自治体の学校管理規則等に規定（注2）***は1%水準で有意

（出所）公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究報告書（平成30年3月）株式会社リベルタス・コンサルティングの報告書等を基に財務省で作成

◆教員に一律支給している手当

教職調整額（給特法）

勤務時間の内外を問わず包括的に評価した処遇として、時間外勤務手当を支給しない代わりに、教職調整額を本給として支給（給料月額×4%）

義務教育等教員特別手当（人確法）

教員の給与を一般公務員より優遇することを定めた人確法の趣旨に則り、全教員に一律に支給（給料月額×1.5%相当の定額）

- フューチャーデザインの考え方を社会に広く浸透させていくため、対象と目的に応じた各種コンテンツの作成と、実践を推進する。
- 今後、社会で広く自発的な取組が進むことを後押しするため、官民連携のプラットフォームの整備も検討する。

パンフレットの作成（4月28日初版発行）

- ・ フューチャーデザインの考え方を活用した議論に社会各層を広く巻き込み、当事者としての関心を高めていくための取組として、パンフレットを発行、配布。
- ・ 今後、幅広く読者の意見を踏まえながら、柔軟に改訂していくことを検討。



社会人向けワークショップの開催

- ・ グループワークを主体とした社会人向けワークショップを実施。
- ・ 関心のある方が自由に使用可能なワークショップ資料の作成についても検討。
- ・ 財政以外にも様々な社会課題について議論ができるよう、様々なテーマ・パターンのワークショップ資料の作成も検討。

高校生向け「公共」でのプログラムの作成

- ・ 将来のことを考える視点、社会を形成する当事者になる意識を若いうちから身に付けることを目的に、フューチャーデザインを通して世代間倫理を学ぶプログラムを作成。試行的に出前授業を実施。
- ・ 全国の教員がプログラムを自由に活用して授業を実施できるよう、教員向けの参考資料作りも検討。

官民連携での取組推進

- ・ 今後、各分野への横展開、コンテンツ・イベント内容の企画・調整、各種イベント成果の共有などのため、官民連携のプラットフォームを整備することも検討。